

区政概要

平成27年度版



2015



川崎市

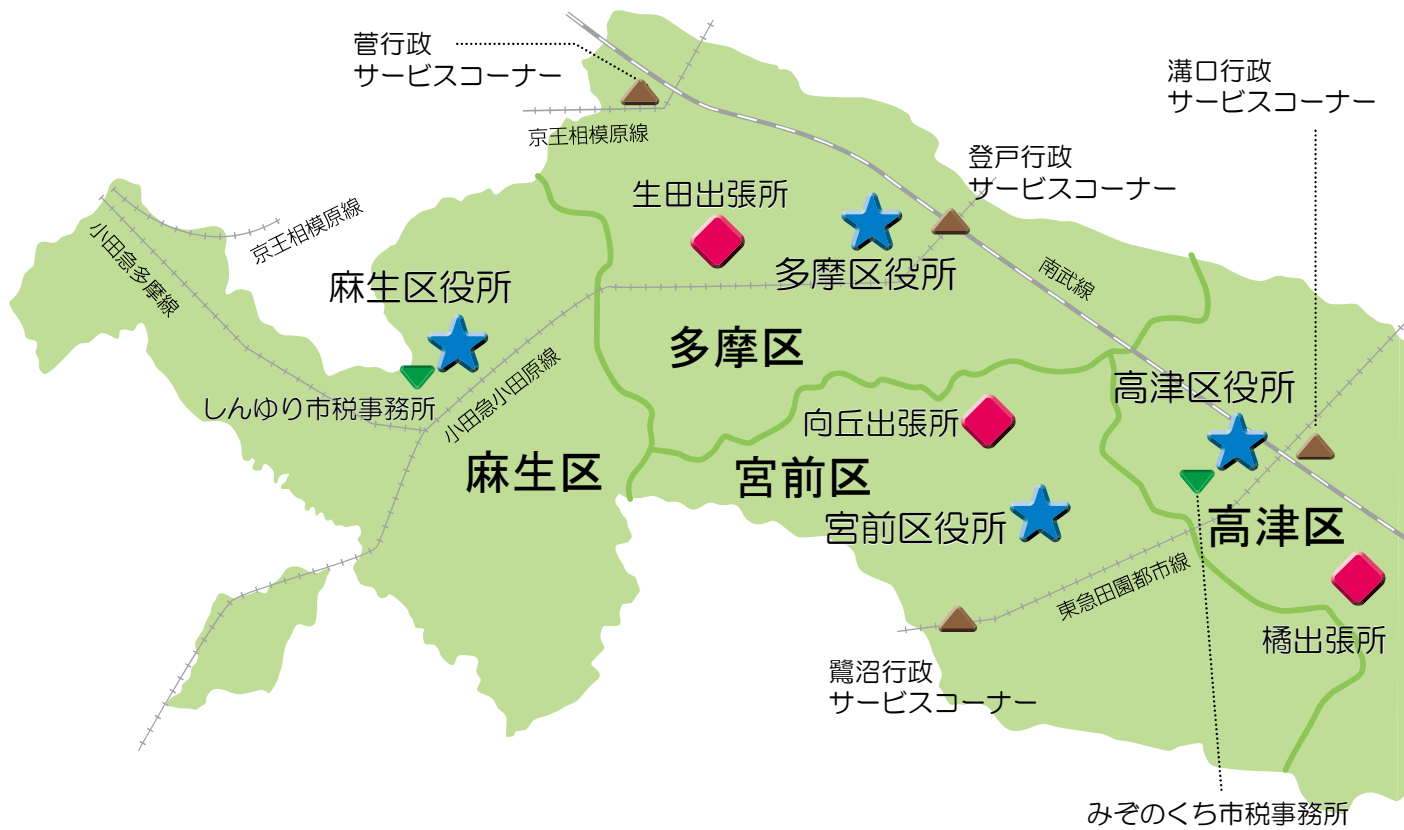
目 次

1 市勢概況	1
(1) 市域図	1
(2) 市域変遷図	2
(3) 市域及び人口推移	3
(4) 区役所・支所・出張所等の設置の沿革	4
(5) 区役所・支所・出張所の所管区域一覧	6
2 区役所機構及び庁舎概況	10
(1) 区役所組織図	10
(2) 区役所職員現在員数	13
(3) 区役所等庁舎概況	14
3 区役所組織の変遷及び市民サービス向上・区役所機能強化への取組	16
4 各区の概要	22
5 区関係諸統計	36
(1) 面積・世帯数・人口・区分別人口・性比・平均年齢	36
(2) 戸籍事務取扱件数	37
(3) 住民基本台帳事務取扱件数	38
(4) 外国人人口	38
(5) 印鑑登録事務取扱件数	39
(6) 国民健康保険・国民年金加入状況	39
(7) 各種児童手当受給状況	40
(8) 選挙人名簿登録者数	40
(9) 生活保護の状況	41
(10) 介護保険の状況	41
(11) 市民相談・市政相談受理件数	42
(12) 法律相談・特別相談受理件数	43
6 区関係諸規定等	44
(1) 区役所等の設置・所管区域、事務分掌等に関するもの	44
川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例（抄）	44
川崎市区役所支所及び出張所設置条例（抄）	45
川崎市区役所等事務分掌規則	45
川崎市区役所等事務決裁規程	57
川崎市区役所等の事務に係る職員の兼務に関する規則	67
川崎市行政サービスコーナー設置要綱	67
川崎市行政サービスコーナーにおける証明書交付事務取扱要領	69

川崎市行政サービスコーナー及び出張所における市民税・県民税証明書交付事務取扱要領	71
川崎市保健所条例	73
川崎市福祉事務所条例	75
(2) 区長委任事務に関するもの	76
川崎市区長委任規則	76
川崎市国民健康保険条例施行規則(抄)	77
川崎市介護保険条例施行規則(抄)	78
川崎市後期高齢者医療に関する条例施行規則(抄)	79
教育委員会事務の委任等に関する規則	80
(3) 区役所機能強化、各種会議の設置、区予算に関するもの	84
2015(平成27)年度 施政方針(抜粋)	84
川崎市自治基本条例	85
川崎市区民会議条例	91
川崎市区民会議条例施行規則	92
川崎市区における総合行政の推進に関する規則	93
川崎市区総合行政推進会議要綱	96
川崎市区課題調整会議要綱	96
川崎市区長連絡会議設置要綱	97
川崎市局・区役所間事業提案等の調整に関する要綱	98
川崎市副区長会議要領	101
川崎市区民サービス部長会議設置要綱	101
川崎市区役所業務関係局連絡調整会議設置要綱	102
川崎市地域課題対応事業実施要綱	103
(4) その他の諸規定	105
川崎市区役所、支所及び出張所会議室等使用要綱	105
川崎市各区シンボルマーク使用承認要領	108
7 主要機関の所管区域一覧	110
(1) 市の主要機関の所管区域一覧	110
(2) 国・県の主要機関の所管区域一覧	112
8 政令指定都市関係資料	114
(1) 政令指定都市 市・区役所一覧	114
(2) 政令指定都市区政担当課一覧	118

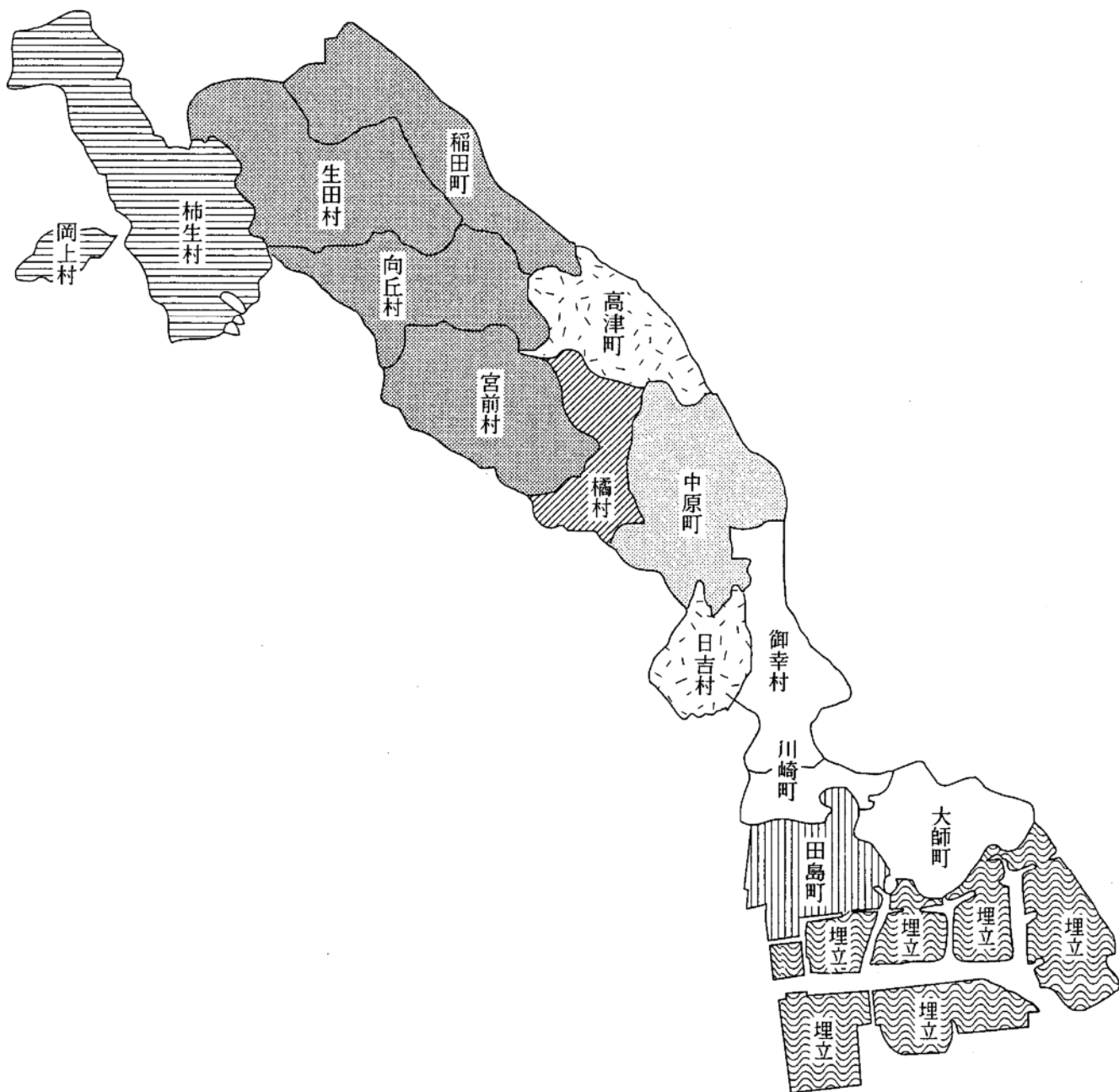
1 市勢概況

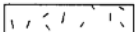
(1) 市域図





(2) 市域変遷図



区 分	合 併 年 月 日	経 過
	大正 13. 7. 1	橘樹郡川崎町、御幸村、大師町を廃し市制施行
	昭和 2. 4. 1	橘樹郡田島町を編入
	昭和 8. 8. 1	橘樹郡中原町を編入
	昭和 12. 4. 1	橘樹郡高津町、および日吉村の一部を編入
	昭和 12. 6. 1	橘樹郡橘村を編入
	昭和 13. 10. 1	橘樹郡稲田町、向丘村、宮前村および生田村を編入
	昭和 14. 4. 1	都筑郡柿生村および岡上村を編入
	昭和16.12.10～平成8.7.30	埋立地および市境変更

(3) 市域及び人口推移

年	項目	面積 (km ²)	世帯数	人口		人口密度 (人/km ²)	付 記
				男	女		
大正	13年	22.23	9,685	50,188	24,877	2,258	大正13. 7. 1 市制施行
	14年	22.23	11,372	55,529	27,753	2,498	昭和2. 4. 1 田島町編入
昭和	元年	22.23	12,209	57,066	28,201	2,567	8. 8. 1 中原町編入
	5年	32.34	22,611	105,146	53,469	3,251	12. 4. 1 高津町、 日吉村の一部編入
	10年	44.20	32,952	156,522	81,874	3,541	6. 1 橋村編入
	15年	128.07	59,985	313,025	173,747	2,444	13. 10. 1 稲田町、向丘村、 宮前村、生田村編入
	20年	129.46	40,213	200,459	109,316	1,548	14. 4. 1 柿生村、岡上村編入
	25年	129.46	71,834	330,555	174,116	2,553	16. 12. 10 水江町他編入
	30年	131.26	110,402	468,588	241,479	3,570	28. 1. 20 千島町編入
	35年度	132.97	170,764	650,734	344,330	4,894	28. 11. 1 大川町他編入
	40年度	136.17	261,415	853,797	447,332	6,270	32. 7. 10 千島町、大師河原、 水江町及び 扇町地先編入
	45年度	136.17	344,948	962,510	503,666	7,068	33. 10. 20 水江町地先編入
	50年度	141.24	359,057	999,195	520,242	7,074	34. 7. 15 大師河原地先編入
	51年度	141.24	362,740	1,009,429	525,159	7,147	35. 1. 20 末広町他編入
	52年度	141.24	364,945	1,014,640	527,289	7,184	7. 25 浮島町他編入
	53年度	141.24	368,491	1,021,690	530,623	7,234	10. 25 水江町地先編入
	54年度	142.16	371,573	1,026,092	532,305	7,218	36. 1. 25 大師河原地編入
	55年度	142.16	375,395	1,030,534	534,858	7,249	4. 25 田辺新田地先編入
	56年度	142.22	380,799	1,037,316	538,658	7,294	7. 20 扇町他編入
	57年度	142.22	389,043	1,049,602	546,088	7,380	37. 4. 10 大師河原夜光町地先 水路開さくのため減少
	58年度	142.63	395,530	1,059,975	551,513	7,432	5. 1 南渡田町地先他編入
	59年度	142.63	406,439	1,071,713	557,653	7,514	38. 3. 16 水江町地先他編入
	60年度	142.63	416,123	1,088,658	566,845	7,633	8. 21 大川町及び扇町地先 他編入
	61年度	142.63	427,131	1,107,080	577,273	7,762	10. 21 田辺新田地先編入
	62年度	142.63	439,761	1,125,689	588,141	7,892	40. 2. 12 浮島町地先、 扇島地先、 千島町地先埋立地編入
	63年度	142.73	450,721	1,140,783	596,724	7,993	4. 16 田辺新田地先編入
平成	元年度	142.77	461,561	1,153,611	603,758	8,080	6. 4 竹ノ下及び白石町地 先編入
	2年度	143.47	475,360	1,169,036	612,228	8,148	41. 3. 17 大師河原地先編入
	3年度	143.73	487,630	1,180,701	618,802	8,215	42. 3. 17 大師河原地先編入
	4年度	143.85	497,008	1,187,324	622,722	8,254	10. 3 大師河原地先編入
	5年度	143.85	502,586	1,189,882	623,506	8,272	47. 4. 1 区制施行
	6年度	143.85	507,982	1,194,250	624,652	8,302	49. 1. 25 扇島地先埋立地編入
	7年度	143.87	513,417	1,198,054	625,660	8,327	9. 1 横浜市緑区と多摩区 の市境変更
	8年度	144.35	520,610	1,206,341	629,142	8,357	11. 29 東扇島地先埋立地編入
	9年度	144.35	529,172	1,216,771	633,747	8,429	50. 2. 15 横浜市港北区、鶴見 区と幸区の市境変更
	10年度	144.35	539,444	1,230,303	640,018	8,523	5. 2 扇島地先埋立地編入
	11年度	144.35	547,828	1,239,148	644,052	8,584	8. 22 東扇島地先埋立地、 扇島地先埋立地編入
	12年度	144.35	558,529	1,253,261	650,672	8,682	54. 8. 21 東扇島地先埋立地編入
	13年度	144.35	571,331	1,269,979	658,567	8,798	56. 9. 11 東扇島地先埋立地編入
	14年度	144.35	582,058	1,283,956	665,024	8,895	57. 7. 1 行政区再編成 (7区制施行)
	15年度	144.35	592,333	1,296,895	670,664	8,984	58. 9. 1 東扇島地先埋立地編入
	16年度	144.35	600,473	1,307,304	675,223	9,056	63. 8. 1 浮島地先埋立地、 東扇島地先埋立地編入
	17年度	144.35	611,999	1,322,432	682,417	9,161	平成元. 8. 1 東扇島地先埋立地編入
	18年度	144.35	627,245	1,345,306	693,474	9,320	2. 8. 1 東扇島地先埋立地、 浮島地先埋立地編入
	19年度	144.35	644,189	1,370,020	705,862	9,491	3. 9. 1 浮島地先埋立地編入
	20年度	144.35	657,059	1,389,784	715,204	9,628	4. 2. 1 浮島地先埋立地編入
	21年度	144.35	665,696	1,404,532	721,504	9,730	8. 1 浮島地先埋立地編入
	22年度	144.35	670,866	1,411,891	723,785	9,781	5. 2. 12 浮島地先埋立地編入
	23年度	144.35	675,027	1,417,486	725,327	9,820	6. 8. 12 浮島地先埋立地編入
	24年度	144.35	679,388	1,423,680	727,253	9,863	7. 6. 20 浮島地先埋立地編入
	25年度	144.35	688,587	1,436,633	732,560	9,952	8. 7. 30 浮島地先埋立地編入
	26年度	144.35	698,552	1,449,651	738,251	10,043	

注1) 面積は、人口密度の計算上、人口データの基準日の数値を採用した。

注2) 世帯数・人口は、大正13年～昭和10年は12月末現在の戸籍人口、昭和15・20年は12月1日現在の本市で実施した人口調査による人口、昭和25年は12月末現在の配給人口である。

昭和30年以降は、住民基本台帳人口と外国人登録人口を合算した。(昭和30年の人口は12月末現在の住民基本台帳人口と外国人登録人口を合算(男女別人口は住民基本台帳人口のみ)、昭和35年度は年度末現在の住民基本台帳人口と12月末現在の外国人登録人口を合算、昭和40年度以降は年度末現在の住民基本台帳人口と外国人登録人口を合算。昭和30年～58年度の世帯数は、住民基本台帳からの数値のみ)

平成25年度以降は年度末現在の住民基本台帳人口(外国人人口含む)から算出。

(4) 区役所・支所・出張所等の設置の沿革

旧町村名	大13. 7. 1	昭2. 4. 1	昭8. 8. 1～ 昭14. 4. 1	昭19. 5. 11	昭21. 8. 21	昭22. 5. 28
川崎町 大 師 町 御 幸 村 田 島 町	川崎市役所			川崎市役所 大師配給事務 取扱所 田島配給事務 取扱所 御幸配給事務 取扱所	川崎地区事務所 大師地区事務所 御幸地区事務所	川崎（本庁） 大師支所 御幸支所
中 原 町		昭8. 8. 1 中原出張所			中原地区事務所	中原支所
日 吉 村		昭12. 4. 1 日吉出張所			中原地区 日吉支所	中原支所
高 津 町		昭12. 4. 1 高津出張所			高津地区事務所	高津支所
橘 村		昭12. 6. 1 橘出張所			高津地区橘支所	高津支所
宮 前 村		昭13. 10. 1 宮前出張所			高津地区 宮前支所	高津支所
向 丘 村		昭13. 10. 1 向丘出張所			高津地区 向丘支所	高津支所
稲 田 村		昭13. 10. 1 稲田出張所			稲田地区事務所	稲田支所
生 田 村		昭13. 10. 1 生田出張所			稲田地区 生田支所	稲田支所
柿生・岡上 2ヶ村事務 組合		昭14. 4. 1 柿生出張所			稲田地区 柿生支所	稲田支所
設置の趣旨	市制施行	合併により 編入され る。	合併により編入 される。	配給事務の取扱 に伴う取扱所が 設置される。	配給事務の強 化、町内会連絡 等の業務を中心 として6地区事 務所、6地区事 務所支所が設置 される。	町内会廃止（昭22. 5. 3）に 伴う配給事務所等の手続の移管に 伴い、支所・出張所が設置され る。（本庁、支所5、出張所2 7）
行政サービス コーナ－						

昭23. 2. 18	昭27. 7. 25	昭47. 4. 1	昭57. 7. 1	平5. 9. 1	平22. 3. 31	平24. 3. 31	平27. 3. 31
(増設分) 池田出張所、桜本出張所、古川出張所、古市場出張所、大師第四出張所(昭23. 6. 30)	本庁	川崎区役所	川崎区役所	川崎区役所	川崎区役所	川崎区役所	川崎区役所
	大師支所 田島支所	大師支所 田島支所	大師支所 田島支所	大師支所 田島支所	大師支所 田島支所	大師支所 田島支所	大師支所 田島支所
	御幸支所	幸区役所	幸区役所	幸区役所	幸区役所	幸区役所	幸区役所
		日吉出張所	日吉出張所	日吉出張所	日吉出張所	日吉出張所	日吉出張所
	中原支所	中原区役所	中原区役所	中原区役所	中原区役所	中原区役所	中原区役所
	日吉出張所						
	高津支所	高津区役所	高津区役所	高津区役所	高津区役所	高津区役所	高津区役所
	橘出張所	橘出張所	橘出張所	橘出張所	橘出張所	橘出張所	橘出張所
	宮前出張所	宮前出張所	宮前区役所	宮前区役所	宮前区役所	宮前区役所	宮前区役所
	向丘出張所	向丘出張所	向丘出張所	向丘出張所	向丘出張所	向丘出張所	向丘出張所
			宮前連絡所	宮前連絡所	宮前連絡所	廃止	
	稲田支所	多摩区役所	多摩区役所	多摩区役所	多摩区役所	多摩区役所	多摩区役所
	生田出張所	生田出張所	生田出張所	生田出張所	生田出張所	生田出張所	生田出張所
	柿生出張所	柿生出張所	麻生区役所	菅連絡所	菅連絡所	麻生区役所	麻生区役所
			柿生連絡所	柿生連絡所	柿生連絡所	柿生連絡所	柿生連絡所
					廃止	廃止	廃止
川崎、大師、御幸支所管内を本庁とする。配給事務の円滑化のため、本庁管内に5出張所を増設する。	配給事務の整理廃止に伴う出張所の整理、統合がある。田島支所が新設される。整理統合した後の出張所は、連絡所としての機能を残した。(本庁、6支所、6出張所、18連絡所)	指定都市への移行に伴い、区役所、支所、出張所となる。	高津区及び多摩区の分区により、宮前区及び麻生区が設置され、宮前出張所及び柿生出張所が連絡所として統合される。(7区役所、2支所、4出張所、2連絡所)	菅連絡所が設置される。(7区役所、2支所、4出張所、3連絡所)	菅連絡所が廃止される。(7区役所、2支所、4出張所、2連絡所)	宮前連絡所が廃止される。(7区役所、2支所、4出張所、1連絡所)	柿生連絡所が廃止される。(7区役所、2支所、4出張所)
昭61. 10. 1 川崎及び小杉行政サービスコーナー開設 平9. 9. 12 溝口行政サービスコーナー開設 平12. 11. 1 鷺沼行政サービスコーナー開設 平18. 12. 1 登戸行政サービスコーナー開設 平22. 4. 1 菅行政サービスコーナー開設							

(5) 区役所・支所・出張所の所管区域一覧

平成27年4月1日現在

区 名		町 名
川崎区	区役所	あ あさひちよう いけだ いさご えきまえほんちよう えのきちよう おおしま 旭町1・2丁目、池田1・2丁目、砂子1・2丁目、駅前本町、榎町、大島1～5丁目、 おおしまかみちよう おがわちよう おだ 大島上町、小川町、小田1丁目
		か かいづかい きようまち 貝塚1・2丁目、京町1～3丁目
		さ さかいまち しもなみき しんかわどおり すずきちよう 境町、下並木、新川通、鈴木町
		た つつみね 堤根
		な なかじま にっしんちよう 中島1～3丁目、日進町
		は ひがしだちよう ふじみ ほりのうちちよう ほんちよう 東田町、富士見1・2丁目、堀之内町、本町1・2丁目
		ま みなとちよう みなみまち みやまえちよう みやもとちよう もとぎ 港町、南町、宮前町、宮本町、元木1・2丁目
		わ わたりだ わたりださんのうちちよう わたりだしんちよう わたりだひがしちよう わたりだむかいちよう 渡田1～4丁目、渡田山王町、渡田新町1～3丁目、渡田東町、渡田向町
	大師支所	あ いけがみしんちよう いせちよう うきしまちよう えがわ 池上新町1～3丁目、伊勢町、浮島町(※)、江川1・2丁目
		か かわなかじま かのん こじまちよう 川中島1・2丁目、観音1・2丁目、小島町
		さ しおはま しょうわ 塩浜1～4丁目、昭和1・2丁目
		た だいし えきまえ だいしがわら だいしこうえん だいしほんちよう 大師駅前1・2丁目、大師河原1・2丁目、大師公園、大師本町、 だいしまち だいまち たまち ちどりちよう できのとのまち 大師町、台町、田町1～3丁目、千鳥町、出来野、殿町1～3丁目
		な なかぜ 中瀬1～3丁目
		は ひがしおおぎしま ひがしもんぜん ひので ふじさき 東扇島、東門前1～3丁目、日ノ出1・2丁目、藤崎1～4丁目
		ま みずえちよう 水江町
		や やこう よつやかみちよう よつやしもちよう 夜光1～3丁目、四谷上町、四谷下町
	田島支所	あ あさだ あさのちよう いけがみちよう おいわけちよう おうぎまち おおかわちよう おおぎしま おだ 浅田1～4丁目、浅野町、池上町、追分町、扇町、大川町、扇島、小田2～7丁目、 おださかえ 小田栄1・2丁目
		か こうかんどおり 鋼管通1～5丁目
		さ さくらもと しろいしちよう 桜本1・2丁目、白石町
		た たじまちよう たなべしんでん 田島町、田辺新田
		は はまちよう 浜町1～4丁目
		ま みなみわたりだちよう 南渡田町

区 名		町 名	
幸 区	区役所	あ	えんどうまち おおみやちょう 遠藤町、大宮町
		か	かわらまち こむかい こむかいちょう こむかいとうしばちょう こむかいなかのちょう こむかいにしまち こんやまち 河原町、小向、 <u>小向町</u> 、 <u>小向東芝町</u> 、 <u>小向仲野町</u> 、 <u>小向西町1～4丁目</u> 、 <u>紺屋町</u>
		さ	さいわいちょう 幸 町 1～4丁目、 <u>しもひらま しんつかごし しんめいちょう</u> 下平間、新塚越、神明町1・2丁目
		た	つかごし つかごし 塚越、塚越1～4丁目、 <u>とて とて</u> 戸手、戸手1～4丁目、 <u>とてほんまち</u> 戸手本町1・2丁目
		な	なかさいわいちょう 中 幸 町 1～4丁目
		は	ひがしふるいちば ふるいちば ふるいちば ふるかまち ほりかわちょう 東古市場、古市場、古市場1・2丁目、古川町、堀川町
		ま	みなみさいわいちょう みやごちょう 南 幸 町 1～3丁目、都 町
		や	やなぎちょう 柳 町
	日吉出張所	あ	おぐら おぐら 小倉、小倉1～5丁目
		か	かしまだ きたかせ 鹿島田1～3丁目、北加瀬1～3丁目
		し	しんおぐら しんかわさき 新小倉、新川崎
		は	ひがしおぐら 東小倉
		ま	みなみかせ 南加瀬1～5丁目
		や	やがみ 矢上
中 原 区		あ	い だ いださんまいちょう いだすぎやまちょう いだなかのちょう いちのつぼ いまい いまいかみちょう 井田1～3丁目、井田三舞町、井田杉山町、井田中ノ町、市ノ坪、今井、今井上町、 いまいなかまち いまいにしまち いまいみなみちょう おおぐらちょう 今井仲町、今井西町、今井南町、大倉町
		か	かみこだなか かみしんじょう かみひらま かみまるこ かみまるこさんのうちょう 上小田中1～7丁目、 <u>上新城1・2丁目</u> 、上平間、上丸子、上丸子山王町1・2丁目、 かみまるこてんじんちょう かみまるこはまんちょう かりやど きたやちょう きづき 上丸子天神町、上丸子八幡町、 <u>荻宿</u> 、北谷町、 <u>木月1～4丁目</u> 、 きづきいせちょう きづきおおまち きづきおんちょう きづきすみよしちょう こすぎ こすぎごてんちょう 木月伊勢町、木月大町、木月祇園町、木月住吉町、小杉、小杉御殿町1・2丁目、 こすぎじんやちょう こすぎまち 小杉陣屋町1・2丁目、小杉町1～3丁目
		さ	しもこだなか しもしんじょう しもぬまべ しんじょう しんじょう しんじょうなかちょう 下小田中1～6丁目、 <u>下新城1～3丁目</u> 、下沼部、新城、 <u>新城1～5丁目</u> 、 <u>新城中町</u> 、 しんまるこひがし しんまるこまち 新丸子東1～3丁目、新丸子町
		た	たじりちょう とどろき 田尻町、 <u>等々力</u>
		な	なかもろこ にしかせ 中丸子、 <u>西加瀬</u>
		ま	まるこどり みやうち 丸子通1・2丁目、 <u>宮内1～4丁目</u>

区 名		町 名	
高津区	区役所	あ	うなね 宇奈根
		か	かじがや 梶ヶ谷1～6丁目、 ^{かみさくのべ} 上作延、 ^{きたみがた} 北見方1～3丁目、 ^{くじ} 久地、 ^{くじ} 久地1～4丁目
		さ	^{さかど} 坂戸1～3丁目、 ^{しもさくのべ} 下作延、 ^{しもさくのべ} 下作延1～7丁目、 ^{しものげ} 下野毛1～3丁目、 ^{すわ} 諏訪1～3丁目、 ^{せ た} 瀬田
		は	^{ひさと} 久本1～3丁目、 ^{ふたご} 二子1～6丁目
		ま	^{みぞのくち} 溝口1～6丁目、 ^{むかしのけ} 向ヶ丘
	橋出張所	あ	あくつ 明津
		か	かにがや 蟹ヶ谷
		さ	^{しばくち} 子母口、 ^{しばくちふじみだい} 子母口富士見台、 ^{しんさく} 新作1～6丁目、 ^{すえなが} 末長1～4丁目
		た	^{ちとせ} 千年、 ^{ちとせしんちょう} 千年新町
		な	^{のがわ} 野川(一部)
		は	^{ひきすえ} 久末
宮前区	区役所	あ	^{ありま} 有馬1～9丁目
		か	かじがや 梶ヶ谷、 ^{たいら} けやき平、 ^{こだい} 小台1・2丁目
		さ	^{さぎぬま} 鷺沼1～4丁目、 ^{しばく} 神木1・2丁目
		た	^{つちはし} 土橋1～7丁目
		な	^{のがわ} 野川(一部)
		は	^{ひがしありま} 東有馬1～5丁目
	向丘出張所	ま	^{まぎぬ} 馬絹、 ^{みやざき} 宮崎、 ^{みやざき} 宮崎1～6丁目、 ^{みやまえたいら} 宮前平1～3丁目
		あ	^{いぬくら} 犬蔵1～3丁目
		か	^{ごしょづか} 五所塚1・2丁目
		さ	^{しおみだい} 潮見台、 ^{しばくほんちょう} 神木本町1～5丁目、 ^{しらはただい} 白幡台1・2丁目、 ^{すがお} 菅生1～6丁目、 ^{すがおがおか} 菅生ヶ丘
		た	^{たいら} 平1～6丁目
		な	^{なんべいだい} 南平台
		は	^{はつやま} 初山1・2丁目
		ま	^{みずさわ} 水沢1～3丁目

区 名		町 名	
多摩区	区役所	あ	いくた 生田1～3丁目、いずみ 和泉
		さ	しゅくがわら 宿河原1～7丁目、すげ 菅1～6丁目、すげいなだづつみ 菅稲田堤1～3丁目、すげきたうら 菅北浦1～5丁目、すげしろした 菅城下、 すげせんごく 菅仙谷1～4丁目、すげの 菅野戸呂、すげばんば 菅馬場1～4丁目、せき 堰1～3丁目
		な	なかのしま 中野島、なかのしま 中野島1～6丁目、ながお 長尾1～7丁目、のぼりと 登戸、のぼりとしんまち 登戸新町
		は	ひがいくた 東生田1～4丁目、ひがしみた 東三田2丁目、ふだ 布田
		ま	ますがた 枅形1～7丁目
	生田出張所	あ	いくた 生田4～8丁目
		か	くりや 栗谷1～4丁目
		た	てらおだい 寺尾台1・2丁目
		な	ながさわ 長沢1～4丁目、にしいくた 西生田1～5丁目
		は	ひがしみた 東三田1丁目、ひがしみた 東三田3丁目
		ま	み た 三田1～5丁目、みなみいくた 南生田1～8丁目
麻生区		あ	おうぜんじ 王禅寺、おうぜんじにし 王禅寺西1～8丁目、おうぜんじひがし 王禅寺東1～6丁目、おかがみ 岡上
		か	かたひら 片平、かたひら 片平1～8丁目、かなほど 金程1～4丁目、かみあさお 上麻生、かみあさお 上麻生1～7丁目、くりぎ 栗木、くりぎ 栗木1～3丁目、 くりぎだい 栗木台1～5丁目、くりひら 栗平1・2丁目、くろかわ 黒川、ごりきだ 五力田、ごりきだ 五力田1～3丁目
		さ	しもあさお 下麻生、しもあさお 下麻生1～3丁目、しらとり 白鳥1～4丁目
		た	たかもし 高石1～6丁目、た ま み 多摩美1・2丁目、ちよがおか 千代ヶ丘1～7丁目、ちよがおか 千代ヶ丘8・9丁目
		な	にじがおか 虹ヶ丘1～3丁目
		は	はくさん 白山1～5丁目、はやの 早野、の はるひ野1～5丁目、ひがしゆりがおか 東百合丘1～4丁目、ふるさわ 古沢、ほそやま 細山、 ほそやま 細山1～8丁目
		ま	まんぶくじ 万福寺、まんぶくじ 万福寺1～6丁目、みなみくろかわ 南黒川、むかいぼら 向原1～3丁目
		や	ゆりがおか 百合丘1～3丁目

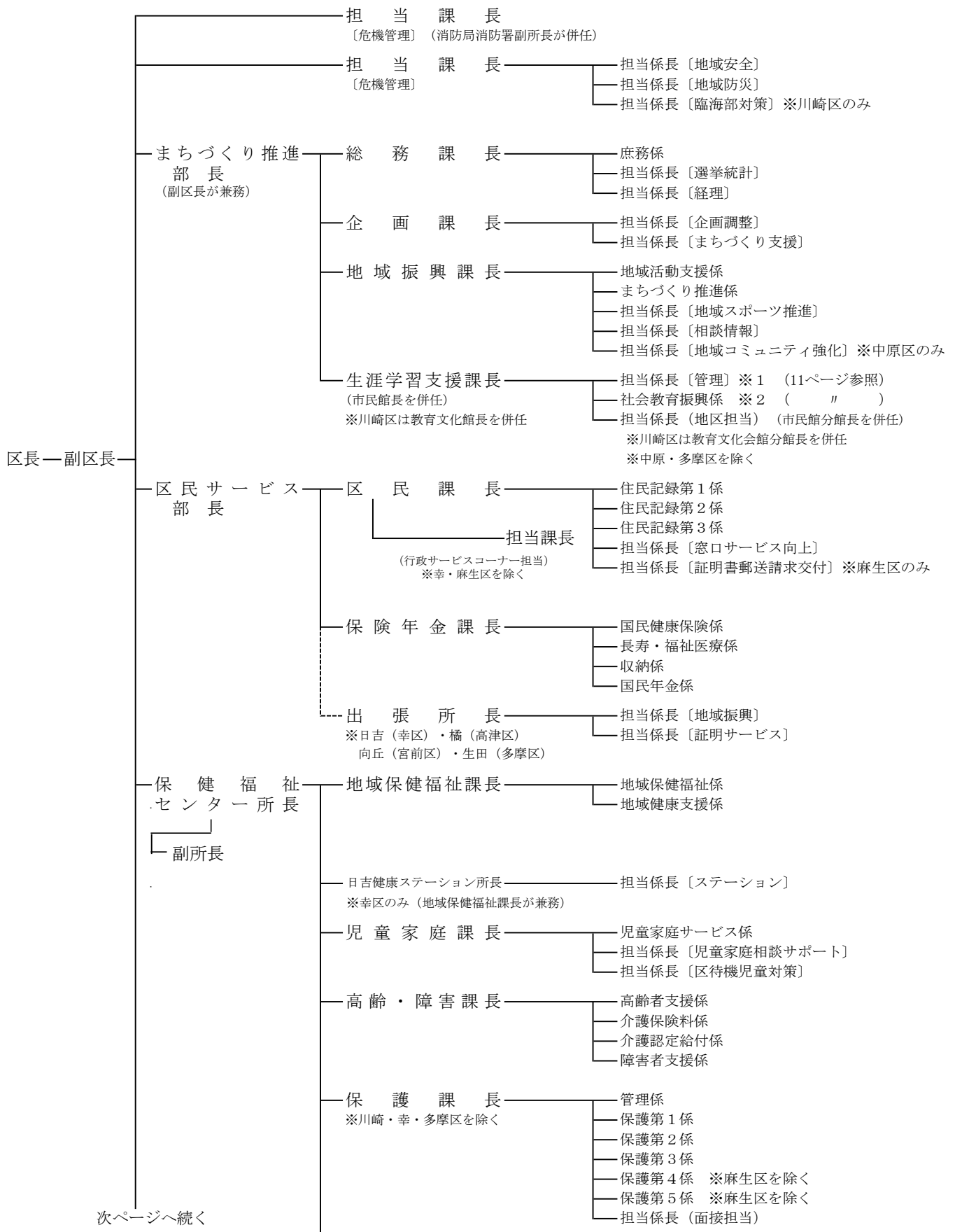
・下線の部分は住居表示施行区域

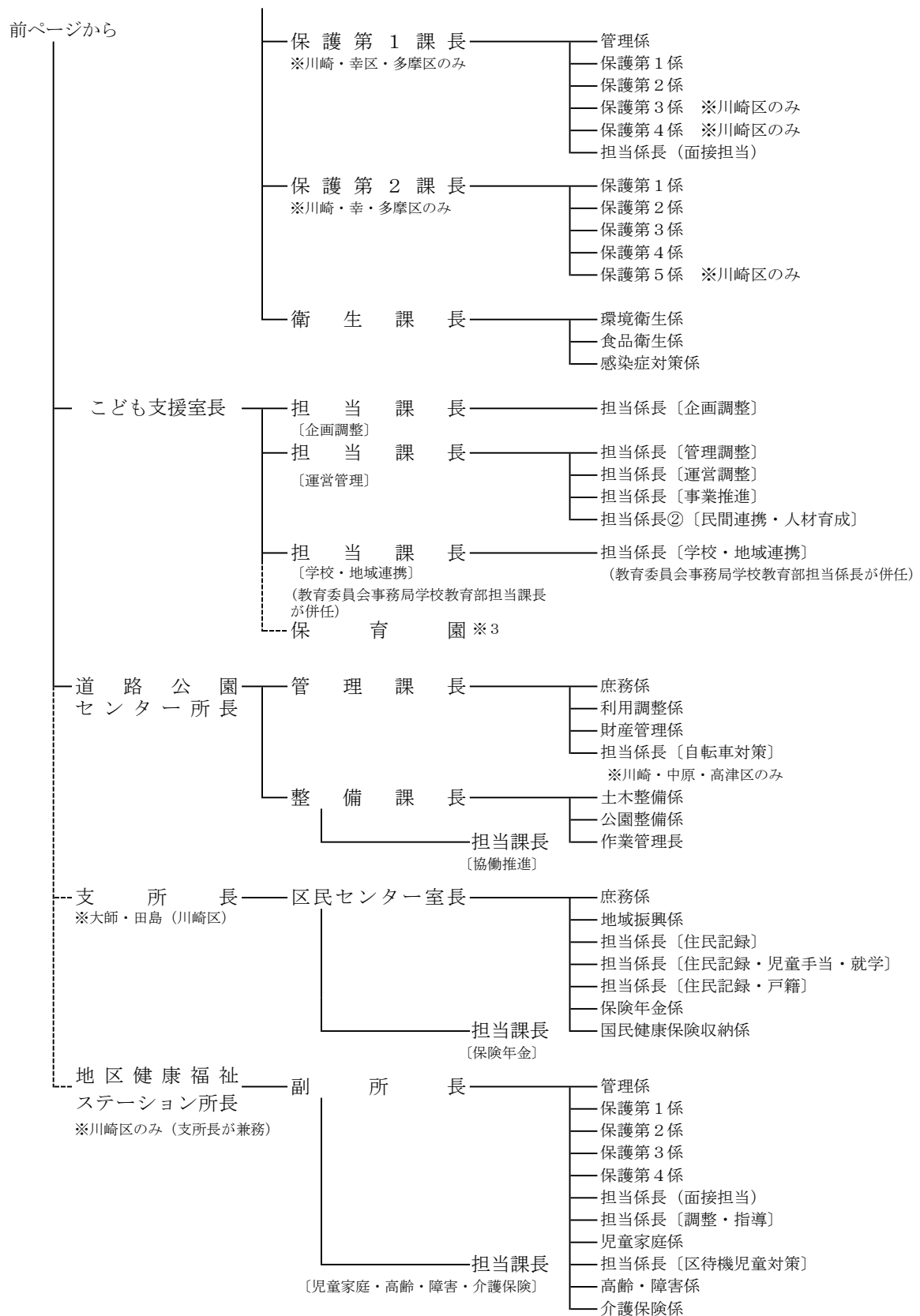
※一部住居表示を実施していない区域がある。(川崎区浮島町)

2 区役所機構及び庁舎概況

(1) 区役所組織図

平成27年4月1日現在





※1 川崎区は教育文化会館担当係長〔管理〕を併任、幸・中原・高津・宮前・多摩・麻生区は市民館担当係長〔管理〕を併任

※2 川崎区は教育文化会館社会教育振興係長を併任、幸・中原・高津・宮前・多摩・麻生区は市民館社会教育振興係長を併任

※3 川崎区（7園）・幸区（8園）・中原区（7園）・高津区（7園）・宮前区（9園）・多摩区（6園）・麻生区（5園）

(2) 区役所職員現在員数

平成27年4月1日現在

		川崎 区役所	幸 区役所	中 原 区役所	高 津 区役所	宮 前 区役所	多 摩 区役所	麻 生 区役所
区長		1	1	1	1	1	1	1
副区長		1	1	1	1	1	1	1
危機管理担当		6	5	5	5	5	5	5
まちづくり推進部	総務課	12	13	14	13	13	13	13
	企画課	6	6	6	6	6	6	6
	地域振興課	10	10	14	10	10	11	11
	生涯学習支援課	15	10	6	11	7	6	7
区民サービス部	区民サービス部長	1	1	1	1	1	1	1
	区民課	24	23	35	32	28	31	26
	保険年金課	17	22	27	27	25	26	24
	日吉出張所		7					
	橘出張所				8			
	向丘出張所					7		
	生田出張所						8	
保健福祉センター	保健福祉センター所長・副所長等	2	2	2	2	3	2	2
	地域保健福祉課	33	29	28	27	27	27	21
	日吉健康ステーション		2					
	児童家庭課	20	20	24	22	23	20	19
	高齢・障害課	30	34	39	34	35	36	32
	保護課			43	50	42		34
	保護第1課	43	26				24	
	保護第2課	41	34				29	
	衛生課	17	12	15	13	12	11	11
こども支援室	こども支援室	12	13	12	12	12	12	12
	保育園	121	158	112	126	162	106	97
道路公園センター	道路公園センター所長	1	1	1	1	1	1	1
	管理課	21	17	22	19	20	21	18
	整備課	33	30	30	32	29	32	32
支所	大師支所長	1						
	大師支所区民センター	31						
	田島支所長	1						
	田島支所区民センター	28						
地区健康福祉ステーション	大師地区健康福祉ステーション	66						
	田島地区健康福祉ステーション	67						
区長・副区長・まちづくり推進部・区民サービス部・こども支援室計(A)		226	270	234	253	278	227	204
保健福祉センター計(B)		186	159	151	148	142	149	119
道路公園センター計(C)		55	48	53	52	50	54	51
支所計(D)		61						
地区健康福祉ステーション計(E)		133						
総 計(A+B+C+D+E)		661	477	438	453	470	430	374

注)「区役所職員現在員数」とは、現在、区役所に在籍している職員数である。

兼務・併任については、区役所業務を本務とする職員は数値に加えた。

兼務・併任についての詳細は、区役所組織図参照

7区総計

3,303

(3) 区役所等庁舎概況

目 施設名		所在地	建築年月	敷地面積 (㎡)	建物構造	延床面積 (㎡)	併設機関等
川 崎 区	川崎区役所	川崎区東田町 8 番地	平成 2 年 1 0 月	5,673.25 (うち市の 持分割合 1,005.93)	鉄筋コンクリート造 地下 1 階地上 2 0 階建の 一部	6,600.34	こころの相談所 市税証明発行コーナー
	大師支所	川崎区東門前 2 丁目 1 番 1 号	昭和 5 0 年 3 月	2,323.76	鉄筋コンクリート造 地上 2 階建	2,588.34	市税証明発行コーナー
	田島支所	川崎区鋼管通 2 丁目 3 番 7 号	昭和 5 0 年 3 月	2,375.74	鉄筋コンクリート造 地上 3 階建	2,644.32	市税証明発行コーナー
	川崎区役所 道路公園 センター	川崎区大島 1 丁目 2 5 番 1 0 号	平成 2 4 年 6 月	2,617.43	鉄骨造地上 2 階建	920.82	
幸 区	幸区役所	幸区戸手本町 1 丁目 1 1 番地 1	平成 2 7 年 2 月	9,177.74	鉄筋コンクリート造一部 鉄骨造一部 鉄筋鉄骨コンクリート造一部 地上 4 階建	8,348.29	市税証明発行コーナー
	日吉出張所	幸区南加瀬 1 丁目 7 番 1 7 号	平成 1 5 年 5 月	2,230.00	鉄筋コンクリート造 地上 3 階建	1,826.04	市民館・図書館分館
	幸区役所 道路公園 センター	幸区下平間 3 5 7 番地 3	昭和 5 2 年 4 月	2,496.56	鉄筋コンクリート造 地上 2 階建	599.75	
中 原 区	中原区役所	中原区小杉町 3 丁目 2 4 5 番地	平成 2 年 4 月	8,644.67	鉄筋コンクリート造 地下 1 階地上 5 階建	8,181.03	こすぎ市税分室
		同 上	昭和 4 8 年 5 月		鉄筋コンクリート造 地上 3 階建	1,912.18	保健福祉センター の一部
	中原区役所 道路公園 センター	中原区下小田中 2 丁目 9 番 1 号	昭和 5 4 年 1 1 月	3,996.49	鉄筋コンクリート造 地上 2 階建	797.76	
高 津 区	高津区役所	高津区下作延 2 丁目 8 番 1 号	平成 4 年 1 1 月	3,618.72	鉄筋コンクリート造 地下 2 階地上 5 階建	10,276.94	建設緑政局中部道水路 台帳閲覧窓口 市税証明発行コーナー
	橘出張所	高津区千年 1 3 6 2 番地 1	昭和 5 1 年 4 月	1,146.19	鉄筋コンクリート造 地上 2 階建	1,057.20	
	高津区役所 道路公園 センター	高津区溝口 5 丁目 1 5 番 7 号	昭和 6 1 年 3 月	3,837.98	鉄骨造 2 階建	620.34	
宮 前 区	宮前区役所	宮前区宮前平 2 丁目 2 0 番地 5	昭和 5 7 年 6 月	5,433.32	鉄筋コンクリート造 地下 1 階地上 4 階建	7,972.02	市税証明発行コーナー
	向丘出張所	宮前区平 1 丁目 1 番 1 0 号	昭和 5 3 年 1 2 月	1,323.01	鉄筋コンクリート造 地上 2 階建	1,025.40	
	宮前区役所 道路公園 センター	宮前区有馬 2 丁目 6 番 4 号	昭和 6 1 年 4 月	3,402.99	鉄骨造地上 2 階建	560.22	

目 施設名		所在地	建築年月	敷地面積 (㎡)	建物構造	延床面積 (㎡)	併設機関等
多 摩 区	多摩区役所	多摩区登戸 1 7 7 5 番地 1	平成 9 年 1 月	6, 167. 47	鉄筋コンクリート造 地下 2 階地上 1 2 階建	18, 544. 10	休日夜間急患診療所 北部小児急病センター 市民館・図書館 乗事センター 防災センター 市税証明発行コーナー
	生田出張所	多摩区生田 7 丁目 1 6 番 1 号	昭和 5 0 年 3 月	1, 369. 00	鉄筋コンクリート造 地下 1 階地上 3 階建	1, 647. 00	
	多摩区役所 道路公園 センター	多摩区菅北浦 4 丁目 1 1 番 2 0 号	平成 1 4 年 3 月	1, 999. 18	鉄骨造地上 2 階建	725. 78	
麻 生 区	麻生区役所	麻生区万福寺 1 丁目 5 番 1 号	昭和 5 7 年 6 月	8, 846. 34	鉄筋コンクリート造 地上 4 階建	7, 353. 56	建設緑政局北部道水路 台帳閲覧窓口 市税証明発行コーナー
	麻生区役所 道路公園 センター	麻生区古沢 1 2 0 番地	昭和 6 1 年 3 月	3, 421. 48	鉄骨造地上 2 階建	508. 54	
行 政 サ ー ビ ス コ ー ナ ー	川崎行政 サービス コーナー	川崎区駅前本町 2 6 番地 2 川崎駅地下街アゼリア 西広場	平成 ※ 2 3 年 3 月	29. 20	鉄骨造 1 階建の一部	29. 20	市バス乗車券発売所 図書返却サービス
	小杉行政 サービス コーナー	中原区小杉町 3 丁目 4 9 2 番 地 J R 武蔵小杉駅舎下	昭和 ※ 6 1 年 1 0 月	38. 00	鉄骨造 1 階建	35. 70	
	溝口行政 サービス コーナー	高津区溝口 1 丁目 3 番 1 号 ノクティプラザ 1 地下 1 F	平成 ※ 9 年 9 月	82. 64	鉄筋コンクリート造 地下 2 階地上 1 0 階建の 一部	57. 85	市バス乗車券発売所
	鷺沼行政 サービス コーナー	宮前区鷺沼 3 丁目 2 番地 1 東急ドエル・アルス鷺沼ネク ステージ 1 F	平成 ※ 1 2 年 1 1 月	102. 56	鉄筋コンクリート造 地上 1 4 階建の一部	102. 56	図書返却サービス
	登戸行政 サービス コーナー	多摩区登戸 3 4 3 5 番地 J R 登戸駅 味の食彩館のぼりと 2 F	平成 ※ 1 8 年 1 2 月	54. 65	鉄骨造 3 階建の一部	54. 65	図書返却サービス 観光案内端末機設置
	菅行政 サービス コーナー	多摩区菅 3 丁目 1 番 1 号 K T プラザ 5 F	平成 ※ 2 2 年 4 月	174. 10	鉄筋コンクリート造 地上 5 階建の一部	174. 10	図書館閲覧所

※現所在地における業務開始年月

3 区役所組織の変遷及び市民サービス向上・区役所機能強化への取組

年	区の設置、出張所等	総合計画等の策定 規則・要綱等の制定	区の自主事業 予算・機能強化
昭和46年		10/2 区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例 10/2 区役所支所及び出張所設置条例	
昭和47年	4/1 政令指定都市移行 区制施行(川崎区・幸区・中原区・高津区・多摩区)	3/31 区役所等事務決裁規程 3/31 区長委任規則 4/1 区役所等事務分掌規則 7/6 区長会議規程(※) 7/10 区行政連絡調整会議規則(※)	
昭和49年			
昭和53年			8～9月 区民懇話会設置
昭和56年			
昭和57年	7/1 宮前区と麻生区を新設 高津区⇒高津区、宮前区 多摩区⇒多摩区、麻生区	6/15 宮前区役所及び麻生区役所連絡所の設置(告示) 7/1 宮前区役所、多摩区役所及び麻生区役所連絡所事務取扱要領	
昭和61年	10/1 川崎及び小杉行政サービス コーナー開設	10/1 行政サービスコーナー設置要綱 10/1 行政サービスコーナーにおける証明書交付事務取扱要領	
平成2年		4/1 区政推進事業実施要綱(※) 6/1 区政推進会議設置要綱(※)	4/1 区政推進事業費を創設 (1区3,000万円)
平成3年		9/2 区要望及び区自主事業の予算化に関する要綱(※)	
平成4年		「川崎市基本構想」	
平成5年	9/1 多摩区役所管連絡所開設	「川崎新時代2010プラン」 7/28 多摩区役所連絡所の設置(告示)(※)	
平成6年		2/10 区役所等の職員の兼務に関する規則	
平成7年			
平成8年			
平成9年	9/12 溝口行政サービスコーナー 開設		
平成10年			
平成11年		10/1 局・区役所間事業提案等の調整に関する要綱 10/1 区長連絡会議設置要綱 10/1 副区長会議設置要領	3/31 区民懇話会を発展的に解散し、まちづくり推進組織に転換 4/1 区パートナーシップまちづくり事業費創設 (1区 300万円)
平成12年	11/1 鷺沼行政サービスコーナー 開設		

組織に関すること	システム導入・サービス向上	年
		昭和46年
4/1 区長・次長を設置 (川崎区役所は区長・次長・2支所長)		昭和47年
4/1 部制導入(川崎区役所を除く) 【部体制】総務部・市民センター・税務部		昭和49年
		昭和53年
	11/14 昼休み時間帯の業務取扱を開始(市民センター市民課)	昭和56年
7/1 高津区役所宮前出張所、多摩区役所柿生出張所 ⇒宮前区役所宮前連絡所、麻生区役所柿生連絡所		昭和57年
		昭和61年
4/1 総務部総務課に区政推進担当主幹及び主査を配置 4/1 中原区役所、高津区役所、宮前区役所、多摩区役所、麻生区役所に設置されていた、総務部農政課(宮前区役所、麻生区役所は総務課農政係)を廃止し、経済局農政事務所に集約		平成2年
4/1 副区長制を導入 ○市民センター⇒区民部に名称変更 【部体制】総務部・区民部・税務部		平成3年
		平成4年
		平成5年
4/1 ○総務部総務課区政推進担当、総務部区民相談室 ⇒同部区政推進・区民相談室に再編	2/14 住民票発行システム稼働 6月 国民健康保険トータルシステム稼働	平成6年
4/1 ○福祉事務所(民生局所管)を区役所に編入 ⇒区民福祉部を設置 ○大師・田島福祉事務所(川崎区)を廃止 ⇒大師・田島地区福祉センターを設置 ○区民部、税務部を統合し、区民生活部を設置 ○総務部区政推進・区民相談室 ⇒総務部区政推進課と区民生活部相談・情報サービスセンターに再編 【部体制】総務部・区民生活部・区民福祉部 (川崎区役所に部制を導入し、全区で部制を実施)	11/6 印鑑登録証明システム稼働 11/6 外国人登録事務システム稼働	平成7年
	10/14 行政サービスコーナーにおいて土・日の業務取扱を開始、証明書交付機の導入による即時交付開始	平成8年
4/1 ○保健所(衛生局所管)を区役所に編入 【部体制】総務部・区民生活部・保健所・区民福祉部		平成9年
	1月 国民年金ハイステップシステム稼働	平成10年
	7/15 区民課オペレーター業務等の委託方式導入	平成11年
	4月 福祉総合情報システム〔介護保険・生活保護・老人医療業務〕稼働 12/1 昼休み時間帯の取扱業務を拡充(保健所・区民福祉部福祉課を除く)	平成12年

年	区の設置、出張所等	総合計画等の策定 規則・要綱等の制定	区の自主事業 予算・機能強化
平成13年			
平成14年		「川崎市行財政改革プラン」 4/1 川崎市魅力ある区づくり推進事業実施要綱(※)	4/1 従来の区政推進事業費と区パートナーシップまちづくり事業費を廃止 ⇒魅力ある区づくり推進事業費を創設 (1区5,000万円) 4/1 道路関係予算の一部を建設費から区役所費に移管
平成15年		6/2 区役所機能強化に係る関係局長・区長会議設置要綱(※)	6月～ 区長が市議会代表質問へ出席
平成16年		12/16 「川崎市基本構想」 12/22 自治基本条例	
平成17年		「川崎市新総合計画(川崎再生フロンティアプラン)」 「第2次川崎市行財政改革プラン」 4/12 区民サービス部長会議設置要綱 8/2 区役所業務所管本庁部局連絡調整会議設置要綱	4/1 款・区役所費の創設
平成18年	12/1 登戸行政サービスコーナー開設	3/23 区民会議条例 3/31 区民会議条例施行規則 3/31 区における総合行政の推進に関する規則 4/1 協働推進事業実施要綱(※) 5/31 区総合行政推進会議要綱 5/31 区課題調整会議要綱	4/1 魅力ある区づくり推進事業費を協働推進事業費に改め、1区5,000万円から5,500万円に増額 区の課題解決に向けた取組の予算を創設
平成19年		6/11 川崎市行政サービスコーナー及び連絡所における 市民税・県民税証明書交付事務取扱要領	
平成20年		「川崎市新総合計画(川崎再生フロンティアプラン)第2期 実行計画」 「新行財政改革プラン」 6/24 住民投票条例	協働推進事業費1区5,500万円に特定財源を上乗せできる方式に変更 区の課題解決に向けた取組の予算に要求基準枠を設定
平成21年		3/31 住民投票条例施行規則	

組織に関すること	システム導入・サービス向上	年
4/1 ○総務部区政推進課と区民生活部相談・情報サービスセンターを再編 ⇒相談・情報課(川崎区役所のみ) 区政推進課(多摩区役所を除く) 地域振興課(川崎区役所を除く) ○総務部を廃止し、区民生活部に統合 【部体制】 区民生活部・保健所・区民福祉部	1月 新市税システム[市県民税・滞納整理・軽自動車税オンライン]稼働(順次) 2/1 保健所において昼休み時間帯の業務取扱を開始 12月 福祉総合情報システム[高齢者福祉・地域福祉・母子福祉・障害福祉・保育業務]稼働	平成13年
4/1 ○土木事務所の一部を区役所に編入 ⇒新たに道路維持担当を設置(土木事務所との兼務)	8/5 住民基本台帳ネットワークシステム一次稼働 10/18 高津区役所区民福祉部保険年金課ISO9001認証取得に向けたキックオフ宣言	平成14年
4/1 ○土木事務所(建設局所管)を区役所へ編入 ⇒建設センターを設置 ○保健所と区民福祉部(福祉事務所)を統合 ⇒保健福祉センターを設置 ○各区区政推進担当課へ区役所機能強化推進担当主査(総務課兼務)を配置 【部体制】 区民生活部・保健福祉センター・建設センター	8/25 住民基本台帳ネットワークシステム本格稼働 9/19 多摩区役所区民生活部区民課ISO9001認証取得に向けたキックオフ宣言 11/20 高津区役所保健福祉センター保険年金課ISO9001認証取得	平成15年
4/1 ○区役所の企画調整部門創設 ⇒総務課を総務企画課に改組 ○区政推進・地域振興・相談情報部門を地域振興課へ一元化	3月・4月 高津区役所区民課で繁忙期日曜窓口開設 10月 新市税システム[固定資産税・事業所税オンライン、市税統計]稼働(順次) 12/16 多摩区役所区民生活部区民課ISO9001認証取得	平成16年
4/1 ○区民協働推進部を設置 ⇒地域振興課を移管 ⇒地域振興課に身近な環境整備担当、まちづくり支援担当(まちづくり局計画部景観・まちづくり支援課主査が兼務)を配置 ⇒生涯学習支援課(教育文化会館・市民館・市民館分館職員が併任)を設置 ○区民生活部を再編し、区民サービス部を設置 ○区役所付け担当組織として、こども総合支援担当(参事・主幹・主幹(教育委員会事務局学校教育部指導課(川崎区～麻生区学校運営支援担当)が併任)を配置 【部体制】 区民協働推進部・区民サービス部・保健福祉センター・建設センター	3月・4月 全区役所区民課で繁忙期日曜窓口開設 7月 期日前投票システム稼働	平成17年
4/1 ○区行政改革関係業務の総合企画局への一元化 ⇒市民局調整課を廃止し、区役所の予決算・施設管理に係る事務を総合企画局自治政策部(区行政改革推進担当)に移管 ⇒総合企画局に「区の課題調整担当」を設置 ○保健福祉センターに高齢者支援課を設置 ○区長権限により配分できる職員枠(各区1名)を創設 ○支所の税務課を廃止し、市税証明発行コーナーを設置 ○市営住宅の管理代行制度導入に伴い、建築課住宅係を廃止	3月・4月 全区役所区民課・保険年金課・市民税課で繁忙期日曜窓口開設	平成18年
4/1 ○建築課を廃止し、建築確認業務及び開発指導業務をまちづくり局指導部に一元化 ○地域振興課にまちづくり支援担当を配置	3月・4月 全区役所区民課・保険年金課で繁忙期日曜窓口開設を開始(※) 6/4 戸籍総合システム稼働 6/11 区役所・支所・出張所において川崎市行政サービス端末稼働 10月 第2・第4土曜日午前中に区民課・保険年金課業務取扱を試行開始 福祉総合情報システム[災害時要援護者登録台帳]稼働	平成19年
4/1 ○総務企画課を廃止し、総務課・企画課を設置 ○まちづくり支援担当を地域振興課から企画課に移管 ○地域振興課に地域安全担当主幹を配置、身近な環境整備担当を廃止 ○こども総合支援担当を廃止し、こども支援室を設置 ○区長権限により配分できる職員枠(各区1名)を廃止 ○総合企画局「区の課題調整担当」を廃止 【部体制】 区民協働推進部・区民サービス部・保健福祉センター・こども支援室・建設センター	4/1 連絡所・行政サービスコーナーにおいて川崎市行政サービス端末稼働 国民健康保険ハイアップシステム稼働 福祉総合情報システム[後期高齢者医療]稼働 4月 川崎市区役所サービス向上指針を策定	平成20年
4/1 ○危機管理主幹を設置(消防局消防署副所長が併任) ○区民課に窓口サービス向上担当を設置 ○衛生課に感染症対策担当を配置、水道衛生担当を廃止 ○保険年金課・地区健康福祉ステーションに収納担当(健康福祉局地域福祉部収納管理課主査が兼務)を設置	4月 4月の第1土曜日にも全区区民課、保険年金課臨時窓口開設を開始	平成21年

年	区の設置、出張所等	総合計画等の策定 規則・要綱等の制定	区の自主事業 予算・機能強化
平成22年	3/31 多摩区役所菅連絡所廃止 4/1 菅行政サービスコーナー開設	3/31 多摩区役所菅連絡所の廃止(告示)	4/1 協働推進事業費1区5,500万円の予算 権限を区長に付与 8月～ 協働推進事業費と区の課題解決に向 けた取組の予算を地域課題対応事業費とし て統合し、予算権限を区長に付与 12月～ 区長が市議会一般質問へ出席
平成23年		「川崎市新総合計画(川崎再生フロンティアプラン)第3期 実行計画」 「川崎市新たな行財政改革プラン～第4次改革プラン～」 4/1 地域課題対応事業実施要綱	4/1 区民会議開催経費及び区民祭開催経 費を区に直接配当・予算権限を区長に付与
平成24年	3/31 宮前区役所宮前連絡所廃止	3/31 宮前区役所宮前連絡所の廃止(告示)	
平成25年			9月～ 区長が市議会予算審査特別委員会 及び決算審査特別委員会へ出席
平成26年			4/1 区の新たな課題即応事業費(1区500万 円)を創設
平成27年	3/31 麻生区役所柿生連絡所廃止	3/31 麻生区役所柿生連絡所の廃止(告示)	4/1 地域課題対応事業費の区独自と局区 連携の枠組みを廃止 4/1 区役所等管理運営費を区に直接配当・ 予算権限を区長に付与

注)規則・要綱等及びサービス向上の末尾に(※)があるものは、既に廃止されている。

組織に関すること	システム導入・サービス向上	年
4/1 ○建設センターを廃止し、道路公園センターを設置 ○教育文化会館・市民館の管理運営業務を教育委員会から各区役所(生涯学習支援課)に委任 ○有馬野川生涯学習支援施設(アリーナ)の管理運営業務を教育委員会から宮前区役所に委任(指定管理者による管理運営) ○スポーツセンター・とどろきアリーナ・体育館・武道館を各区役所が管理運営(指定管理者による管理運営) ○大山街道ふるさと館を高津区役所が管理運営(指定管理者による管理運営) ○地域振興課に地域スポーツ推進担当を設置 【部体制】区民協働推進部・区民サービス部・保健福祉センター・こども支援室・道路公園センター	4/1 ○行政サービスコーナーにおいて行政サービス端末稼働時間を拡大 ○行政サービスコーナーにおいて窓口開設時間を延長	平成22年
4/1 ○保育園の管理運営及び地域子育て支援センター事業を市民・こども局こども本部から各区役所(こども支援室)に移管 ○保健福祉センター保険年金課に収納係を設置するとともに、国民健康保険係及び長寿・福祉医療係に再編 ○地区健康福祉ステーションに保険年金担当課長及び国民健康保険収納係を設置 ○区会計管理者を区民サービス部長から総務課長に変更 12/5 ○市税事務所(市税分室)の開設 ⇒市民税課、資産税課及び納税課を廃止し、財政局市税事務所(市税分室)に集約するとともに、区役所(中原区役所を除く。)に市税証明発行コーナーを設置	4/1 各区役所区民課にフロア案内を配置 4月 毎月第2・第4土曜日午前中の区民課・保険年金課業務取扱を継続実施	平成23年
1/1 ○出張所の届出業務を区役所区民課に集約し、係制を廃止 4/1 ○区役所に副区長の直轄組織として危機管理担当(地域安全・地域防災)を設置 ○区民協働推進部を再編し、まちづくり推進部を設置 ○こども文化センター・わくわくプラザ事業の管理運営業務を市民・こども局こども本部から各区役所(こども支援室)に移管(指定管理者による管理運営) ○市民・こども局に区政推進部を設置 ⇒総合企画局自治政策部(区行政改革推進担当)を廃止し、区役所の予決算・施設整備等に係る事務を市民・こども局区政推進部調整課に移管 【部体制】まちづくり推進部・区民サービス部・保健福祉センター・こども支援室・道路公園センター	3月 川崎市市区役所サービス向上指針を改定	平成24年
4/1 ○保健福祉センター保健福祉サービス課及び高齢者支援課を廃止し、児童家庭課及び高齢・障害課を設置 ○川崎区役所危機管理担当に臨海部対策担当を設置 ○中原区役所地域振興課に地域コミュニティ強化担当を設置 ○新たな公立保育所事業を川崎・宮前区で先行実施 10/1 ○東海道かわさき宿交流館を川崎区が管理運営(指定管理者による管理運営)	2月 区役所に設置している川崎市行政サービス端末を削減(各2台→各1台)	平成25年
1/1 ○児童家庭課及び川崎区役所各地区健康福祉ステーションに区待機児童ゼロ対策担当を設置 4/1 ○新たな公立保育所事業を全区で実施		平成26年
4/1 ○区民課の係体制を住民記録第1～3係に再編 4/1 ○市民・こども局に市民生活部企画課を設置 ⇒区役所の予決算・施設整備等に係る事務の一部を市民・こども局区政推進部調整課から市民・こども局市民生活部企画課に移管		平成27年

★ 平成 27 年度 主な地域課題対応事業

事業名（担当課）	事業内容
危機管理対策事業 （危機管理担当）	市の地域防災計画の改訂等に合わせ、区の地域防災計画の見直しを行うとともに、職員を対象にした訓練や研修を実施し、区役所職員の災害対応力を高める取組を行う。また、庁舎内の安全対策の改善を行うとともに備品の整備や、区民、事業者、行政の連携を強化するため「川崎区危機管理地域協議会」を開催し、地域防災力の更なる向上を図る。
地域資源を活かしたまちづくり事業 （地域振興課）	地域住民及び団体との協働により、東海道かわさき宿交流館を中心に東海道川崎宿の歴史及び文化資源を活かした事業を実施し、地域資源の情報発信及び回遊性の向上を図る。
地域の保健福祉情報発信事業 （地域保健福祉課）	川崎区は転入世帯や高齢者世帯が多いことから、地域の身近な保健、福祉、医療などの情報を必要としている人に、必要な情報を迅速かつ的確に届けるため、地域ポータルサイト「まいふれ川崎」内にホームページ「川崎区地域保健福祉かわら版（ぽかぽか通信）」を運営する。また、インターネットを利用しない市民向けに、福祉情報を掲載したポスターを掲示する。
保育所等を活用した子育て支援事業 （こども支援室）	公立保育園などを活用し、0歳児から就学前の児童と親子を対象に体験保育「親子でランチ」・離乳食講座・保育連続講座・保健講座や、絵本の読み聞かせを実施するとともに、緑のカーテンづくりなど緑化に関する取組を行い、地域住民との交流・連携を図りながら、子育て世代の支援を行う。
地域・生涯スポーツ振興事業 （地域振興課）	スポーツを通じた地域の活性化を図るため、アメリカンフットボールの体験教室やパワフルかわさき区民綱引き大会等を区民、企業の参加により実施する。また、富士通スタジアム川崎におけるアメリカンフットボールの魅力発信を行うPR用ビデオを作成するほか、カラーリングの用具の貸与を行う。
区の花・区の木推進事業 （企画課）	区制40周年を記念し制定した「区の花」、「区の木」の区民への周知及び浸透を図るとともに、区のイメージアップ、地域緑化の推進、環境意識の向上に活用を図る。
思春期問題対策事業 （こども支援室）	不登校、ひきこもりなどの思春期における課題解決に向け、発達障害、経済的問題、家庭的問題などを抱える子どもと保護者が、安心して利用できる居場所を提供し、社会参加する力を育てる。
川崎駅周辺落書き対策事業 （道路公園センター）	川崎駅周辺では落書きにより景観が損なわれ、歩行者に不快感を与えているため、容易に落書きを消せる塗装を行い、落書きを減らすことにより、美観を守り、環境の改善を図る。
地域防災力向上事業 （危機管理担当）	臨海部を抱える川崎区では津波による浸水被害が広範囲で想定されるため、津波避難訓練を実施する。また、川崎区は外国人市民人口が市内最多であることから、外国人を対象に地域防災力の強化を図るため、多言語チラシによる広報、初期消火、煙体験等の体験型訓練及び通訳を介した防災に関する講座等を実施し、災害発生時における混乱防止を図る。

幸 区



無限大のマークと幸の頭文字「S」をイメージしています。二つの輪は、区民のつながりと活力に満ちた区を表現しています。

シンボルマーク



▲ 幸 区 役 所

人 口	1 5 9, 0 6 5 人	面 積	1 0. 0 9 k m ²
世 帯 数	7 4, 4 0 2 世帯	人口密度	1 5, 7 6 5 人／k m ²
ホームページ	http://www.city.kawasaki.jp/saiwai/index.html		
(平成 2 7 年 4 月 1 日現在)			

★区を紹介

区の名称は、明治17年に明治天皇が観梅のため御幸したことを記念して名付けられた旧名「御幸」の一字を残し「幸区」とされました。市の南東部に位置し、多摩川、鶴見川及び矢上川に囲まれた地形で、中原区に次いで2番目に人口密度の高い区です。

近年、J R川崎駅、鹿島田駅、新川崎駅といった鉄道駅周辺を中心に、大規模集合住宅の建設が続いており、子育て世帯を中心に人口の増加が進んでいます。J R川崎駅西口には、音楽のまち・かわさきのシンボルである「ミューザ川崎シンフォニーホール」、大規模商業施設「ラゾーナ川崎プラザ」、最先端の技術などを楽しみながら学べる「東芝未来科学館」が立地し、川崎市の新たな顔づくりが着実に進むとともに、市内外からも多くの人が集まり、更なる賑わいを見せています。また、J R新川崎駅に隣接する新川崎・創造のもり地区では、慶應義塾大学の研究施設「K²タウンキャンパス」、かわさき新産業創造センター(K B I C)、ナノマイクロ技術の産学官共同研究施設(N A N O B I C)などが立地し、世界最先端の研究開発が展開されています。

一方、古墳や遺跡が多数あり、里山環境を残した加瀬山には、市内唯一の動物園である「夢見ヶ崎動物公園」があり、レッサーパンダやラマなど約60種の動物を間近で見ることができます。春には桜や区の花ヤマブキが咲き誇り、子ども達の遠足や家族連れなどで賑わう公園一帯は、区の貴重な地域資源であり、憩いの場となっています。



幸区役所 電話 044-556-6666 (総合)
〒212-8570 幸区戸手本町1丁目11番地1

●**日吉出張所** 電話 044-599-1121

〒212-0055 幸区南加瀬1丁目7番17号
J R南武線「鹿島田」駅下車、J R「川崎」駅西口から市営バス・臨港バス「夢見ヶ崎動物公園前」下車、J R横須賀線「新川崎」駅下車

●**幸区役所道路公園センター** 電話 044-544-5500

〒212-0053 幸区下平間357番地3
J R「川崎」駅西口から東急バス「武道館前」、市営バス「小向西町」下車

★ 平成 27 年度 主な地域課題対応事業

事業名（担当課）	事業内容
幸区災害対策推進事業 （危機管理担当）	地域防災力の強化に向け、防災専門家の助言等による避難所開設・運営訓練を行うなど、防災体制の充実や防災に関する意識啓発を推進する。
交通安全の普及啓発事業 （危機管理担当）	交通事故防止に向け、スクエアード・ストレート方式の交通安全教室などのイベントを開催し、区民の交通安全に関する意識高揚に向けた取組を推進する。
案内サイン設置事業 （企画課）	案内サインの新設及び更新を通じて、主要駅・道路から区役所・市民館等への経路案内を充実し、日常及び災害時において来訪者を関係施設へ円滑に誘導する。
さいわい・はじめようエコ事業 （企画課）	子ども向けイベントの開催や環境啓発パネルの活用など、多様な年齢に即した意識啓発活動を推進する。
地域コミュニティ推進事業 （地域振興課）	新川崎エリアの課題調査や町内会等活動紹介チラシの作成などを通じて、地域のコミュニティ機能の向上を推進する。また、町内会等の地域活動の活性化に向けて講座を開催する。
幸区多文化共生推進事業 （生涯学習支援課）	地域の人的資源を活かしながら、異なる文化・歴史的背景を持つ区民の人権が守られる感性豊かな地域づくりを目指し、区民の多文化共生に対する関心と理解を深める。
コミュニティカフェ推進事業 （生涯学習支援課）	様々な区民が参加し交流するコミュニティカフェを開催し、区民同士の交流と、地域活動をはじめめるきっかけづくりを行う。
健康長寿推進事業 （地域保健福祉課）	健康づくりに関する講座等を、地域特性に合わせ展開し、地域における住民主体の健康づくり活動を推進する。
児童虐待防止・こども相談支援事業 （児童家庭課）	要保護児童の早期支援や思春期児童・生徒の健全育成など、子どもたちの健やかな成長のための環境づくりを推進する。
ご近所支え愛事業 （高齢・障害課）	見守り体制の構築及び関係機関の連携強化等を図ることにより、地域包括ケアシステムの構築を目指す。
ふれあい・すこやか事業 （高齢・障害課）	地域の身近な福祉活動の担い手となって活動する「ふれすこサポーター」を養成し、地域の高齢者同士がふれあいながらすこやかに暮らせる地域づくりを目指す。
総合的なこども支援ネットワーク事業 （こども支援室）	ネットワーク会議やイベントの開催、ガイドブックの作成などを通して、地域全体で子育てを支援し、安心して子育てできる地域づくりを推進する。
御幸公園の魅力向上事業 （整備課）	市制 100 周年に向けて、御幸公園の歴史的背景を踏まえ梅林を復活させるなど、市民協働による公園づくりを推進し、地域への愛着と地域交流の拠点としての魅力向上を図る。

中原区



シンボルマーク

「中」の字をベースに心ふれあうまちを表し、上下に伸びる縦軸は未来に発展する中原区の姿を象徴しています。



▲ 中原区役所

人 口	246,006人	面 積	14.81km ²
世 帯 数	123,758世帯	人口密度	16,611人/km ²
ホームページ	http://www.city.kawasaki.jp/nakahara/index.html		

(平成27年4月1日現在)

★区の紹介

中原区は市のほぼ中央に位置し、横浜市との市境の丘陵部を除いてほとんどの地域で平坦な地形が広がっています。「中原」の名称は、江戸時代に、中原御殿（平塚市）と江戸を結ぶ中原街道の中継地「仮御殿」が小杉にあったことに由来しています。

区内は市街化の進展に合わせ、早くから道路・鉄道ともに幹線が整備され、東京・横浜・川崎のいずれの方向にも交通の便が良いことから、特にこれらが交差する小杉地区を中心に業務施設や商業施設の集積が進み、公共施設や医療施設も数多く立地しています。また、武蔵小杉駅周辺では、広域的な都市拠点の形成に向けた市街地再開発事業などによる新しいまちづくりが進められており、大型集合住宅の整備が進むとともに平成25年4月には武蔵小杉駅直結の大規模商業施設「東急スクエア」がオープンし、平成26年3月には武蔵小杉駅東口駅前広場が完成、11月には大型商業施設「グランツリー武蔵小杉」がオープンするなど、都市型住宅と商業施設を中心に都市機能の一層の充実が図られています。

一方、武蔵中原駅の南側に位置する下小田中地区に多く見られる生産緑地では、区の花として親しまれているパンジーの栽培が行われ、二ヶ領用水沿いには平成26年度に区の木に決まったモモが多く植えられています。また、多摩川に隣接した貴重な緑の拠点である等々力緑地には、「市民ミュージアム」、J1で活躍している川崎フロンターレのホームグラウンドである「等々力陸上競技場」、そして「とどろきアリーナ」のほか、野球場やテニスコート、フィッシングコーナーなどが整備され、本市の文化・スポーツ・レクリエーションの拠点を形成しています。



中原区役所 電話 044-744-3113 (総合)
〒211-85070 中原区小杉町3丁目245番地

●中原区役所道路公園センター

電話 044-788-2311

〒211-0041

中原区下小田中2丁目9番1号

JR南武線「武蔵中原」駅下車

★ 平成 27 年度 主な地域課題対応事業

事業名（担当課）	事業内容
中原区放置自転車対策事業 （道路公園センター）	放置自転車の撤去作業に併せて、自転車利用者のマナー・モラルの向上を目指すため、啓発物を作成し、駅前や商店街での放置自転車防止の啓発活動を実施する。
地域防災力強化事業 （危機管理担当）	帰宅困難者対策として武蔵小杉駅周辺地域エリア防災計画の作成に着手するほか、中原区防災連携協議会の円滑な運営等により、中原区の地域防災力の強化を図る。
橋わたしによる地域福祉の活性化事業 （地域保健福祉課）	中原区地域福祉計画に基づき、地域福祉の普及啓発及び活性化のためのワークショップの開催や「シニアのための地区情報リーフレット」、「シニアのための中原区おでかけマップ」の作成などにより、支え合える地域づくりを行う。
中原区高齢者地域包括ケア事業 （高齢・障害課）	高齢者と日常関わりのある方々に向けたリーフレットなどを作成して、関係団体を通じて配布し、異変時の連絡体制の確認などを行い、高齢者の見守りを推進していく。
中原区子育てネットワーク事業 （こども支援室）	小学生未満を対象に活動している各種団体、機関と連携し、子ネット通信の発行、子ども未来フェスタの開催、子育て自主グループ支援及び子育てボランティアの研修・交流会の実施などを通じて、区民と協働で総合的な子育て支援を展開する。
中原区子育て支援推進事業 （こども支援室）	区内 20 か所で開催する「子育てサロン」等への支援を通じて、子育て中の親子の孤立を防ぎ、仲間づくりや居場所づくりなど地域の中での子育て支援を行う。
環境まちづくり支援事業 （企画課）	行政・区民・市民活動団体・企業の協働により、身近な環境について学ぶ「エコカフェ」の開催や区内の小学校で学ぶ「子ども環境授業」など、環境に関する地域の取組を進める。また、区役所庁舎のガラス遮熱・断熱塗装を行う。
スポーツを通じた地域活性化推進事業 （地域振興課）	区内を活動拠点とするスポーツチームや体育施設などのスポーツ資源を活用し、スポーツパートナーと連携したバレーボール教室の開催等、地域の活性化に向けた取組を推進する。
商店街と連携した地域のまちづくり推進事業 （地域振興課）	商店街を地域の情報交換や交流の場として活用し、各種教室の開催等、地域の活性化に向けた取組を推進する。
なかはらミュージカル実施事業 （生涯学習支援課）	中原区の地域人材を活用した音楽・芸術の振興及び地域の活性化を目指して、区民の力を結集したオリジナルの「なかはらミュージカル」をつくり上げ、公演する。
小杉駅周辺の新たな魅力づくり推進事業 （企画課・地域振興課）	武蔵小杉駅周辺の大型再開発により新たな区民が増えていることから、お互いに顔の見える関係づくりや、地域コミュニティの強化に向け、学識経験者、区民、事業者及び行政が一体となって検討を進めるとともに、なかはらメディアネットワークを活用して中原区が持つ新たな魅力を発信する。

高 津 区



シンボルマーク

若葉と円は、恵まれた緑と限らない成長・発展、そして多摩川などの水滴を表し、同時に生活・産業・文化の調和と連帯をイメージしています。



▲ 高 津 区 役 所

人 口	226,179人	面 積	17.10km ²
世 帯 数	107,779世帯	人口密度	13,227人/km ²
ホームページ	http://www.city.kawasaki.jp/takatsu/index.html		

(平成27年4月1日現在)

★区を紹介

高津区は、多摩川や二ヶ領用水の流れる平坦地と多摩丘陵の一角を形成する丘陵地、さらにそれらをつなぐ多摩川崖線の斜面緑地によって区域が構成され、豊かな水辺空間と起伏ある地形が特徴です。

また、江戸時代より二子の渡し、大山街道を中心とした交通の要所として発展し、独自の商業文化が栄えるとともに、歌人・岡本かの子や陶芸家・濱田庄司、名誉市民・岡本太郎など多くの芸術家を輩出しています。さらに、二ヶ領用水久地円筒分水、橘樹郡衙跡、子母口貝塚や由緒ある神社仏閣などがあり、まちの記憶を残す豊富な歴史的・文化的資産にも恵まれています。

一方、区内の産業は、最先端技術産業をものづくりの面から支える中小の加工組立型企業が集積し、研究開発型企業の育成・交流などを目的とした「かながわサイエンスパーク（KSP）」があります。

溝口駅周辺地区は、商業ビル「ノクティ」などからなる商業地域が形成されています。さらに、溝口駅前ペDESTリアンデッキ「キラリデッキ」や溝口駅南北自由通路などの整備、東急大井町線の延伸などにより、都市基盤の整備も進展しています。

また、「エコシティたかつ」推進方針、「高津大山街道マスタープラン」、「たちばな農のあるまちづくり」推進方針の3つの計画とともに、高津区ふるさとアーカイブ事業など、豊かな自然と歴史的・文化的資産を活かした魅力と活力ある区づくりを進めています。



高津区役所 電話 044-861-3113（総合）

〒213-8570 高津区下作延2丁目8番1号

●橘出張所 電話 044-777-2355

〒213-0022 高津区千年1362番地1

JR南武線「武蔵溝ノ口」駅より市営バス
梶ヶ谷行「新作八幡下」下車又は東急バス
蟹ヶ谷行「橘出張所前」下車

●高津区役所道路公園センター

電話 044-833-1221

〒213-0001 高津区溝口5丁目15番7号
東急田園都市線「高津」駅下車

★ 平成 27 年度 主な地域課題対応事業

事業名（担当課）	事業内容
高津公園体操推進事業 （地域保健福祉課）	「公園体操」を通じて要介護の大きな原因である「生活習慣病」「高齢による衰弱」「骨折・転倒」の予防を図るとともに、「見守り活動」など地域コミュニティの活性化を推進する。また、普及啓発のため講演会などを実施する。
高津区地域包括支援ネットワーク推進事業 （高齢・障害課）	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、認知症や見守り、在宅での看取りに対する理解を深め、地域社会における助け合いの仕組みをつくる取組を進める。
地域資源ネットワーク事業 （企画課）	高津区の歴史や文化、自然などの地域資源を案内板や誘導サインでつなぐことによって、回遊性のある魅力的なまちづくりを進めるとともに、地域資源の情報を発信する拠点として溝口駅周辺を位置づけ、南口広場整備に伴う総合案内サインの設置を検討し、既存サインの改善を進める。
高津区ふるさとアーカイブ事業 （企画課）	「高津区ふるさとアーカイブ基本構想」に基づき、アーカイブシステムを構築し、高津のまちに関する資料（写真など）の収集・保存・活用を推進する。
ものづくりのまち推進事業 （企画課）	オープンファクトリー等における広報や「高津ものまちづくり会」の活動紹介パンフレットを作成して、住工混在地域における住民と工場との相互理解を深めるとともに、区内ものづくり資源の魅力や可能性を地域内外に発信することにより、区の魅力を高めることを目指す。
「たちばな農のあるまちづくり」推進事業 （地域振興課）	橘地区における地域資源を活用した地域活性化を総合的に推進するため、「たちばな農のあるまちづくり」推進方針に基づき、ファーマーズマーケット「さんの市」や農作業体験、写真展などを実施する。
高津区子ども・子育て支援事業 （こども支援室）	子育て中の親子などが交流、学習する機会や場を提供し、相互支援関係を構築し、子どもが健やかに育ち、子育てしやすいまちづくりを目指す。
高津区防災まちづくり推進事業 （危機管理担当）	避難所の機能を強化するための資器材を配備するとともに、区内の交通事業者や医療機関などの民間事業者も含めたネットワークづくりや、区災害対策本部の強化に向けた取組を実施する。 自主防災組織等の活動活性化に向けた支援を推進するとともに、区民一人ひとりの防災意識の向上に向け、啓発事業を実施する。
「エコシティたかつ」推進事業 （企画課）	「エコシティたかつ」推進方針に基づき、学校ビオトープを活用した環境教育支援を行うほか、緑地における生きものの調査活動「たかつ水と緑の探検隊」などを実施する。
大山街道周辺整備活性化事業 （地域振興課）	高津大山街道とその周辺の歴史的・文化的な資源を保全活用するため「高津大山街道マスタープラン」を推進し、魅力的な空間創造と、総合的な地域活性化のための取組を推進する。

宮前区



シンボルマーク

宮前区の「M」をハート型にアレンジ、色はブルーで「知性」を、楕円は黒で「力強い大地」を意味し、区民の和と英知の結集により未来へ飛躍する姿を表しています。



▲ 宮前区役所

人 口	224,785人	面 積	18.60km ²
世 帯 数	96,100世帯	人口密度	12,085人/km ²
ホームページ	http://www.city.kawasaki.jp/miyamae/index.html		

(平成27年4月1日現在)

★区を紹介

宮前区は、川崎市の北西部、多摩丘陵の一角に位置しています。昭和57年7月1日の行政区再編成に伴って高津区から分区し、平成24年に区誕生30周年を迎えました。

区内には、弥生時代から古墳時代にかけての「東高根遺跡」や横穴式石室をもつ「馬絹古墳」など歴史的に貴重な史跡が残されています。また、「影向寺遺跡」は、古代武蔵国橘樹郡の役所跡とされる「橘樹郡衙跡」(高津区千年)とともに「橘樹官衙遺跡群」として国史跡に指定されています。

昭和41年の東急田園都市線の溝の口から長津田までの延長、昭和43年の東名高速道路・東名川崎インターチェンジ開通・開設などにより交通網が整備されると、急激な人口増と都市化が進みました。一方、東高根森林公園や菅生緑地など区内には緑も多く、憩いの場として多くの人々が訪れ自然に親しんでいます。「カップパーク鷺沼」には、鷺沼ふれあい広場やフットサル施設「フロンタウンさぎぬま」などがあり、区のシンボルゾーンとして活用されています。

また、区のPRキャラクター宮前兄妹(メロー・コスミン)は様々なイベントなどで活躍し、区民に親しまれています。

これからも新しい文化と古くからの伝統、それぞれの良さを活かしながら、自然を大切にし、さらにコミュニティづくりや文化・スポーツ活動などを進め、緑に包まれ、心の通ったまちを目指していきます。



宮前区役所 電話 044-856-3113 (総合)
〒216-8570 宮前区宮前平2丁目20番地5

- 向丘出張所 電話 044-866-6461
〒216-0022 宮前区平1丁目1番10号
JR南武線「武蔵溝ノ口」駅から市バス「向丘出張所」下車
- 宮前区役所道路公園センター 電話 044-877-1661
〒216-0003 宮前区有馬2丁目6番4号
東急田園都市線「宮前平」駅下車

★ 平成 27 年度 主な地域課題対応事業

事業名（担当課）	事業内容
安全安心まちづくり推進事業 （危機管理担当）	安全安心に関わる様々な分野の団体が加盟する「宮前区安全安心まちづくり推進協議会」を軸として、地域の防犯パトロールや、あいさつ運動の推進などにより、安全で安心して暮らせるまちを目指す。
地域防災力向上事業 （危機管理担当）	地域防災連絡会議の開催や、地域防災計画の推進により、地域防災力の向上を図る。
次世代まちづくり・地域交通環境向上事業 （企画課）	今後の少子化や超高齢社会の進展を前提として、宮前区のまちづくりに関する課題や課題解決に必要な対応・施策等を把握するとともに、関係局と連携して交通環境の整備と住みやすい・暮らしやすいまちづくりに向けた検討を進める。
子ども包括支援事業 （こども支援室）	子ども・子育て支援拠点として「こどもサポート南野川」でのフリースペースの提供と、子育てサロンや子育て相談を実施することで、育児の孤立化の防止や育児不安の解消と、仲間づくりの促進を行う。また、不登校やひきこもりなどのさまざまな課題を持つ子どもたちが増える中、これらの学齢期から 18 歳までの子どもたちの居場所づくりと、生活・学習支援、相談などを実施することで、問題の改善を行う。
こども自然探検隊事業 （こども支援室）	普段、自然の中で遊ぶ機会の少ない子どもたちに、自然観察や里山遊びなど親子で自然体験ができる機会をつくり、自然を大切にする心を育み、地域に関心を持つきっかけづくりとしてもらう。
みやまえ太鼓ミーティング開催事業 （地域振興課）	地域の文化・伝統に対する関心が薄れ、その継承者も高齢化が進み減少傾向にあることから、区内の和太鼓団体による演奏のほか、地域に伝わる民俗芸能の舞台も取り入れたイベントを行い、文化・伝統の再認識と、保存・継承に向けて、次世代の担い手の発掘と育成につなげる。
みやまえの農コミュニティ活性化事業 （生涯学習支援課）	区内産農産物を使ったグルメコンテストや交流会を開催することにより、区内農産物の活用を広め、地産地消を促進するための環境整備を進める。
宮前区スポーツ推進整備事業 （地域振興課）	宮前区は、他区と比べ屋外運動施設が少ないため、公益用地などをスポーツ利用が出来るように整備を行うことで、より多くの区民がスポーツに親しみ、健康や体力の維持増進及び地域コミュニティを図れる環境をつくる。また鷲ヶ峰けやき公園多目的広場へのトイレ設置について、地元からの要望があるため、施設を長時間利用できるようトイレ設置に向けた設計を行う。
宮前区ふるさと意識高揚アーカイブ事業 （地域振興課・子ども支援室・生涯学習支援課・企画課）	区民のふるさと意識の向上のため、宮前区の歴史や昔の景観を世代間で共有し活用することを目指す。課題抽出のための試行的な取り組みとして、庁内で所有する記録写真等の整理・保存を行う。

多摩区



シンボルマーク

頭文字の「多」は二羽の鳥の姿になり豊かな自然環境をイメージするとともに、自然と調和して生活する区民と21世紀へ飛躍する区の姿を表しています。



▲ 多摩区役所

人 口	213,997人	面 積	20.39 km ²
世 帯 数	105,894世帯	人口密度	10,495人／km ²
ホームページ	http://www.city.kawasaki.jp/tama/		

(平成27年4月1日現在)

★区を紹介

多摩川や二ヶ領用水が流れ、南部に多摩丘陵が広がる多摩区は、昭和47年4月1日に川崎市が政令指定都市へ移行したことに伴って誕生しました。昭和57年7月1日には、多摩区の西部が麻生区として分区され、現在に至っています。

かつては、「多摩川梨」の栽培で農村地帯としての景観を多く残していましたが、都心への交通手段などに恵まれていることもあって、都市化が進んでいます。

しかし、豊かな緑はまだ多く残っており、特に多摩丘陵に位置する生田緑地には、約120haの広大な緑の中に、世界的にも著名な芸術家・岡本太郎の作品を収蔵した「岡本太郎美術館」や東日本の代表的な古民家を集めた「日本民家園」、春と秋に一般開放される「ばら苑」、ドラえもんなどの藤子キャラに出会える話題のスポット「藤子・F・不二雄ミュージアム」、世界最高水準の星空を映す最新型メガスターを擁する「かわさき宙と緑の科学館（青少年科学館）」があり、市民の憩いの場として利用されています。

また区内には、専修大学、明治大学、日本女子大学が立地しており、学生と区民との協働によりさまざまな取組が行われています。このような豊富な観光資源や地域資源を活用し、市民活動団体や事業者、3大学といった多様な主体との協働による「水と緑と学びのまちづくり」を進めています。



多摩区役所 電話 044-935-3113（総合）

〒214-8570 多摩区登戸 1775 番地 1

●**生田出張所** 電話 044-933-7111

〒214-0038

多摩区生田 7 丁目 16 番 1 号

小田急線「生田」駅下車

●**多摩区役所道路公園センター**

電話 044-946-0044

〒214-0008

多摩区菅北浦 4 丁目 11 番 20 号

小田急バス「馬場 3 丁目」下車

★ 平成 27 年度 主な地域課題対応事業

事業名（担当課）	事業内容
自転車利用マナーアップ促進事業 (危機管理担当)	スタントマンが交通事故を再現するスケアードストレート方式の交通安全教室を実施し、交通安全意識の向上を図る。また、小学生を対象に交通安全標語を募集し、若年層への交通事故抑止を推進する。
多摩区動物愛護推進事業 (衛生課)	動物愛護の啓発イベントや小学校での動物愛護教室の開催等を通して、動物への理解を深めると共に、命を大切にすることを育み、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を図る。
地域福祉ネットワークづくり事業 (地域保健福祉課)	区民や団体の地域福祉の知識と意識の向上を図り、地域での支え合いを進める。また、認知症になっても自分らしく暮らすことができる地域づくりを推進する講座を、対象者を拡充して実施する。
多摩区こども総合支援連携事業 (こども支援室)	区内の子ども・子育てに係わる関係機関・市民活動団体等と行政機関のネットワークを形成し、地域全体で子育て支援に取り組む地域づくりを推進する。
公立保育所の地域支援推進事業 (こども支援室)	公立保育所が培ってきたノウハウと人材を活用し、公園を活用した青空保育や、保育所等の職員への研修・会議、食事付き保育体験の実施により、区全体の保育の質の向上を図る。
幼児の発達支援事業 (児童家庭課)	発達について不安等を抱える親子に、集団遊びや個別相談を通して専門職が係わり、育児不安や虐待リスクの軽減に向けた支援を行う。
多摩区エコロジーライフ事業 (企画課)	市民活動団体等との協働により、「たまエコフェスタ」等のエコロジーライフ事業に取り組む。
観光振興・タウンプロモーション推進事業 (地域振興課)	区内の豊富な地域資源を活用し、区民や観光団体と連携して区の魅力を発信し、地域の活性化に取り組む。
音楽による区の魅力発信・地域交流創出事業 (地域振興課)	「たまアトリウムコンサート」や「たま音楽祭」等を開催して区の魅力を発信し、音楽による地域交流の促進と文化活動の活性化に取り組む。
多摩区スポーツフェスタ事業 (地域振興課)	「多摩区スポーツフェスタ」を開催し、スポーツに親しむ機会の提供と、優れたスポーツ選手との交流を通して、健康で元気なまちづくりを推進する。
多摩区・3大学連携事業 (企画課)	協定締結 10 周年を迎える区内 3 大学との連携により、各大学の知的資源や人材を活用し、地域課題の解決に向けた取組を行う。
多摩区地域人材育成事業 (生涯学習支援課)	地域人材の募集、市民活動研修や市民活動相談等を実施し、区内の市民活動の活性化と協働事業の取組により、地域課題の課題解決や市民の自治力が十分に発揮できる社会の構築を目指す。
区の新たな課題即応事業 (企画課)	区が適切かつ速やかに課題解決に対応できるよう、区の機能強化に向けた取組を推進する。

麻 生 区



シンボルマーク

麻生という地名の由来を大切に、昔、この地域で多くとれたという意味で「麻の実」をデザインし、その中に ASAO の「A」を組み込んでいます。



▲ 麻 生 区 役 所

人 口	175,091人	面 積	23.11km ²
世 帯 数	75,425世帯	人口密度	7,576/km ²
ホームページ	http://www.city.kawasaki.jp/asao/index.html		

(平成27年4月1日現在)

★区を紹介

麻生区は昭和57年7月1日、川崎市の行政区再編によって、多摩区から分区し誕生しました。麻生の名の起こりは、8世紀頃から朝廷への貢ぎ物だった麻布の原料である麻を広く産した地であったことによると伝えられています。1214年（鎌倉時代）に王禅寺で発見されたといわれ「柿生」（かきお）の地名の由来にもなった「禅寺丸柿」は、区の木になっています。

昭和2年に小田急線の柿生駅ができた後、昭和40年以降に開発が進められ、昭和49年に区を中心となる新百合ヶ丘駅が誕生。百合ヶ丘や新百合ヶ丘の地名の由来となった「ヤマユリ」が後に区の花となりました。

現在、新百合ヶ丘駅周辺には、麻生区総合庁舎、文化センター、消防署があるほか、駅南側には大型ショッピングセンター、映画館などからなる商業地域が形成されています。また、「昭和音楽大学」、「アートセンター」、「日本映画大学」など芸術関連施設も多く、文化・芸術の薫りあふれるまちとなっています。

一方、区内にはエレクトロニクスや先端技術の研究開発施設が集まる「マイコンシティ」などの産業資源、「川崎フロンターレ」の練習場など地域に密着したスポーツ資源、「王禅寺ふるさと公園」、大型農産物直売所「セレスモス」、「明治大学黒川農場」など豊かな自然・農業資源が多く存在します。これらの地域資源を活かしながら、地域と連携して住みやすいまちづくりを目指しています。



麻生区役所 電話 044-965-5100（総合）
〒215-8570 麻生区万福寺1丁目5番1号

●柿生分庁舎（27年度は耐震工事中）

電話 044-987-6111

〒215-0021

麻生区上麻生6丁目29番18号

小田急線「柿生」駅下車

●麻生区役所道路公園センター

電話 044-954-0505

〒215-0026

麻生区古沢120番地

小田急線「新百合ヶ丘」駅下車

★ 平成 27 年度 主な地域課題対応事業

事業名（担当課）	事業内容
麻生区安全・安心まちづくり事業 (危機管理担当)	警察署・消防署と連携した「麻生セーフティメール」の運用や安全パトロール実施組織への支援、安全・安心に関する研修会、交通安全教育を実施する。
麻生区地域課題解決型提案事業 (企画課)	地域課題の発見と解決を図るため、地域の団体などから地域課題の解決に資する事業提案を受け、審査で選定された事業を提案団体などに委託し、住みよいまちづくりを推進する。
高齢者見守りネットワーク事業 (高齢・障害課)	高齢者と接することの多い協力事業者が、支援を要する高齢者の異変を発見し通報することで、早期に必要な支援を行い、高齢者が地域で安心して暮らせる環境づくりを推進する。
こども関連大学連携事業 (こども支援室)	区内の地域資源を活用した、愛着と親しみが持てるまちづくりを推進するため、麻生区内の大学と連携したコンサートや体験学習などの子育て支援事業を実施する。
エコのまち麻生推進事業 (企画課)	区民一人一人が取り組める身近なエコ活動を啓発するとともに、区民や市民活動団体などとの協働により「エコのまち麻生」を推進する。
麻生音楽祭開催事業 (地域振興課)	区内を中心に音楽活動をしている団体や小・中・高校などが活動の成果を披露し、交流を図るとともに、芸術文化の向上を図るため、麻生音楽祭を開催する。
スポーツのまち麻生推進事業 (地域振興課)	魅力あるスポーツのまちづくりを推進するため、区内の様々なスポーツ資源を活用した連携事業を実施するとともに、区民が自主的に行うスポーツ大会の支援を行う。
麻生区多文化共生推進事業 (生涯学習支援課)	川崎市多文化共生社会推進指針に基づき、外国人市民と地域の人々との異文化交流会の開催や国際理解を推進する参加体験型ワークショップを実施する。
地域人材・発掘育成事業 (生涯学習支援課)	地域人材の発掘と育成を行い、市民活動・地域活動につなげていく仕組みを整備する。
地域防災力の向上事業 (危機管理担当)	災害等発生時に迅速かつ安全・的確な対応を図るため初動対応及び区災害対策本部体制の強化を推進するとともに、避難所生活を少しでも快適に送れるように支援を行う。
麻生区市民活動支援施設活用事業 (地域振興課)	「麻生市民交流館やまゆり」を区における市民活動支援の拠点として整備するとともに、市民の主体的な運営参画を実現することにより、市民活動の一層の推進を図る。
しんゆり・芸術のまち推進事業 (地域振興課)	「しんゆり・芸術のまち」の確立を目指すことを目的として、新百合ヶ丘駅周辺の芸術関連施設や地域の団体などの地域資源と連携し、情報発信やイベントの開催を行う。
農と環境を活かした連携事業 (企画課)	区内の大学・学校、農業事業者等と連携し、区内にある農業資源や緑地などの環境資源を活用し、地産地消や体験農業、グリーンツーリズムなどの地域活性化や地域交流を推進する。

5 区関係諸統計

(1) 面積・世帯数・人口

(平成27年3月31日現在)

項目 \ 区別		川崎市	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
面 積 (Km ²)		144.35	40.25	10.09	14.81	17.10	18.60	20.39	23.11
世 帯 数		698,552	116,913	76,557	122,504	106,979	98,158	101,490	75,951
人 口	総数	1,449,651	224,223	159,692	241,410	222,569	224,416	204,527	172,814
	男	738,251	120,111	81,441	123,256	112,321	111,263	105,020	84,839
	女	711,400	104,112	78,251	118,154	110,248	113,153	99,507	87,975
人 口 密 度 (人/Km ²)		10,043	5,571	15,827	16,300	13,016	12,065	10,031	7,478

* 世帯数と人口は、住民基本台帳人口による数値である。

* この面積は、川崎市が公表している数値である。

総務省統計局HP「地図で見る統計(統計GIS)」の数値とは一致しない。

・ 区分別人口・性比・平均年齢

(平成27年3月31日現在)

項目 \ 区別		川崎市	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
年少人口 (0～14歳)		192,245	26,976	21,256	32,128	30,515	32,749	24,528	24,093
生産年齢人口 (15～64歳)		982,906	148,405	104,469	172,483	154,207	149,984	141,907	111,451
老年人口 (65歳以上)		274,500	48,842	33,967	36,799	37,847	41,683	38,092	37,270
性 比		103.8	115.4	104.1	104.3	101.9	98.3	105.5	96.4
平均年齢	総数	42.0	43.7	43.1	40.1	41.0	41.6	42.0	43.2
	男	41.0	42.8	41.8	39.2	40.1	40.7	40.9	42.2
	女	43.0	44.8	44.4	41.1	41.9	42.5	43.1	44.3

* 人口と平均年齢は、住民基本台帳人口から算出している。(資料:総合企画局都市経営部統計情報課)

* 性比とは女性100人に対する男性の数を表したものである。

(2) 戸籍事務取扱件数

(平成26年度)

項目 \ 区別		川崎市	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
戸籍届出件数	出生	17,658	2,384	1,947	3,536	2,789	2,517	2,601	1,884
	国籍留保	224	25	32	36	28	18	45	40
	認知	214	59	34	27	22	15	34	23
	養子縁組	939	182	127	123	139	130	140	98
	養子離縁	284	62	26	42	45	43	43	23
	73条の2等	20	3	4	4	2	4	0	3
	婚姻	15,701	2,429	1,758	3,198	2,514	2,357	1,946	1,499
	離婚	3,740	725	419	600	562	521	532	381
	77条の2等	1,324	225	157	201	207	182	199	153
	親権・後見等	121	27	9	13	24	12	30	6
	死亡	12,600	2,854	1,707	2,017	1,663	1,533	1,591	1,235
	失踪	41	11	3	7	2	8	4	6
	復氏	33	6	4	3	8	4	5	3
	姻族関係終了	35	7	3	6	6	3	6	4
	相続人排除	0	0	0	0	0	0	0	0
	入籍	2,286	478	264	335	325	291	348	245
	分籍	319	78	37	55	31	58	41	19
	国籍取得	21	9	4	1	3	0	1	3
	帰化	156	36	23	19	21	27	18	12
	国籍喪失	21	6	2	5	4	3	0	1
	国籍選択	75	17	8	7	16	5	9	13
	外国国籍喪失	0	0	0	0	0	0	0	0
	氏変更	201	41	18	29	30	29	26	28
	名変更	62	13	10	11	8	5	12	3
	転籍	8,366	1,273	918	1,559	1,307	1,169	1,163	977
	就籍	1	0	0	1	0	0	0	0
	訂正・更正	738	165	98	113	108	74	133	47
	追完	24	10	2	2	6	2	0	2
	その他	41	14	5	5	7	4	5	1
	不受理	457	82	35	101	72	56	58	53
	合計	65,702	11,221	7,654	12,056	9,949	9,070	8,990	6,762
戸籍関係証明書・件数	戸籍全部事項証明	171,025	40,145	17,768	26,839	24,393	20,705	23,639	17,536
	戸籍謄本(不適合)	54	2	5	0	1	39	7	0
	戸籍個人事項証明	34,773	7,516	3,062	5,720	4,911	4,384	5,016	4,164
	戸籍抄本(不適合)	4	0	1	0	0	0	3	0
	戸籍一部事項証明	41	12	3	0	12	4	5	5
	戸籍記載事項証明	62	10	7	2	3	34	5	1
	除籍全部事項証明	13,176	3,670	1,580	2,298	1,648	1,182	1,708	1,090
	除籍謄本	75,392	21,884	10,431	12,762	9,087	6,984	8,764	5,480
	除籍個人事項証明	314	64	38	54	34	42	45	37
	除籍抄本	939	357	88	116	50	88	156	84
	除籍一部事項証明	0	0	0	0	0	0	0	0
	除籍記載事項証明	27	0	0	0	2	1	0	24
	受理証明	6,975	1,242	768	1,767	1,000	720	897	581
	受理証明(上質)	120	18	16	29	14	6	30	7
	届出記載事項証明	1,634	628	153	173	200	158	217	105
	その他	50	32	0	7	0	4	6	1
	合計	304,586	75,580	33,920	49,767	41,355	34,351	40,498	29,115

(資料: 市民・子ども局区政推進部戸籍住民サービス課)

(3) 住民基本台帳事務取扱件数

(平成26年度)

種別		川崎市	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
住民基本台帳届出等件数	転入届	79,980	12,218	7,964	17,109	13,226	9,687	12,329	7,447
	転出届	66,998	9,292	6,506	13,214	11,040	9,117	11,004	6,825
	転居届	26,423	6,214	2,551	4,956	3,661	2,825	4,107	2,109
	世帯変更届	15,809	2,627	1,679	2,771	2,383	2,427	2,184	1,738
	合 計	189,210	30,351	18,700	38,050	30,310	24,056	29,624	18,119
証明等件数	住民票の写し	855,649	169,293	70,688	145,832	140,822	111,360	124,396	93,258
	広域交付住民票の写し	768	324	55	119	86	38	68	78
	住民票記載事項	41,180	7,651	2,891	8,163	6,543	6,363	4,247	5,322
	住民基本台帳の一部の写し閲覧	144,739	22,585	25,779	18,024	15,867	44,530	12,904	5,050
	附票の写し	41,265	10,323	5,238	5,960	5,657	4,947	5,544	3,596
	住民基本台帳カード	13,267	3,178	1,506	1,921	1,836	1,579	1,901	1,346
	合 計	1,096,868	213,354	106,157	180,019	170,811	168,817	149,060	108,650

(資料: 市民・子ども局区政推進部戸籍住民サービス課)

(4) 外国人人口

(平成27年3月末日現在)

国名	川崎市	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
合計	31,330	11,744	3,822	4,109	3,760	2,653	3,300	1,942
1.中国	10,787	4,067	1,532	1,356	1,238	756	1,175	663
2.韓国又は朝鮮	7,812	3,566	911	911	809	600	622	393
3.フィリピン	3,771	1,458	464	391	544	344	436	134
4.ベトナム	1,294	422	93	185	182	144	162	106
5.インド	774	365	181	75	50	35	40	28
その他(*)	6,892	1,866	641	1,191	937	774	865	618

*「その他」のうち、上位20か国までの国別人口(川崎市全域の総数)

6.米国	733	11. インドネシア	279	16.カナダ	156
7.ブラジル	712	12.英国	271	17.バングラデシュ	135
8.タイ	542	13.マレーシア	176	18.ドイツ	130
9.ネパール	531	14.フランス	169	19.オーストラリア	117
10.ペルー	487	15.スリランカ	168	20.ロシア	111

(資料: 市民・子ども局区政推進部戸籍住民サービス課)

(5) 印鑑登録事務取扱件数

(平成26年度)

種別		川崎市	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
印鑑登録者数 (平成27年3月31日現在)		806,198	127,484	92,352	126,304	121,670	126,477	112,491	99,420
印鑑登録証明		453,005	75,869	35,541	74,604	73,308	70,211	65,255	58,217
届出等件数	登録申請	56,295	8,408	5,689	10,633	8,818	8,226	8,095	6,426
	登録証亡失届	11,070	1,992	1,151	1,728	1,580	1,700	1,546	1,373
	廃止申請	3,386	502	346	539	538	518	502	441
	引替交付	1,669	154	135	163	172	243	174	628
	合計	72,420	11,056	7,321	13,063	11,108	10,687	10,317	8,868

(資料:市民・子ども局区政推進部戸籍住民サービス課)

(6) 国民健康保険・国民年金加入状況

(平成27年3月末日現在)

種別			川崎市	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
国民健康保険	加入世帯数		204,020	37,559	22,792	29,208	31,003	30,369	30,222	22,867
	被保険者数		325,657	58,623	36,552	45,212	49,681	50,627	47,825	37,137
国民年金	年金加入者数	1号	204,831	33,930	21,007	29,974	32,358	31,883	32,322	23,357
		3号	121,531	14,444	12,295	20,715	19,071	22,106	16,082	16,818
		任意	2,976	329	298	379	451	542	436	541
	年金受給者数 (※者数)	老齢	239,465	40,324	29,526	32,674	33,118	37,068	33,622	33,133
		障害	13,877	2,326	1,823	1,862	2,125	2,095	2,029	1,617
		遺族	1,891	368	217	217	298	354	233	204

(※) 年金受給者数は、平成26年3月末日現在数である。

(資料:健康福祉局地域福祉部保険年金課)

(7) 各種児童手当受給状況

・ 児童手当受給状況

(平成27年3月末日現在)

項目 \ 区別		川崎市	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
0歳未満3歳	支給児童数	40,645	5,622	4,643	7,584	6,675	6,560	5,121	4,440
	受給者数	38,047	5,217	4,350	7,098	6,270	6,161	4,807	4,144
小学3歳校修了以上	支給児童数	118,603	17,018	13,118	19,081	18,805	20,793	14,746	15,042
	受給者数	83,975	11,806	9,238	13,775	13,356	14,763	10,438	10,599
中小学校校修了了前後	支給児童数	34,537	4,724	3,459	5,147	5,431	6,324	4,751	4,701
	受給者数	32,138	4,350	3,217	4,829	5,027	5,891	4,439	4,385

・ 児童扶養手当受給状況

(平成27年3月末日現在)

項目 \ 区別		川崎市	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
受給資格者数		7,755	1,732	1,023	891	1,236	1,200	970	703
受給者数		6,944	1,589	949	763	1,100	1,081	859	603

・ 特別児童扶養手当受給状況

(平成27年3月末日現在)

項目 \ 区別		川崎市	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
受給資格者数		1,946	368	234	266	287	298	277	216
受給者数		1,634	326	202	219	249	244	223	171

(資料: 市民・こども局こども本部こども支援部こども家庭課)

(8) 選挙人名簿登録者数

(平成27年3月2日現在)

項目 \ 区別		川崎市	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
登録者数		1,169,741	178,250	129,409	196,318	179,229	178,834	168,718	138,983
男性		596,844	97,445	66,197	100,344	90,496	88,077	86,683	67,602
女性		572,897	80,805	63,212	95,974	88,733	90,757	82,035	71,381
投票区		162	29	19	26	23	22	24	19
議員定数		60	9	7	10	9	9	9	7

(資料: 選挙管理委員会事務局選挙部選挙課)

(9) 生活保護の状況

(平成27年3月現在)

区別 項目		川崎市	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
被保護世帯数		24,275	9,049	3,465	2,350	2,709	2,338	2,862	1,502
被保護人員		32,669	11,309	4,843	3,061	3,956	3,465	3,967	2,068
種 類 別 被 保 護 人 員	生活扶助	29,243	10,239	4,371	2,670	3,502	3,116	3,509	1,836
	住宅扶助	29,781	10,449	4,417	2,725	3,558	3,177	3,585	1,870
	医療扶助	25,553	8,557	3,855	2,437	3,149	2,806	3,103	1,646
	教育扶助	2,495	720	432	190	350	332	311	160
	介護扶助	4,120	1,462	588	369	536	433	470	262
	その他	1,301	381	209	115	181	174	167	74

*「その他」は出産・生業及び葬祭扶助の各被保護人員の和である。(資料:健康福祉局生活保護・自立支援室)

*停止中世帯・人員は含まない。

(10) 介護保険の状況

(平成27年3月末日現在)

種別	川崎市	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
第1号被保険者数	274,500	48,842	33,967	36,799	37,847	41,683	38,092	37,270

要介護認定の状況 総数

要 介 護 認 定 者 数	合 計	48,286	9,489	6,173	6,432	6,738	6,734	6,532	6,188
	要支援1	7,174	1,171	709	1,165	1,096	851	1,138	1,044
	要支援2	6,211	932	688	808	877	1,068	965	873
	要介護1	10,343	2,201	1,298	1,395	1,452	1,262	1,352	1,383
	要介護2	7,998	1,658	1,147	876	1,094	1,321	1,005	897
	要介護3	5,960	1,352	836	707	816	807	741	701
	要介護4	5,706	1,174	777	836	756	771	759	633
	要介護5	4,894	1,001	718	645	647	654	572	657

うち第1号被保険者数

要 介 護 認 定 者 数	合 計	47,012	9,239	6,019	6,263	6,548	6,539	6,340	6,064
	要支援1	7,071	1,154	698	1,147	1,076	840	1,122	1,034
	要支援2	6,046	902	670	792	854	1,044	932	852
	要介護1	10,088	2,155	1,268	1,357	1,414	1,227	1,308	1,359
	要介護2	7,734	1,601	1,113	850	1,056	1,271	969	874
	要介護3	5,787	1,313	816	676	794	779	718	691
	要介護4	5,557	1,146	762	813	734	753	735	614
	要介護5	4,729	968	692	628	620	625	556	640

(資料:健康福祉局長寿社会部介護保険課)

(11) 市民相談・市政相談受理件数

(平成26年度)

項目 \ 区別			川崎市	総務局	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
合 計			11,968	811	1,805	1,077	1,236	3,212	1,275	1,085	1,467
市 所 管	総務	国際交流、危機管理、 広聴他	153	41	38	26	5	1	18	19	5
	財政	税・財政他	200	27	53	48	12	0	21	25	14
	市民	戸籍・住民票・印鑑証 明、交通安全・防犯、路 上喫煙、地域振興、協 働・市民活動、人権・平 和他	330	63	75	34	42	2	45	48	21
	こども	保育園・幼稚園、児童福 祉、小児医療、青少年 施策他	103	10	53	10	3	3	11	6	7
	経済労働	中小企業支援、観光、 産業振興、消費生活、 勤労者福祉・雇用、農業 振興他	165	11	43	15	33	3	22	16	22
	環境	騒音振動、悪臭、公害 施策、ごみ収集・処理、 リサイクル、地球環境他	226	25	56	32	29	6	27	17	34
	健康福祉	高齢者施策、食品衛 生、疾病予防、動物愛 護、生活保護、保険、年 金他	787	116	188	122	89	13	111	89	59
	まちづくり	都市計画、再開発、交 通計画、都市景観、建 築・開発、耐震施策、市 営住宅他	382	28	116	51	47	7	72	24	37
	建設緑政	道路、河川・水路、自転 車対策、自然保護(緑保 全)、公園、街路樹、多 摩川施策他	309	35	29	31	38	8	77	66	25
	教育	学校教育、生涯学習、 図書館、市民館、文化 財他	85	10	25	7	9	3	21	4	6
	その他	総合企画、港湾、上下 水道、消防、選挙管理 他	140	26	43	17	12	0	22	9	11
	小計		2,880	392	719	393	319	46	447	323	241
市以外(国・県)及び一般			9,088	419	1,086	684	917	3,166	828	762	1,226

※電話による軽易な案件を含む。

(資料:市民・こども局市民生活部市民活動推進課)

(12) 法律相談・特別相談受理件数

(平成26年度)

項目 \ 区別		川崎市	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
合 計		8,771	929	689	1,427	1,887	1,320	1,426	1,093
法 律 相 談	不動産 (借地、借家、売買、登記、相隣他)	994	137	120	153	190	114	165	115
	損害賠償 (債務不履行、不法行為、交通事故、 医療事故他)	383	60	30	50	74	50	75	44
	金銭 (請求、弁済、保証、消費貸借他)	754	108	73	116	122	125	103	107
	親族 (夫婦、離婚、親子、養子他)	986	109	77	120	198	175	175	132
	相続 (相続、遺言、登記、放棄他)	1,150	137	110	164	194	170	208	167
	その他 (刑事、商事、税金、労働、訪問販売 他)	508	65	62	63	99	67	82	70
	小 計	4,775	616	472	666	877	701	808	635
特 別 相 談	クレジット・サラ金相談	104	34	-	35	-	-	35	-
	相続・遺言・成年後見相談(司法書士)	457	53	58	71	72	80	61	62
	相続・遺言・成年後見相談(行政書士)	282	36	49	33	37	39	40	48
	宅地建物相談	81	18	-	18	-	-	23	22
	まちづくり相談	123	-	-	-	31	29	34	29
	交通事故相談(専門相談員)	377	-	-	-	377	-	-	-
	交通事故相談(弁護士)	42	-	-	42	-	-	-	-
	労働相談	274	-	-	274	-	-	-	-
	税務相談(税理士)	391	36	53	55	52	64	65	66
	税務相談(税務相談員)	291	13	36	68	64	85	10	15
	ろうあ者相談	507	114	-	-	158	95	133	7
	シルバー人材・いきいき相談	868	-	-	142	189	185	175	177
	人権相談	25	3	3	1	9	2	5	2
	行政相談	70	0	1	0	4	22	28	15
	住まいのリフォームから新築工事相談	104	6	17	22	17	18	9	15
	小 計	3,996	313	217	761	1010	619	618	458

(資料: 市民・子ども局市民生活部市民活動推進課)

6 区関係諸規定等

(1) 区役所等の設置・所管区域、事務分掌等に関するもの

川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例(抄)

昭和46年10月2日条例第38号

最近改正 平成25年11月5日条例第52号(平成25年11月18日施行)

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の20第1項及び第2項の規定に基づく区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域については、この条例の定めるところによる。

(区の設置)

第2条 本市の区域を分けて区を設け、その名称及び区域は、次のとおりとする。

名称	区 域
川崎区	区域は、1(5)「区役所・支所・出張所の所管区域一覧」を参照
幸 区	
中原区	
高津区	
宮前区	
多摩区	
麻生区	

(区の事務所の名称等)

第3条 区の事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
川崎市川崎区役所	川崎市川崎区東田町8番地	川崎区の区域
川崎市幸区役所	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地1	幸区の区域
川崎市中原区役所	川崎市中原区小杉町3丁目245番地	中原区の区域
川崎市高津区役所	川崎市高津区下作延2丁目8番1号	高津区の区域
川崎市宮前区役所	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地5	宮前区の区域
川崎市多摩区役所	川崎市多摩区登戸1,775番地1	多摩区の区域
川崎市麻生区役所	川崎市麻生区万福寺1丁目5番1号	麻生区の区域

川崎市区役所支所及び出張所設置条例(抄)

昭和46年10月2日条例第39号

最近改正 平成25年11月5日条例第52号(平成25年11月18日施行)

区役所に支所及び出張所を設置し、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
川崎区役所大師支所	位置は、2(3)「区役所等庁舎概況」、所管区域は1(5)「区役所・支所・出張所の所管区域一覧」を参照	
川崎区役所田島支所		
幸区役所日吉出張所		
高津区役所橘出張所		
宮前区役所向丘出張所		
多摩区役所生田出張所		

川崎市区役所等事務分掌規則

昭和47年4月1日規則第20号

最近改正 平成27年3月31日規則第19号(平成27年4月1日施行)

(分課等)

第1条 区役所に次の部、センター、室、課及び係を置く。

まちづくり推進部

総務課

庶務係

企画課

地域振興課

地域活動支援係

まちづくり推進係

生涯学習支援課

社会教育振興係

区民サービス部

区民課

住民記録第1係

住民記録第2係

住民記録第3係

保険年金課

国民健康保険係

- 長寿・福祉医療係
- 収納係
- 国民年金係
- 保健福祉センター
 - 地域保健福祉課
 - 地域保健福祉係
 - 地域健康支援係
 - 児童家庭課
 - 児童家庭サービス係
 - 高齢・障害課
 - 高齢者支援係
 - 介護保険料係
 - 介護認定給付係
 - 障害者支援係
- 保護課（川崎区役所、幸区役所及び多摩区役所を除く。）
 - 管理係
 - 保護第1係
 - 保護第2係
 - 保護第3係
 - 保護第4係（麻生区役所を除く。）
 - 保護第5係（麻生区役所を除く。）
- 保護第1課（川崎区役所、幸区役所及び多摩区役所に限る。）
 - 管理係
 - 保護第1係
 - 保護第2係
 - 保護第3係（川崎区役所に限る。）
 - 保護第4係（川崎区役所に限る。）
- 保護第2課（川崎区役所、幸区役所及び多摩区役所に限る。）
 - 保護第1係
 - 保護第2係
 - 保護第3係
 - 保護第4係
 - 保護第5係（川崎区役所に限る。）
- 衛生課
 - 環境衛生係
 - 食品衛生係
 - 感染症対策係
- こども支援室
- 道路公園センター

管理課

庶務係

利用調整係

財産管理係

整備課

土木整備係

公園整備係

- 2 区役所に地区健康福祉ステーションを置き、その名称、位置及び所管区域は、別表のとおりとし、同ステーションに次の係を置く。

管理係

保護第1係

保護第2係

保護第3係

保護第4係

児童家庭係

高齢・障害係

介護保険係

- 3 区役所保健福祉センターに健康ステーションを置き、その名称、位置及び所管区域は、別表のとおりとする。

- 4 区役所支所に次のセンター及び係を置く。

区民センター

庶務係

地域振興係

保険年金係

国民健康保険収納係

- 5 区役所出張所は、区役所区民サービス部の所管とする。

- 6 保育園（川崎市保育園条例（昭和28年川崎市条例第32号）第5条第1項の規定により市長が指定するものが管理を行う保育園を除く。以下同じ。）は、こども支援室の所管とする。

（事務分掌）

第2条 区役所の事務分掌は、次のとおりとする。

- （1） 区の危機管理に係る計画、調整、訓練及び意識の啓発に関すること。
- （2） 交通安全対策に関すること。
- （3） 防犯対策に関すること。
- （4） 路上喫煙防止対策に関すること。

まちづくり推進部

総務課

- （1） 区役所の人事、予算及び決算に関すること。
- （2） 区役所内の連絡調整及び事務改善に関すること。

- (3) 庁舎の維持管理に関すること。
- (4) 統計調査に関すること。
- (5) 区役所地区健康福祉ステーション及び区役所支所との連絡調整に関すること（川崎区役所に限る。）。
- (6) 区役所出張所との連絡調整に関すること（川崎区役所、中原区役所及び麻生区役所を除く。）。
- (7) 区選挙管理委員会に関すること。
- (8) 区役所業務の案内等に関すること。
- (9) 市政資料コーナーに関すること。
- (10) 大山街道ふるさと館に関すること（高津区役所に限る。）。
- (11) 現金及び有価証券の出納保管に関すること。
- (12) 収入及び支出証拠書類の整理及び保管に関すること。
- (13) 物品の出納保管に関すること。
- (14) 決算資料に関すること。
- (15) 小切手の振出しに関すること。
- (16) 区役所内他の課の主管に属しないこと。

企画課

- (1) 区政に関する調査及び企画立案に関すること。
- (2) 区民会議に関すること。
- (3) 区に関連する事務事業の調整に関すること。
- (4) 広報及び広聴に関すること。
- (5) 区内の事業所等との連絡調整に関すること。
- (6) 市政に関する陳情、要望等の受付及び処理に関すること。

地域振興課

- (1) 区のまちづくり推進に関すること。
- (2) 地域住民組織の振興に関すること。
- (3) 青少年の健全育成に関すること。
- (4) 市民活動の推進に関すること。
- (5) 区民の相談に関すること。
- (6) 公共施設利用予約システムの利用者登録に関すること。
- (7) 自衛官及び自衛官候補生の募集に関すること。
- (8) スポーツの推進に関すること。
- (9) スポーツ推進委員に関すること。
- (10) とどろきアリーナに関すること（中原区役所に限る。）。
- (11) 体育館に関すること（川崎区役所に限る。）。
- (12) スポーツセンターに関すること（川崎区役所及び中原区役所を除く。）。
- (13) 武道館に関すること（幸区役所に限る。）。
- (14) 東海道かわさき宿交流館に関すること（川崎区役所に限る。）。

生涯学習支援課

- (1) 生涯学習と市民活動との連携に関すること。
- (2) 教育文化会館及び教育文化会館分館の管理運営に関すること（川崎区役所に限る。）。
- (3) 市民館の管理運営に関すること（川崎区役所を除く。）。
- (4) 市民館分館の管理運営に関すること（川崎区役所、中原区役所及び多摩区役所を除く。）。
- (5) 図書館の施設及び設備の維持管理に関すること（川崎区役所、中原区役所及び高津区役所を除く。）。
- (6) 図書館分館の施設及び設備の維持管理に関すること（川崎区役所、幸区役所及び高津区役所に限る。）。
- (7) 有馬・野川生涯学習支援施設に関すること（宮前区役所に限る。）。

区民サービス部

区民課

- (1) 課の市税外収入に関すること。
- (2) 戸籍に関すること。
- (3) 住民基本台帳に関すること。
- (4) 住民実態調査に関すること。
- (5) 中長期在留者に係る住居地の届出に関すること。
- (6) 特別永住に関すること。
- (7) 電子署名に係る公的個人認証に関すること。
- (8) 印鑑に関すること。
- (9) 利用者識別カードに関すること。
- (10) 自動車の臨時運行許可に関すること。
- (11) 児童手当及び子ども手当に関すること。
- (12) 災害遺児等福祉手当に関すること。
- (13) 国民健康保険及び国民年金被保険者の資格得喪及び異動に関すること。
- (14) 後期高齢者医療被保険者の異動に関すること。
- (15) 介護保険被保険者の異動に関すること。
- (16) 埋葬、火葬及び改葬の許可に関すること。
- (17) 市民葬儀葬祭券の交付に関すること。
- (18) 町界、町名の改正及び地番整理に係る証明に関すること。
- (19) 住居表示の証明に関すること。
- (20) 児童及び生徒の就学事務に関すること。
- (21) 行政サービスコーナーに関すること（幸区役所及び麻生区役所を除く。）。

保険年金課

- (1) 重度障害者医療費助成に関すること。
- (2) 小児医療費助成に関すること。
- (3) ひとり親家庭等医療費助成に関すること。
- (4) 国民健康保険及び国民年金に関すること（住民異動等に伴う各種届書に係る受付及

び証明を除く。) 。

(5) 後期高齢者医療に関すること (被保険者の異動に関するものを除く。) 。

保健福祉センター

地域保健福祉課

- (1) 地域保健福祉サービスの計画及び調整に関すること。
- (2) 医務、薬務及び血液事業に関すること。
- (3) 保健統計及び衛生教育に関すること。
- (4) 予防接種に関すること。
- (5) 歯科保健の指導に関すること (児童家庭課の所管に属するものを除く。) 。
- (6) 栄養の指導に関すること (児童家庭課の所管に属するものを除く。) 。
- (7) 健康増進法に基づく健康増進事業に関すること。
- (8) 地域支援事業に関すること。
- (9) 結核、性感染症、後天性免疫不全症候群等の予防に関すること。
- (10) 原爆被爆者の援護、特定疾患等に係る公費負担及び公害に係る補償等に関すること。
- (11) 旧軍人恩給及び戦没者遺族援護に関すること。
- (12) 日本赤十字社に関すること。
- (13) 小災害の見舞金交付に関すること。
- (14) 社会福祉団体との連絡調整に関すること。
- (15) 民生委員及び児童委員に関すること。
- (16) 保健所運営協議会に関すること。
- (17) 児童家庭課が実施する健康診査及び保健指導の援助に関すること。
- (18) 健康ステーションとの連絡調整に関すること (幸区役所に限る。) 。
- (19) 食品表示 (栄養成分の量及び熱量に関する表示関係に限る。) に関すること。
- (20) その他センター内他の課の主管に属さないこと。

児童家庭課

- (1) 母子保健に関すること。
- (2) 乳幼児及び乳幼児等に関わる成人の歯科保健に関すること。
- (3) 乳幼児の栄養指導に関すること。
- (4) アレルギー相談に関すること。
- (5) 精神保健福祉に関すること (障害児に関するものに限る。) 。
- (6) 児童の相談及び通告に関すること。
- (7) 児童及び家庭についての調査、指導及び支援に関すること。
- (8) 児童の相談に係る関係機関との連携に関すること。
- (9) 児童福祉法に基づく利用の調整等に関すること。
- (10) 第6号から第9号までに掲げるもののほか、児童福祉の実施に関すること (高齢・障害課及び児童相談所の所管に属するものを除く。) 。
- (11) 子ども・子育て支援法に基づく支給認定等に関すること。
- (12) 母子福祉及び寡婦福祉の実施に関すること。
- (13) 家庭児童相談室の運営に関すること。

- (14) 女性保護相談に関すること。
- (15) 福祉措置による川崎市乗合自動車特別乗車証の交付に関すること（児童及び家庭に関するものに限る。）。
- (16) 福祉統計に関すること（児童及び家庭に関するものに限る。）。
- (17) 地区健康福祉ステーションとの連絡調整に関すること（児童及び家庭に関するものに限る。）（川崎区役所に限る。）。

高齢・障害課

- (1) 老人福祉の実施に関すること。
- (2) 老人援護に関すること。
- (3) 介護保険に関すること。
- (4) 身体障害者福祉の実施に関すること。
- (5) 知的障害者福祉の実施に関すること。
- (6) 精神保健福祉に関すること（児童家庭課の所管に属するものを除く。）。
- (7) 障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費並びに障害児相談支援給付費の支給の決定に関すること。
- (8) 各種給付券の交付に関すること（高齢者及び障害者に関するものに限る。）。
- (9) 福祉統計に関すること（高齢者及び障害者に関するものに限る。）。
- (10) 地区健康福祉ステーションとの連絡調整に関すること（高齢者及び障害者に関するものに限る。）（川崎区役所に限る。）。

保護課

保護第1課

- (1) 生活保護の実施に関すること。
- (2) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
- (3) 要保護者の更生指導に関すること。
- (4) 公的扶助費の給付に関すること。
- (5) 各種給付券の交付に関すること（生活保護に関するものに限る。）。
- (6) 福祉統計に関すること（生活保護に関するものに限る。）。
- (7) 法外援護の実施に関すること。

保護第2課

- (1) 生活保護の実施に関すること。
- (2) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
- (3) 要保護者の更生指導に関すること。

衛生課

- (1) 環境衛生の普及啓発並びに営業に係る許可及び監視指導に関すること。
- (2) 感染症（結核、性感染症及び後天性免疫不全症候群を除く。）の予防に関すること。
- (3) ねずみ族、衛生害虫等の駆除の指導に関すること。
- (4) 健康リビングの推進に関すること。
- (5) 専用水道、簡易専用水道、小規模水道等の管理指導、検査等に関すること。
- (6) 狂犬病予防並びに動物の愛護及び管理に関すること。

- (7) 食品衛生の普及啓発並びに営業に係る許可及び監視指導に関すること。
- (8) 食品表示に関すること（地域保健福祉課の所管に属するものを除く。）。
- (9) 食鳥処理の事業の監視指導に関すること。

こども支援室

- (1) 地域の子どもに関する総合的支援に関すること。
- (2) 市立保育所の管理運営に関すること。
- (3) こども文化センターに関すること。
- (4) ふれあい館に関すること（川崎区役所に限る。）。

道路公園センター

管理課

- (1) 課の市税外収入に関すること。
- (2) 道路、河川、水路、公園、緑地及び緑道の不法占用対策及び処理に関すること。
- (3) 道路、河川、水路、駅前広場、公園、緑地及び緑道の調査、許可（河川を除く。）及び指導に関すること。
- (4) 屋外広告物の調査及び許可に関すること。
- (5) 自転車等の放置防止対策に関すること。
- (6) 道路、河川、水路、公園、緑地及び緑道の境界確認及び権原調査に関すること。
- (7) 車両制限令に関すること。
- (8) 道路、河川、水路、公園、緑地及び緑道の台帳並びに公図の閲覧に関すること。
- (9) 道路、河川、水路、公園、緑地及び緑道の監視及び指導に関すること。
- (10) 道路、河川、水路、公園、緑地及び緑道の承認工事に関すること。
- (11) 道路、河川、水路、公園、緑地及び緑道の敷地処分に係る事前審査に関すること。
- (12) 私道舗装助成に関すること。
- (13) 開発行為及び土地区画整理事業に伴う道路及び水路の協議及び引継審査に関すること。
- (14) 公園緑地管理運営協議会、公園緑地愛護会等との連絡調整に関すること。

整備課

- (1) 道路及び駅前広場の維持補修の調査、計画及び調整に関すること。
- (2) 水路事業の調査、計画及び調整に関すること。
- (3) 道路、河川、水路、駅前広場、調整池、自転車等駐車場、保管場所、公園、緑地及び緑道の保全及び工事の実施計画、設計及び監督に関すること。
- (4) 水門の操作及び維持管理に関すること。
- (5) 災害復旧工事及び受託工事の設計及び監督に関すること。
- (6) 宮前歩道橋の保全に関すること（川崎区役所に限る。）。
- (7) 公園及び緑地内施設並びに街路樹（植樹帯を含む。）の維持管理に関すること。
- (8) 公園緑地管理運営協議会、公園緑地愛護会等への支援、技術的指導及び助言に関すること。

2 区役所地区健康福祉ステーションの事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 母子保健に関すること。

- (2) 公害に係る補償等に関すること。
- (3) 公的扶助費の給付に関すること。
- (4) 各種給付券の交付に関すること。
- (5) 福祉統計に関すること。
- (6) 旧軍人恩給及び戦没者遺族援護に関すること。
- (7) 日本赤十字社に関すること。
- (8) 小災害の見舞金交付に関すること。
- (9) 社会福祉団体との連絡調整に関すること。
- (10) 生活保護の実施に関すること。
- (11) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
- (12) 要保護者の更生指導に関すること。
- (13) 民生委員及び児童委員に関すること。
- (14) 児童の相談及び通告に関すること。
- (15) 児童及び家庭についての調査、指導及び支援に関すること。
- (16) 障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費並びに障害児相談支援給付費の支給の決定に関すること。
- (17) 児童福祉法に基づく利用の調整等に関すること。
- (18) 第14号から第17号までに掲げるもののほか、児童福祉の実施に関すること（児童相談所の所管に属するものを除く。）。
- (19) 子ども・子育て支援法に基づく支給認定等に関すること。
- (20) 身体障害者福祉の実施に関すること。
- (21) 知的障害者福祉の実施に関すること。
- (22) 母子福祉及び寡婦福祉の実施に関すること。
- (23) 法外援護の実施に関すること。
- (24) 家庭児童相談室の運営に関すること。
- (25) 女性保護相談に関すること。
- (26) 老人福祉の実施に関すること。
- (27) 老人援護に関すること。
- (28) 介護保険に関すること。

3 区役所保健福祉センター健康ステーションの事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 健康相談及び保健指導の実施に関すること。
- (2) 母子保健に関すること。
- (3) 公害に係る補償等に関すること。
- (4) 予防接種の実施に関すること。
- (5) 健康増進法に基づく健康増進事業に関すること。
- (6) 結核、性感染症等の予防に関すること。
- (7) 保健福祉センターとの連絡調整に関すること。

4 区役所支所の事務分掌は、次のとおりとする。

区民センター

- (1) 庁舎の維持管理に関すること。
- (2) 統計調査に関すること。
- (3) 支所及び地区健康福祉ステーション業務の案内に関すること。
- (4) 区民の相談に関すること。
- (5) 市政に関する陳情、要望等の受付及び処理に関すること。
- (6) 広報及び広聴に関すること。
- (7) 公共施設利用予約システムの利用者登録に関すること。
- (8) 地域住民組織の振興に関すること。
- (9) 青少年の健全育成に関すること。
- (10) 市民活動の推進に関すること。
- (11) 交通安全対策に関すること。
- (12) スポーツの推進に関すること。
- (13) センターの市税外収入に関すること。
- (14) 戸籍に関すること。
- (15) 住民基本台帳に関すること。
- (16) 住民実態調査に関すること。
- (17) 中長期在留者に係る住居地の届出に関すること。
- (18) 特別永住に関すること。
- (19) 電子署名に係る公的個人認証に関すること。
- (20) 印鑑に関すること。
- (21) 利用者識別カードに関すること。
- (22) 自動車の臨時運行許可に関すること。
- (23) 児童手当及び子ども手当に関すること。
- (24) 災害遺児等福祉手当に関すること。
- (25) 国民健康保険及び国民年金に関すること。
- (26) 後期高齢者医療に関すること。
- (27) 介護保険被保険者の異動に関すること。
- (28) 埋葬、火葬及び改葬の許可に関すること。
- (29) 市民葬儀葬祭券の交付に関すること。
- (30) 町界、町名の改正及び地番整理に係る証明に関すること。
- (31) 住居表示の証明に関すること。
- (32) 児童及び生徒の就学事務に関すること。
- (33) 重度障害者医療費助成に関すること。
- (34) 小児医療費助成に関すること。
- (35) ひとり親家庭等医療費助成に関すること。

5 区役所出張所の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 出張所の市税外収入に関すること。

- (2) 庁舎の維持管理に関すること。
- (3) 統計調査に関すること。
- (4) 広報及び広聴並びに地域住民組織の振興に関すること。
- (5) 戸籍及び除かれた戸籍に係る証明書の交付に関すること。
- (6) 住民票の写し及び住民票記載事項証明書の交付に関すること。
- (7) 戸籍の附票の写し及び戸籍の附票に記録をした事項に関する証明書の交付に関すること。
- (8) 印鑑登録証明書の交付に関すること。
- (9) 市民葬儀葬祭券の交付に関すること。
- (10) 町界、町名の改正及び地番整理に係る証明に関すること。
- (11) 住居表示の証明に関すること。

6 保育園の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 園の維持管理に関すること。
- (2) 乳児及び幼児の保育に関すること。

(副区長等)

第3条 区役所に副区長を置く。

- 2 区役所の部に部長、保健福祉センター及び道路公園センターに所長、こども支援室に室長、保健福祉センターに副所長を置く。
- 3 区役所地区健康福祉ステーション及び区役所保健福祉センター健康ステーションに所長、区役所支所に支所長、区役所出張所に所長を置く。
- 4 区役所の課に課長、係に係長を置く。
- 5 区役所支所の区民センターに室長、係に係長を置く。
- 6 区役所地区健康福祉ステーションに副所長を置く。
- 7 保育園に園長を置く。
- 8 区役所に医監を置くことができる。
- 9 区役所、区役所地区健康福祉ステーション及び区役所支所に担当理事、担当部長、担当課長、課長補佐、担当係長、作業管理長、主任及び職長を置くことができる。
- 10 区役所保健福祉センター健康ステーションに課長補佐、担当係長及び主任を置くことができる。
- 11 区役所出張所に課長補佐、担当係長及び主任を置くことができる。
- 12 保育園に課長補佐、担当係長及び主任を置くことができる。
- 13 区会計管理者は、総務課長をもって充てる。

(副区長等の職務)

第4条 副区長は、区長を補佐し、区役所に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 部長、支所長、所長、室長、副所長、課長、係長、園長及び作業管理長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 医監は、上司の命を受け、区の保健医療に係る技術的事項を掌理する。
- 4 担当理事、担当部長、担当課長、課長補佐及び担当係長は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、所属職員があるときは、これを指揮監督する。

- 5 主任は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
- 6 職長は、上司の命を受け、担当業務を処理する。

(職務の代理)

第5条 区長に事故があるとき、又は区長が欠けたときは、副区長がその職務を代理する。

- 2 第3条に規定する職員（区会計管理者、医監及び主任を除く。）に事故があるときは、本務の直近下位の職員がその職務を代理する。

(担当事務)

第6条 担当理事、担当部長、担当課長、課長補佐及び担当係長（あらかじめ担当事務を指定された者を除く。）の担当事務は、区長が総務局長と協議の上定める。

- 2 主任の担当事務は、室長、課長又は所長が定める。
- 3 こども支援室、課（区役所支所区民センターを含む。）並びに区役所地区健康福祉ステーション、区役所保健福祉センター健康ステーション及び区役所出張所の職員（第3条に定める職員を除く。）の配置及び担当事務は、室長、課長又は所長が、保育園の職員の担当事務は、こども支援室の担当課長が定める。

第7条 係の事務分掌については、区長が総務局長と協議の上定める。

(出先機関等の調整)

第8条 区長は、区民の利便増進に資するため区内の出先機関その他の行政機関及び各種団体との緊密なる連絡調整を図るものとする。

(事務分担の提出)

第9条 総務局長は、必要の都度、区長に対し係別の職員の事務分担の提出を求めることができる。

別表（第1条関係）

名称	位置	所管区域
川崎区役所大師地区健康福祉ステーション	川崎市川崎区東門前2丁目1番1号	川崎区役所大師支所の所管区域
川崎区役所田島地区健康福祉ステーション	川崎市川崎区鋼管通2丁目3番7号	川崎区役所田島支所の所管区域
幸区役所保健福祉センター日吉健康ステーション	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号	幸区役所日吉出張所の所管区域

川崎市区役所等事務決裁規程

昭和47年3月31日訓令第4号

最近改正 平成26年3月31日訓令第1号(平成26年4月1日施行)

(目的)

第1条 この規程は、別に定めるものを除くほか、区役所等の専決事項、代決その他の事務決裁について必要な事項を定めることにより、事務執行における権限と責任の所在を明確にし、事案の決定の適正化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区役所等 川崎市区役所等事務分掌規則(昭和47年川崎市規則第20号)に規定する区役所、区役所地区健康福祉ステーション、区役所保健福祉センター健康ステーション、区役所支所及び区役所出張所をいう。
- (2) 部長 区役所の部長(担当部長及び部に相当する室の長を含む。)、所長(保健福祉センター健康ステーション所長を除く。)&及び保健福祉センター副所長並びに支所長をいう。
- (3) 課長 区役所の課長(担当課長及び課に相当するセンターの長を含む。)、地区健康福祉ステーション副所長及び保健福祉センター健康ステーション所長並びに出張所長をいう。

(区長等の専決事項)

第3条 区長、副区長、部長及び課長(以下「区長等」という。)の専決事項は、別表のとおりとする。

- 2 前項の場合において、所管部長が置かれていないときは、部長専決事項に係る事案は、副区長の専決事項とする。

(専決事項の一部委譲)

第4条 区長は、市長の承認を得て、部長の専決事項の一部を医監に専決させることができる。

- 2 前項の場合においては、総務局長に協議しなければならない。

(副市長の専決)

第5条 区長の専決権を超える事項については、副市長がその専決権の範囲内においてこれを専決するものとする。

(区長等が不在の場合の代決)

第6条 区長専決事項に係る事案について、区長が不在の場合には、副区長がその事案を代決するものとする。

- 2 副区長専決事項に係る事案について、副区長が不在の場合には、所管部長(所管部長が置かれていない場合にあつては、所管課長)がその事案を代決するものとする。
- 3 部長専決事項に係る事案について、部長が不在の場合には、所管課長(地区健康福祉ステーションにあつては、副所長)がその事案を代決するものとする。ただし、保健福祉センターにおける川崎市保健所事務分掌規則(昭和51年川崎市規則第41号)及び川崎市福祉

事務所事務分掌規則（昭和51年川崎市規則第42号）に規定する業務以外の業務に係る事案にあっては、保健福祉センター所長が不在の場合には保健福祉センター副所長がその事案を代決する。

- 4 課長専決事項に係る事案について、課長が不在の場合には、所管課長補佐（所管課長補佐が置かれていない場合にあつては、所管係長（係長に相当する職を含む。））がその事案を代決するものとする。

（川崎市事務決裁規程の準用）

第7条 区長等の類推による専決等については、川崎市事務決裁規程（昭和41年川崎市訓令第8号）を準用する。

（その他必要事項）

第8条 その他この規程の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第3条関係）

1 一般事項

決裁事項	区長専決	副区長専決	部長専決	課長専決
(1) 事務事業の計画の決定及び実施に関すること。	通例的なもの	通例的なもののうち区長が指定するもの	区長専決及び副区長専決を要しないもの	軽易又は反復継続的なもの
(2) 請願、陳情、要望等に関すること。	通例的なもの	通例的なもののうち区長が指定するもの	区長専決及び副区長専決を要しないもの	軽易なもの
(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定による損害賠償（自動車事故によるものを除く。）に係る専決処分に関すること。	1件 5,000,000円 以下のもの	1件 3,000,000円 以下のもの	1件 2,000,000円 以下のもの	
(4) 協定、覚書等の締結等に関すること。	通例的なもの			
(5) 告示、公告、公表、公示送達その他の公示に関すること。	通例的なもの	通例的なもののうち区長が指定するもの	区長専決及び副区長専決を要しないもの	軽易又は反復継続的なもの
(6) 許可、認可、承認、取消し等の行政処分その他法令、条例等の規定による権限の行使及び指導、勧告等の行政指導に関すること。	通例的なもの	通例的なもののうち区長が指定するもの	区長専決及び副区長専決を要しないもの	軽易又は反復継続的なもの

決裁事項	区長専決	副区長専決	部長専決	課長専決
(7) 通知、催告、申請、届出、照会、回答、報告、進達、依頼等に関する事。	通例的なもの	通例的なもののうち区長が指定するもの	区長専決及び副区長専決を要しないもの	軽易又は反復継続的なもの
(8) 附属機関等に係る設置、諮問等に関する事。	通例的なもの			
(9) 会議、研究会、協議会、講習会、展示会等の開催、共催、後援等に関する事。	通例的なもの	通例的なもののうち区長が指定するもの	区長専決及び副区長専決を要しないもの	軽易又は反復継続的なもの
(10) 公簿による証明に関する事。				○
(11) 公文書の開示に関する事。				○
(12) 保有個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止に関する事。				○
(13) 通達、要綱等の制定及び改廃に関する事。	通例的なもの	区長専決を要しないもの		
(14) 地方自治法第180条の規定による和解及び調停に係る専決処分に関する事。	1 件 500,000円 以下のもの			
(15) 不服申立て、訴訟、和解、調停等に関する事。	通例的なもの			
(16) 儀式、表彰その他行事に関する事。	通例的なもの	通例的なもののうち区長が指定するもの	区長専決及び副区長専決を要しないもの	軽易又は反復継続的なもの
(17) 研究会、協議会その他の関係団体への加入及びそれらの団体からの脱退に関する事。	○			

2 人事事項

決裁事項	区長専決	副区長専決	部長専決	課長専決
(1) 区役所内において行う配置換え及び兼務に関する事。	主任以下			

決裁事項	区長専決	副区長専決	部長専決	課長専決
(2) 部分休業の承認に関する こと。				○ (総務課長)
(3) 休暇、欠勤その他の願、 届出の承認又は受理に関する こと。	副区長	部長	課長	課長補佐及び 係長（係長に 相当する職を 含む。以下 同じ。）以下
(4) 週休日の振替及び指定、 休日の代休日の指定並びに 代休時間の指定に関するこ と。	副区長	部長	課長	課長補佐及び 係長以下
(5) 出張（外国出張を除く。） の命令及び復命の受理に関 すること。	副区長	部長	課長	課長補佐及び 係長以下
(6) 時間外勤務命令及び休日 勤務命令に関すること。	副区長	部長	課長	課長補佐及び 係長以下
(7) 非常勤職員の任免に関す ること。	通例的なもの (嘱託員の職 を除く。)	嘱託員の職		
(8) 臨時的任用の職（あらか じめ人事委員会が承認した 範囲のものに限る。）に関す ること。		○		
(9) 臨時的任用職員の任免に 関すること。		○		
(10) 川崎市旅費支給条例（昭 和22年川崎市条例第21号） 別表に定めのない者の旅費 等級の決定に関すること。	○			

3 財務事項

決裁事項	区長専決	副区長専決	部長専決	課長専決
(1) 工事の施行決定に関する こと。	1 件 200,000,000円 以下のもの	1 件 50,000,000円 以下のもの	1 件 30,000,000円 以下のもの	1 件 5,000,000円 以下のもの

決裁事項	区長専決	副区長専決	部長専決	課長専決
(2) 委託及び受託の決定（歳入の徴収又は収納事務の委託及び支出事務の委託の決定を除く。）に関する事	1 件 100,000,000円 以下のもの	1 件 20,000,000円 以下のもの	1 件 10,000,000円 以下のもの	1 件 3,000,000円 以下のもの
(3) 委託及び受託の契約（財政局資産管理部契約課の所掌する契約を除く。）に関する事	1 件 300,000,000円 を超えるもの	1 件 300,000,000円 以下のもの	1 件 200,000,000円 以下のもの	1 件 100,000,000円 以下のもの
(4) 歳入の徴収又は収納事務の委託及び支出事務の委託の決定に関する事	○			
(5) 物品（財政局長が別に定める特定物品及び単価契約物品並びに20,000円以下のものを除く。）、労力その他の調達等の決定に関する事	1 件 20,000,000円 以下のもの	1 件 10,000,000円 以下のもの	1 件 7,000,000円 以下のもの	1 件 2,000,000円 以下のもの
(6) 物品（財政局長が別に定める特定物品及び単価契約物品並びに20,000円以下のものを除く。）、労力その他の調達等の契約に関する事	1 件 100,000,000円 を超えるもの （財政局資産管理部契約課が所掌する調達の契約を除く。）	1 件 100,000,000円 以下のもの （財政局資産管理部契約課が所掌する調達の契約を除く。）	1 件 50,000,000円 以下のもの （財政局資産管理部契約課が所掌する調達の契約を除く。）	1 件 20,000,000円 以下のもの （財政局資産管理部契約課が所掌する調達の契約を除く。）
(7) 財政局長が別に定める特定物品の調達の決定及び契約に関する事				○
(8) 財政局長が別に定める単価契約物品の調達の決定及び契約に関する事	1 件 10,000,000円 を超えるもの	1 件 10,000,000円 以下のもの	1 件 7,000,000円 以下のもの	1 件 2,000,000円 以下のもの
(9) 20,000円以下の物品の調達の決定及び契約に関する事				○

決裁事項	区長専決	副区長専決	部長専決	課長専決
(10) 修繕（物品の軽易な修繕及び建物等の小破修繕を除く。）の決定に関する事	1 件 50,000,000円 以下のもの	1 件 30,000,000円 以下のもの	1 件 20,000,000円 以下のもの	1 件 5,000,000円 以下のもの
(11) 物品の軽易な修繕の決定及び契約に関する事				1 件 300,000円 以下のもの
(12) 建物等の小破修繕の決定及び契約に関する事				1 件 2,500,000円 以下のもの
(13) 報酬（支給額及び支給期日の定めのないものに限る。）の支出決定に関する事				○
(14) 共済費及び災害補償費の支出決定に関する事	1 件 1,000,000円 を超えるもの	1 件 1,000,000円 以下のもの	1 件 500,000円 以下のもの	1 件 200,000円 以下のもの
(15) 賃金の支出決定に関する事				○
(16) 報償費（支出の基準の定めがあるものを除く。）の支出決定に関する事	1 件 1,000,000円 以下のもの	1 件 500,000円 以下のもの	1 件 100,000円 以下のもの	
(17) 支出の基準の定めがある報償費の支出決定に関する事	1 件 5,000,000円 を超えるもの	1 件 5,000,000円 以下のもの	1 件 3,000,000円 以下のもの	1 件 1,000,000円 以下のもの
(18) 旅費の支出決定に関する事				○
(19) 交際費の支出決定に関する事	1 件 300,000円 以下のもの			
(20) 食糧費の支出決定に関する事	1 件 500,000円 以下のもの	1 件 200,000円 以下のもの	1 件 100,000円 以下のもの	1 件 50,000円 以下のもの

決裁事項	区長専決	副区長専決	部長専決	課長専決
(21) 損害保険等（自動車損害賠償責任保険を除く。）の契約及び支出決定に関すること。	1 件 2, 000, 000円 を超えるもの （財政局資産 管理部資産運用 課の所掌するもの を除く。）	1 件 2, 000, 000円 以下のもの （財政局資産 管理部資産運用 課の所掌するもの を除く。）	1 件 1, 000, 000円 以下のもの （財政局資産 管理部資産運用 課の所掌するもの を除く。）	1 件 100, 000円 以下のもの （財政局資産 管理部資産運用 課の所掌するもの を除く。）
(22) 負担金（会議、講習会、研修会等及び工事に係るものを除く。）、補助金、交付金、扶助費、貸付金等（支出の基準の定めがあるものを除く。）の支出決定に関すること。	1 件 1, 000, 000円 以下のもの			
(23) 工事に係る負担金の支出決定に関すること。	1 件 200, 000, 000円 以下のもの			
(24) 支出の基準の定めがある負担金（会議、講習会、研修会等に係るものを除く。）、補助金、交付金、扶助費、貸付金等の支出決定に関すること。	1 件 10, 000, 000円 を超えるもの	1 件 10, 000, 000円 以下のもの	1 件 7, 000, 000円 以下のもの	1 件 1, 000, 000円 以下のもの
(26) 損失補償の額の決定及び契約に関すること。	1 件 50, 000, 000円 以下のもの	1 件 30, 000, 000円 以下のもの	1 件 20, 000, 000円 以下のもの	1 件 5, 000, 000円 以下のもの
(27) 公有財産の貸付け又は公有財産に相当するものの借受けの決定及び契約に関すること。	1 件の賃貸借 料年額又は 総額が 10, 000, 000円 以下のもの	1 件の賃貸借 料年額又は 総額が 7, 000, 000円 以下のもの	1 件の賃貸借 料年額又は 総額が 5, 000, 000円 以下のもの	1 件の賃貸借 料年額又は 総額が 2, 000, 000円 以下のもの
(28) 公有財産の貸付け又は公有財産に相当するものの借受けの更新の決定及び契約に関すること。	1 件の賃貸借 料年額又は 総額が 24, 000, 000円 を超えるもの	1 件の賃貸借 料年額又は 総額が 24, 000, 000円 以下のもの	1 件の賃貸借 料年額又は 総額が 16, 000, 000円 以下のもの	1 件の賃貸借 料年額又は 総額が 10, 000, 000円 以下のもの

決裁事項	区長専決	副区長専決	部長専決	課長専決
(29) 物品の貸付け又は借受け（予算で債務負担行為として定めた物品の借受け又は長期継続契約による物品の借受けを除く。）の決定に関する事。	1 件の賃貸借料年額又は総額が 10,000,000円 以下のもの	1 件の賃貸借料年額又は総額が 7,000,000円 以下のもの	1 件の賃貸借料年額又は総額が 5,000,000円 以下のもの	1 件の賃貸借料年額又は総額が 2,000,000円 以下のもの
(30) 物品の貸付け又は借受け（予算で債務負担行為として定めた物品の借受け又は長期継続契約による物品の借受けを除く。）の契約に関する事。	1 件の賃貸借料年額又は総額が 24,000,000円 を超えるもの	1 件の賃貸借料年額又は総額が 24,000,000円 以下のもの	1 件の賃貸借料年額又は総額が 16,000,000円 以下のもの	1 件の賃貸借料年額又は総額が 10,000,000円 以下のもの
(31) 物品の借受け（予算で債務負担行為として定めた物品の借受け又は長期継続契約による物品の借受けに限る。）の決定に関する事。	1 件の賃借料総額が 50,000,000円 以下のもの	1 件の賃借料総額が 35,000,000円 以下のもの	1 件の賃借料総額が 25,000,000円 以下のもの	1 件の賃借料総額が 10,000,000円 以下のもの
(32) 物品の借受け（予算で債務負担行為として定めた物品の借受け又は長期継続契約による物品の借受けに限る。）の契約に関する事。	1 件の賃借料総額が 120,000,000円 を超えるもの	1 件の賃借料総額が 120,000,000円 以下のもの	1 件の賃借料総額が 75,000,000円 以下のもの	1 件の賃借料総額が 50,000,000円 以下のもの
(33) 前年度以前に予算で債務負担行為として定めて支出負担行為が行われたものに係る支出決定に関する事。				○
(35) 繰越しをした経費のうち前年度以前に支出負担行為が行われたものに係る支出決定に関する事。				○
(36) 負担付きでない寄附の受納の決定に関する事。	1 件 5,000,000円 を超えるもの	1 件 5,000,000円 以下のもの	1 件 3,000,000円 以下のもの	1 件 700,000円 以下のもの

決裁事項	区長専決	副区長専決	部長専決	課長専決
(37) 行政財産の目的外使用の許可（使用料の減免を伴うものを含む。）に関する こと。	使用料の年額 又は総額が 2,000,000円 以下のもの	使用料の年額 又は総額が 1,500,000円 以下のもの	使用料の年額 又は総額が 1,000,000円 以下のもの	使用料の年額 又は総額が 600,000円 以下のもの
(38) 行政財産の目的外使用の許可の更新（使用料の減免を伴うものを含む。）に関する こと。	使用料の年額 又は総額が 10,000,000円 を超えるもの	使用料の年額 又は総額が 10,000,000円 以下のもの	使用料の年額 又は総額が 7,000,000円 以下のもの	使用料の年額 又は総額が 2,000,000円 以下のもの
(39) 予算に定める金額の流用に関する こと。	項間	目間		節間 (総務課長)
(40) 市税外収入の履行期限の繰上げに関する こと。				○
(41) 市税外収入の配当要求 その他債権の申出に関する こと。				○
(42) 市税外収入の徴収停止に関する こと。				○
(43) 市税外収入の履行延期の特約又は処分に関する こと。				○
(44) 市税外収入の免除（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の7の規定によるものに 限る。）に関する こと。				○
(45) 市税外収入の徴収猶予に関する こと。				○
(46) 市税外収入の滞納処分に関する こと。				○
(47) 市税外収入の過誤納金の充当又は還付に関する こと。				○

決裁事項	区長専決	副区長専決	部長専決	課長専決
(48) 市税外収入の減免（地方自治法施行令第171条の7の規定によるものを除く。）に関すること。				○
(49) 歳入歳出外現金の払出しに関すること。				○
(50) 物品の不用決定並びに不用品の処分決定及び契約（不用品の売払いの契約を除く。）に関すること。	重要物品			重要物品以外のもの
(51) 契約に係る予定価格の決定に関すること。				○
(52) 工事及び製造の請負の契約を除く契約に係る業者の選定に関すること。（川崎市競争入札参加者選定規定（昭和50年川崎市訓令第7号）第13条に規定する川崎市指名業者審査委員会の所掌に属するものを除く。）	予定価格が 1 件 100,000,000円 以下のもの	予定価格が 1 件 20,000,000円 以下のもの。 ただし、予算で債務負担行為として定めた物品の借受け又は長期継続契約による物品の借受けについては、 1 件 35,000,000円 以下のもの	予定価格が 1 件 10,000,000円 以下のもの。 ただし、予算で債務負担行為として定めた物品の借受け又は長期継続契約による物品の借受けについては、 1 件 25,000,000円 以下のもの	予定価格が 1 件 3,000,000円 以下のもの。 ただし、予算で債務負担行為として定めた物品の借受け又は長期継続契約による物品の借受けについては、 1 件 10,000,000円 以下のもの

川崎市区役所等の事務に係る職員の兼務に関する規則

平成6年2月10日規則第3号

最近改正 平成24年3月30日規則第43号(平成24年7月9日施行)

(戸籍に係る電子計算機の管理及び運用に関する事務に従事する職員の職の兼務)

第1条 市民・こども局区政推進部戸籍住民サービス課において戸籍に係る電子計算機の管理及び運用の事務に従事する職員は、区役所及び区役所支所において戸籍に関する事務に従事する職員の職を兼ねるものとする。

(戸籍等に係る証明書の交付等の事務に従事する職員の職の兼務)

第2条 区役所、区役所支所及び区役所出張所（以下「区役所等」という。）において次に掲げる事務に従事する職員は、それぞれ他の区役所等において同一の事務に従事する職員の職を兼ねるものとする。

- (1) 戸籍及び除かれた戸籍に係る証明書の交付請求の受理及び交付に関すること。
- (2) 住民票の写しの交付請求の受理及び交付に関すること。
- (3) 住民票記載事項証明書の交付請求の受理及び交付に関すること。
- (4) 戸籍の附票の写しの交付請求の受理及び交付に関すること。
- (5) 戸籍の附票に記録をした事項に関する証明書の交付請求の受理及び交付に関すること。
- (6) 印鑑登録証明書の交付請求の受理及び交付に関すること。
- (7) 身分に関する証明書の交付請求の受理及び交付に関すること。

(転出届の受理等の事務に従事する職員の職の兼務)

第3条 区役所及び区役所支所において次に掲げる事務（本市の区域内における住所変更の場合に限る。）に従事する職員は、従前の住所地又は新住所地を所管区域とする区役所及び区役所支所において同一の事務に従事する職員の職を兼ねるものとする。

- (1) 転出届及び転入届の受理に関すること。
- (2) 転出及び転入に伴う世帯主変更届の受理に関すること。
- (3) 前2号の事務に係る住民票の記載、削除及び記載の修正に関すること。
- (4) 転出に伴う印鑑登録の抹消に関すること。
- (5) 転入に伴う印鑑登録の継続申出の受理及び印鑑の登録に関すること。

川崎市行政サービスコーナー設置要綱

制定 昭和61年10月1日

最近改正 平成24年7月9日(平成24年7月9日施行)

(設置)

第1条 市民が日常通勤等で利用する駅舎等で、市民生活上利用頻度の高い各種証明書の交付や市政案内を行うことにより、市民サービスの向上に努めることを目的として川崎市行政サービスコーナー（以下「サービスコーナー」という。）を設置する。

(名称、位置及び所管)

第2条 サービスコーナーの名称、位置及び所管は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管
川崎市川崎行政サービスコーナー	川崎駅地下街アゼリア 西広場	川崎区役所 区民サービス部区民課
川崎市小杉行政サービスコーナー	南武線武蔵小杉駅舎下	中原区役所 区民サービス部区民課
川崎市溝口行政サービスコーナー	南武線武蔵溝ノ口駅前 ノクティプラザ1地下1階	高津区役所 区民サービス部区民課
川崎市鷺沼行政サービスコーナー	田園都市線鷺沼駅 東急ドエル・アルス鷺沼 ネクステージ1階	宮前区役所 区民サービス部区民課
川崎市登戸行政サービスコーナー	南武線登戸駅 味の食彩館のぼりと2階	多摩区役所 区民サービス部区民課
川崎市菅行政サービスコーナー	京王相模原線 京王稲田堤駅前 KTプラサ5階	

(取扱地域)

第3条 取扱地域は、市内全域とする。

(取扱業務)

第4条 サービスコーナーにおいて取り扱う業務は、次のとおりとする。

- (1) 戸籍（除籍を除く。）全部事項証明・個人事項証明の交付に関すること。
- (2) 戸籍の附票の写し（除附票を除く。）の交付に関すること。
- (3) 住民票の写し（除票を除く。）の交付に関すること。
- (4) 住民票記載事項証明書の交付に関すること。
- (5) 印鑑登録証明書の交付に関すること。
- (6) 市民税・県民税課税額証明書、市民税・県民税非課税証明書及び市民税・県民税免除証明書（当該年度分に限る。ただし、当該年度分の市民税及び県民税の税額が確定するまでの間にあっては、前年度分に係るもの）の交付に関すること。
- (7) 市政案内に関すること。

(開設時間及び休所日)

第5条 サービスコーナーの開設時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認める場合は、休所日以外の日に開所しないことができる。

開設時間	月曜日から金曜日まで	午前7時30分から午後7時まで
	日曜日及び土曜日	午前9時から午後5時まで
休所日	(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の祝日及び休日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)	

(利用の制限)

第6条 サービスコーナーの運営上、特に必要があると認める場合は第4条第1号から第6号に掲げる事務を取り扱わないことができる。

(職員)

第7条 サービスコーナーに必要な職員を若干名置く。

(職務)

第8条 職員は、上司の命を受け、サービスコーナーの事務を掌る。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市民・こども局長が定める。

川崎市行政サービスコーナーにおける証明書交付事務取扱要領

制定 昭和61年10月1日

最近改正 平成24年7月9日(平成24年7月9日施行)

1 趣旨

この要領は、川崎市行政サービスコーナー設置要綱第9条の規定に基づき川崎市行政サービスコーナー（以下「サービスコーナー」という。）における証明書交付事務の取り扱いについて、必要な事項を定める。

2 取扱業務

サービスコーナーにおいて取り扱う業務は、次の証明（以下「証明書」という。）に関する業務に限る。ただし、大量の請求又は業者等からの請求については取り扱わない。

- ア 戸籍（除籍を除く。）全部・個人事項証明の交付に関する事。
- イ 戸籍の附票（除附票を除く。）の写しの交付に関する事。
- ウ 住民票の写しの交付に関する事（除票を除く。）。
- エ 住民票記載事項証明書（現況届等の証明を含む。）の交付に関する事。
- オ 印鑑登録証明書の交付に関する事。

3 証明書の請求

2による証明書の請求は、次の請求書を提出させるものとする。

- ア 戸籍関係証明書等の交付請求書（第1号様式）
- イ 住民票等の請求書（第2号様式）
- ウ 年金等現況届の証明請求書（第3号様式）
- エ 印鑑登録証明書交付申請書（第4号様式）

4 証明書の交付予定日時及び交付時間

証明書の交付予定日時は、次のとおりとする。ただし、特に必要がある場合は、当該日時を変更することができる。

証 明 書	請 求 及 び 申 請 の 受 付		証明書の交付
戸籍全部事項証明 戸籍個人事項証明 戸籍の附票の写し 住民票の写し 住民票記載事項証明書 印鑑登録証明書	月曜日～ 金曜日	午前 7:30 から午後 7:00 まで	即 時
	土曜日 日曜日	午前 9:00 から午後 5:00 まで	

5 事務処理手順

サービスコーナーにおける事務処理手順は、おおむね次のとおりとする。

(1) 請求及び申請の受付

ア 戸籍全部・個人事項証明、戸籍の附票の写し、住民票の写し又は住民票記載事項証明書の請求は、提出された請求書を点検し、記載漏れ等があれば補正させる。

イ 印鑑登録証明書の申請は、提出された印鑑登録証と申請書を突合点検し、記載漏れ等があれば補正させる。

(2) 証明書の作成

請求書及び申請書に基づき証明書交付機を操作し、戸籍全部・個人事項証明、戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票記載事項証明書又は印鑑登録証明書を作成する。

(3) 証明書の交付

ア 作成した証明書及び印鑑登録証（印鑑登録証明に限る。）を請求者又は申請者に交付する。

イ 証明書を交付したときは、必要に応じて手数料を徴収する。

ウ 証明書を交付した請求書及び申請書は、交付日別、種別、区民課等別に分類し保存する。

証明書を交付しなかった請求書及び申請書は、交付しなかった理由を記載し、前記と同様に分類し、別途保管する。

6 手数料の徴収及び収納金の払込み

手数料の徴収は、サービスコーナーの区金銭取扱員が金銭登録機により徴収する。

収納金の払込みは、サービスコーナーの所管に属する区民課長が、川崎市金銭会計規則（昭和 39 年川崎市規則第 31 号）第 67 条の規定に基づき取り扱う。

7 請求書等の保存

サービスコーナーにおいて取り扱う請求書等の保存期間は川崎市文書分類表によることとし、保存場所は、次のとおりとする。

文 書 名	保存期間	保 存 場 所
戸籍関係証明書等の交付請求書(第 1 号様式)	3 年	サービスコーナー 所管区民課
印鑑登録証明書交付申請書(第 4 号様式)	2 年	サービスコーナー 所管区民課
住民票等の請求書(第 2 号様式) 年金等現況届の証明請求書(第 3 号様式)	1 年	サービスコーナー 所管区民課

8 統計

サービスコーナーで取り扱う件数は、区民課等別、請求の種別等に分け集計し、日月計表を

作成する。また、3月末日現在で、年度計を作成し、翌月15日までに市民・こども局区政推進部戸籍住民サービス課あて報告する。

9 施行日

この要領は、平成24年7月9日から施行する。

川崎市行政サービスコーナー及び出張所における市民税・県民税証明書交付事務取扱要領

制定 平成19年6月11日

最近改正 平成27年4月1日(平成27年4月1日施行)

1 趣旨

この要領は、川崎市行政サービスコーナー（以下「サービスコーナー」という。）並びに幸区役所出張所、高津区役所出張所、宮前区役所出張所及び多摩区役所出張所（以下「出張所」という。）における市民税・県民税証明書交付事務の取扱いについて必要な事項を定める。

2 取扱業務

サービスコーナー及び出張所（以下「サービスコーナー等」という。）において取り扱う業務は、次の証明（川崎市手数料条例（昭和25年条例第6号）第7条の規定により、手数料を免除することとしている証明を除く。以下「証明書」という。）に関する業務に限る。

（1）市民税・県民税課税額証明書（交付請求をした日の属する年度の証明書で、当該請求日に住民登録をしている対象者の証明書に限る。ただし平成20年度以降の各年度において、市民税・県民税当初課税に係る課税額が確定するまでの間にあっては、当該年度分の前年度分の証明書とする。（2）及び（3）において同じ。）の交付に関すること。

（2）市民税・県民税非課税証明書の交付に関すること。

（3）市民税・県民税免除証明書の交付に関すること。

3 証明書の請求

2による証明書の請求は、「市民税・県民税証明交付申請書（第1号様式）」を提出させるものとする。なお、証明書を請求できる者は、本人、本人と生計を一にする同居の親族又は本人からの委任状を提出した者とする。

4 証明書の交付日時

証明書の交付日時は、次のとおりとする。ただし、特に必要がある場合は、当該日時を変更することができる。

なお、区役所事務サービスシステムの運用ができない場合は、請求者の求めに応じて、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の送付による交付を行うものとする。

(1) サービスコーナー

証明書	請求の受付		証明書の交付
市民税・県民税課税額証明書 市民税・県民税非課税証明書 市民税・県民税免除証明書	月曜日から 金曜日まで	午前7時30分から午後7時まで	即 時
	日曜日及び 土曜日	午前9時から午後5時まで	

(2)出張所

証明書	請求の受付		証明書の交付
市民税・県民税課税額証明書 市民税・県民税非課税証明書 市民税・県民税免除証明書	月曜日から 金曜日まで	午前8時30分から午後5時まで	即 時

5 事務処理手順

サービスコーナー等における事務処理手順は、次のとおりとする。

(1) 請求の受付

- ① 市民税・県民税課税額証明書、市民税・県民税非課税証明書及び市民税・県民税免除証明書の請求は、提出された申請書を点検し、記載漏れ等があれば補正させる。
- ② 請求者に対して、次の請求者の確認により証明交付申請等の対象者として適当であるか確認する。

(2) 請求者の確認

運転免許証、パスポート（旅券）、写真付き住民基本台帳カード等、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等の書類で本人の顔写真が貼付されたもの（以下「運転免許証等」と総称する。）により確認する。

ただし、運転免許証等による確認ができない場合には、次の①～③のいずれかの方法により確認しても差し支えない。

- ① 健康保険証、各種年金証書、川崎市税に係る納税通知書又は官公署が発行した身分の確認できる書類で本人の顔写真が貼付されていないもの（以下「健康保険証等」と総称する。）の2種類以上の提示を求める。
- ② 健康保険証等の1種類の提示と合わせて、法人が発行した本人確認書類（社員証等）、公共料金領収書等の本人名義の書類の1種類の提示を求める。
- ③ 健康保険証等の1種類の提示と合わせて、申請者の生年月日、世帯構成、家族の氏名等について質問し、これらを個人住民票世帯台帳と照合する。

注1 確認した書類の名称を市民税・県民税証明交付申請書等に記載しておくものとする。

注2 上記以外の「運転免許証等」、「健康保険証等」、「本人名義の書類」の本人確認は別表1を参照すること。

(3) 証明書の作成

申請書に基づき証明交付機を操作し、市民税・県民税課税額証明書、市民税・県民税非課税証明書及び市民税・県民税免除証明書を作成する。

なお、請求者が証明書の提出先で指定する様式により申請した場合には、その様式に必要事項を記載することにより証明する取扱いはしないものとする。

- ① 作成した証明書を請求者に交付する。
- ② 証明書を交付したときは、手数料を徴収する。
- ③ 証明書を交付した申請書は、交付日別、種別、区別に分類し保存する。証明書を交付しなかった申請書は、交付しなかった理由を記載し、前記と同様に分類し、別途保管する。

6 手数料の徴収及び収納金の払込み

手数料の徴収は、サービスコーナー等の区金銭取扱員が金銭登録機により徴収する。収納金の払込みは、サービスコーナー等の所管に属する区民課長が、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）第67条の規定に基づき取り扱う。

7 申請書の保存

サービスコーナー等において取り扱う申請書は、翌日（翌日が川崎市の休日を定める条例

(平成元年条例第16号)第1条に規定する市の休日である場合にはその翌日)にサービスコーナー等所管の市税事務所市民税課管理係(市税分室においては管理担当)に引き継ぐ。

8 統計

サービスコーナー等で取り扱った証明書の件数は、請求の種類別等に分け集計し、日計表を作成する。

9 その他

この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は財政局長が定める。

川崎市保健所条例

昭和23年10月1日条例第46号

最近改正 平成24年10月10日条例第42号(平成25年4月1日施行)

第1条 本市は、公衆衛生の向上及び増進を図るため、地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の規定により、保健所を置く。

第2条 保健所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
川崎市川崎保健所	川崎市川崎区東田町8番地	川崎市川崎区役所の所管区域
川崎市幸保健所	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地1	川崎市幸区役所の所管区域
川崎市中原保健所	川崎市中原区小杉町3丁目245番地	川崎市中原区役所の所管区域
川崎市高津保健所	川崎市高津区下作延2丁目8番1号	川崎市高津区役所の所管区域
川崎市宮前保健所	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地5	川崎市宮前区役所の所管区域
川崎市多摩保健所	川崎市多摩区登戸1,775番地1	川崎市多摩区役所の所管区域
川崎市麻生保健所	川崎市麻生区万福寺1丁目5番1号	川崎市麻生区役所の所管区域

第3条 市長は、保健所の所務を分掌させるため必要な課を置く。

第4条 保健所の設備の使用又は保健所において行う業務については、地域保健法施行令(昭和23年政令第77号)第8条に規定する範囲において使用料及び手数料を徴収する。

2 前項の使用料及び手数料は、別表に掲げるものを除き、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1医科診療報酬点数表(以下「算定方法」という。)によって算定した額の8割を徴収する。ただし、算定方法によって算定した額が10円未満の端数を生じたときは、この端数を切り捨てる。

第5条 市長が、前条の使用料及び手数料を納付する資力がないと認める本市民及び特別の事由があると認めたものは、これを減免することができる。

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長がこれを定める。

別表(第4条関係)

1 使用料

種別		金額	付記
X線間接撮影 1件		230円	
成人衛生検査 1件	心電図検査	1,200円	フィルム代を含む。
	眼底検査		
	(1) 眼底鏡によるもの	440円	
	(2) 眼底カメラによるもの	550円	
	腎機能検査	170円	
身体検査 1件		200円	
ツベルクリン皮内反応検査 1件		120円	
赤血球沈降速度測定 1件		80円	
B. C. G接種 1件		230円	
歯科			
1 歯 1 回 薬物塗布		60円	
1 顎 歯石除去		320円	
母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条の規定により行う妊産婦の健康診断	尿検査	無料	

2 手数料

種別	金額	付記
診断書 1件	700円	
証明書 1件	300円	

川崎市福祉事務所条例

昭和26年10月18日条例第50号

最近改正 平成26年6月23日条例第25号(平成26年10月1日施行)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条第1項の規定に基づき福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)を設置する。

2 福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、別表のとおりとする。

第2条 福祉事務所は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のほか社会福祉に関し市長の委任又は指揮により、その所管に属せしめられた事務をつかさどる。

第3条 この条例の施行について必要な事項は、市長がこれを定める。

別表(第1条関係)

名称	位置	所管区域
川崎市川崎福祉事務所	川崎市川崎区東田町8番地	川崎市川崎区役所の所管区域のうち大師支所及び田島支所の所管区域を除いた区域
川崎市大師福祉事務所	川崎市川崎区東門前2丁目1番1号	川崎市川崎区役所大師支所の所管区域
川崎市田島福祉事務所	川崎市川崎区鋼管通2丁目3番7号	川崎市川崎区役所田島支所の所管区域
川崎市幸福祉事務所	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地1	川崎市幸区役所の所管区域
川崎市中原福祉事務所	川崎市中原区小杉町3丁目245番地	川崎市中原区役所の所管区域
川崎市高津福祉事務所	川崎市高津区下作延2丁目8番1号	川崎市高津区役所の所管区域
川崎市宮前福祉事務所	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地5	川崎市宮前区役所の所管区域
川崎市多摩福祉事務所	川崎市多摩区登戸1,775番地1	川崎市多摩区役所の所管区域
川崎市麻生福祉事務所	川崎市麻生区万福寺1丁目5番1号	川崎市麻生区役所の所管区域

(2) 区長委任事務に関するもの

川崎市市区長委任規則

昭和47年3月31日規則第18号

最近改正 平成27年3月31日規則第22号(平成27年4月1日施行)

別に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する次の事務を区長に委任する。

- (1) 印鑑に関すること。
- (2) 国民年金法（昭和34年法律第141号）、国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）、国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）及び老齢福祉年金支給規則（昭和34年厚生省令第17号）の規定による事務（国民年金印紙の購入に関する事務を除く。）に関すること。
- (3) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第2項の規定による自動車の臨時運行許可に関すること。
- (4) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第8条の規定による埋葬、改葬及び火葬の許可に関すること。
- (5) 水難救護法（明治32年法律第95号）に基づく漂流物等（港湾区域内を除く。）に関すること。
- (6) 区長所管事務に属する諸証明及び公簿の閲覧に関すること。
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この号において「法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下この号において「政令」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下この号において「省令」という。）の規定による次に掲げる事務に関すること。
 - ア 法第19条第1項に規定する支給決定（以下この号において「支給決定」という。）及び法第51条の5第1項に規定する地域相談支援給付決定（以下この号において「地域相談支援給付決定」という。）に関すること。
 - イ 法第21条第1項（法第24条第5項において準用する場合を含む。）に規定する障害支援区分の認定に関すること。
 - ウ 法第24条第2項に規定する支給決定の変更の決定及び法第51条の9第2項に規定する地域相談支援給付決定の変更の決定に関すること。
 - エ 法第25条第1項に規定する支給決定の取消し及び法第51条の10第1項に規定する地域相談支援給付決定の取消しに関すること。
 - オ 政令第15条に規定する支給決定の申請内容の変更の届出及び政令第26条の7に規定する地域相談支援給付決定の申請内容の変更の届出の受理に関すること。
 - カ 政令第16条に規定する受給者証及び政令第26条の8に規定する地域相談支援受給者証の再交付に関すること。
 - キ 法第51条の14第1項に規定する地域相談支援給付費及び法第51条の17第1項に規定

する計画相談支援給付費の支給の決定に関する事。

- ク 省令第34条の55第1項に規定する計画相談支援給付費の支給の取消しに関する事。
- ケ 法第34条第1項に規定する特定障害者特別給付費の支給の決定に関する事。
- コ 法第35条第1項に規定する特例特定障害者特別給付費の支給の決定に関する事。
- サ 省令第34条の6第1項に規定する特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給の取消しに関する事。
- シ 法第70条第1項に規定する療養介護医療費の支給の決定に関する事。
- ス 法第71条第1項に規定する基準該当療養介護医療費の支給の決定に関する事。
- セ 法第76条第1項に規定する補装具費の支給に関する事。
- (8) 川崎市利用者識別カードの交付等に関する規則(平成18年川崎市規則第136号)の規定による利用者識別カードに関する事。
- (9) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下この号において「法」という。)及び子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下この号において「府令」という。)の規定による次に掲げる事務に関する事。
 - ア 法第20条第1項に規定する資格及び区分の認定に関する事。
 - イ 法第20条第3項に規定する保育必要量の認定に関する事。
 - ウ 法第22条に規定する届出の受理及び物件の受領に関する事。
 - エ 法第23条第2項及び第4項に規定する支給認定の変更の認定に関する事。
 - オ 法第24条第1項に規定する支給認定の取消しに関する事。
 - カ 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する市町村が定める額の決定に関する事。
 - キ 法第42条第1項及び第54条第1項に規定する助言又はあっせん及び要請に関する事。
 - ク 府令第7条に規定する利用者負担額に関する事項の通知に関する事。
 - ケ 府令第16条に規定する支給認定証の再交付に関する事。

川崎市国民健康保険条例施行規則(抄)

昭和33年10月28日規則第31号

最近改正 平成24年3月30日規則第29号(平成24年4月1日施行)

(事務の委任)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務を区長に委任する。

- (1) 被保険者資格に関する事。
- (2) 保険料その他の諸収入金の賦課及び徴収に関する事(保険料の減免及び徴収猶予の基準の決定並びに特別徴収に係る特別徴収義務者への通知に関する事を除く。)
- (3) 保険給付に関する事。ただし、次に掲げる事項を除く。

- ア 診療報酬及び療養費に係る請求書の審査に関すること。
 - イ 診療報酬及び療養費のうち施術費の支払いに関すること。
 - (4) 保険給付に係る一部負担金等（一部負担金等の減免及び徴収猶予の基準の決定に関するものを除く。）に関すること。
 - (5) 保険料の過誤納還付金並びに還付加算金及び充当に関すること（特別徴収による保険料に係る特別徴収義務者への還付に関するものを除く。）。
 - (6) 徴収嘱託及び徴収受託に関すること。
 - (7) 過料に関すること。
- 2 市長は、保険料その他の諸収入金の滞納処分に関する事務を区長及び次に掲げる者に委任する。
- (1) 区民サービス部長及び支所長
 - (2) 区役所の保険年金課又は支所区民センターにおいて国民健康保険の保険料の徴収事務に従事する職員
- 3 市長は、前2項の規定にかかわらず、区長及び前項各号に掲げる者に委任した事務について必要があると認めるときは、その取扱いについて指示することができる。

川崎市介護保険条例施行規則(抄)

平成12年3月31日規則第57号

最近改正 平成26年3月31日規則第41号(平成26年4月1日施行)

(事務の委任)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務を区長に委任する。

- (1) 被保険者資格に関すること。
 - (2) 要介護認定及び要支援認定に関すること。
 - (3) 保険料その他の諸収入金の賦課及び徴収に関すること（保険料の減免及び徴収猶予の基準の決定に関すること並びに特別徴収に係る特別徴収義務者への通知に関するものを除く。）。
 - (4) 過納及び誤納に係る保険料及び延滞金の還付及び充当に関すること。
 - (5) 保険給付に関すること。ただし、審査及び支払いに関する事務(市長が別に定めるものを除く。)並びに給付割合の特例の基準の決定に関するものを除く。
 - (6) 法施行時における低所得者の利用者負担対策に関すること。
- 2 市長は、保険料その他の諸収入金の滞納処分に関する事務を区長及び次に掲げる者に委任する。
- (1) 保健福祉センターの所長及び副所長並びに地区健康福祉ステーション所長
 - (2) 区役所の高齢・障害課又は地区健康福祉ステーションにおいて保険料の徴収事務に従事する職員
- 3 市長は、前2項の規定にかかわらず、区長及び前項各号に掲げる者に委任した事務について必要があると認めるときは、その取扱いについて指示することができる。

川崎市後期高齢者医療に関する条例施行規則(抄)

平成20年3月31日規則第64号

最近改正 平成27年3月31日規則第36号(平成27年4月1日施行)

(事務の委任)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務を区長に委任する。

(1) 保険料その他の諸収入金の徴収に関すること（特別徴収に係る特別徴収義務者への通知に関することを除く。）。)

(2) 過納及び誤納に係る保険料及び延滞金の還付及び充当に関すること（特別徴収による保険料に係る特別徴収義務者への還付に関することを除く。）。)

2 市長は、保険料その他の諸収入金の滞納処分に関する事務を区長及び次に掲げる者に委任する。

(1) 区民サービス部長及び支所長

(2) 区役所の保険年金課又は支所区民センターにおいて後期高齢者医療の保険料の徴収事務に従事する職員

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、区長及び前項各号に掲げる者に委任した事務について必要があると認めるときは、その取扱いについて指示することができる。

(過誤納)

第3条 区長は、納付された保険料又は延滞金（以下「納付金」という。）に過納又は誤納があった場合において、当該過納又は誤納に係る納付金（以下「過誤納金」という。）を還付するときは過誤納金還付通知書により、過誤納金を充当するときは過誤納金充当通知書により被保険者又は連帯納付義務者（以下「納付義務者」という。）に通知するものとする。

2 納付義務者は、前項の過誤納金還付通知書を受領した場合又は既納の納付金のうち、過誤納金があることを発見した場合において、当該過誤納金の還付を受けようとするときは、過誤納金還付請求書を区長に提出しなければならない。

(過料)

第4条 市長は、条例第8条の規定により過料を科する場合においては、過料決定書によりその旨通知し、納入通知書により徴収する。

(様式)

第5条 法令及び条例並びにこの規則の規定に基づき、市が行う後期高齢者医療の事務に用いる書類の様式は、市長が別に定めるものを除き、別表に定めるところによる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が定める。

教育委員会事務の委任等に関する規則

昭和47年3月29日教委規則第20号

最近改正 平成26年3月26日教委規則第6号(平成26年3月26日施行)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、川崎市教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務（以下「事務」という。）の一部の委任等について定めるものとする。

(区長等に委任する事務)

第2条 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、区長に委任する。

- (1) 区内の小学校及び中学校の就学事務に関すること。
- (2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）及び川崎市住民投票条例（平成20年川崎市条例第26号）による区内の学校施設の一時使用に関すること。

2 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、川崎区長に委任する。

- (1) 川崎市教育文化会館、川崎市教育文化会館大師分館及び川崎市教育文化会館田島分館（以下「教育文化会館等」という。）の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること。
- (2) 川崎市立川崎図書館大師分館及び川崎市立川崎図書館田島分館の施設及び設備の維持管理に関すること。

3 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、幸区長に委任する。

- (1) 川崎市幸市民館及び川崎市幸市民館日吉分館（以下「幸市民館等」という。）の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること。
- (2) 川崎市立幸図書館及び川崎市立幸図書館日吉分館の施設及び設備の維持管理に関すること。

4 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、中原区長に委任する。

- (1) 川崎市中原市民館の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること。

5 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、高津区長に委任する。

- (1) 川崎市高津市民館及び川崎市高津市民館橘分館（以下「高津市民館等」という。）の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること。
- (2) 川崎市立高津図書館橘分館の施設及び設備の維持管理に関すること。

6 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、宮前区長に委任する。

- (1) 川崎市宮前市民館及び川崎市宮前市民館菅生分館（以下「宮前市民館等」という。）の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること。
- (2) 川崎市立宮前図書館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること（指定管理者が行う事務を除く。）。
- (4) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の施設及び設備の目的外使用許可に関すること。

7 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、多摩区長に委任する。

- (1) 川崎市多摩市民館の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること。

- (2) 川崎市立多摩図書館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- 8 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、麻生区長に委任する。
 - (1) 川崎市麻生市民館及び川崎市麻生市民館岡上分館（以下「麻生市民館等」という。）の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること。
 - (2) 川崎市立麻生図書館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- 9 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、市民・こども局長に委任する。
 - (1) 川崎市教育文化会館及び市民館の施設及び設備の維持管理に係る川崎市教育文化会館及び市民館相互間の連絡調整に関すること。
- 10 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、市民・こども局こども本部長に委任する。
 - (1) 青少年の家、少年自然の家、黒川青少年野外活動センター及び子ども夢パーク（以下「青少年教育施設」という。）の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること（指定管理者が行う事務を除く。）。
 - (2) 青少年教育施設の施設及び設備の目的外使用許可に関すること。（区長等に補助執行させる事務）
- 第3条** 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、区長に補助執行させる。
 - (1) 区内の社会教育の広報及び連絡に関すること。
 - (2) 区内の校庭夜間開放に係る調整及び収納事務に関すること。
- 2 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、川崎区長に補助執行させる。
 - (1) 教育文化会館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。
 - (2) 教育文化会館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。
 - (3) 川崎市教育文化会館における視聴覚ライブラリーに関すること。
 - (4) 川崎市教育文化会館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。
 - (5) 川崎市教育文化会館運営審議会に関すること。
 - (6) 川崎市立川崎図書館大師分館及び川崎市立川崎図書館田島分館における閲覧奉仕業務及び図書整備業務に関すること（図書の収集、選定、除籍を除く。）。
- 3 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、幸区長に補助執行させる。
 - (1) 幸市民館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。
 - (2) 幸市民館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。
 - (3) 川崎市幸市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。
 - (4) 川崎市幸市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。
 - (5) 川崎市幸市民館運営審議会に関すること。
 - (6) 川崎市立幸図書館日吉分館における閲覧奉仕業務及び図書整備業務に関すること（図書の収集、選定、除籍を除く。）。
- 4 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、中原区長に補助執行させる。
 - (1) 川崎市中原市民館における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。

(2) 川崎市中原市民館における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。

(3) 川崎市中原市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。

(4) 川崎市中原市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。

(5) 川崎市中原市民館運営審議会に関すること。

5 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、高津区長に補助執行させる。

(1) 高津市民館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。

(2) 高津市民館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。

(3) 川崎市高津市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。

(4) 川崎市高津市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。

(5) 川崎市高津市民館運営審議会に関すること。

(6) 川崎市立高津図書館橘分館における閲覧奉仕業務及び図書整備業務に関すること（図書の収集、選定、除籍を除く。）。

6 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、宮前区長に補助執行させる。

(1) 宮前市民館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。

(2) 宮前市民館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。

(3) 川崎市宮前市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。

(4) 川崎市宮前市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。

(5) 川崎市宮前市民館運営審議会に関すること。

(6) 川崎市宮前市民館菅生分館における図書の閲覧等に関すること。

(7) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る教育委員会規則の制定及び改廃に関すること。

(8) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る設置及び廃止並びに位置及び名称の変更に関すること。

(9) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る教育財産の用途又は目的の変更若しくは廃止に関すること。

(10) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る告示及び公告に関すること。

(11) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る指定管理者に関すること（市議会に提出する議案及び議会との連絡調整に関するものを除く。）。

(12) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設運営協議会に関すること。

7 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、多摩区長に補助執行させる。

(1) 川崎市多摩市民館における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。

(2) 川崎市多摩市民館における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。

- (3) 川崎市多摩市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。
 - (4) 川崎市多摩市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。
 - (5) 川崎市多摩市民館運営審議会に関すること。
- 8 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、麻生区長に補助執行させる。
- (1) 麻生市民館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。
 - (2) 麻生市民館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。
 - (3) 川崎市麻生市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。
 - (4) 川崎市麻生市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。
 - (5) 川崎市麻生市民館運営審議会に関すること。
 - (6) 川崎市麻生市民館岡上分館における図書の閲覧等に関すること。
- 9 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、市民・こども局こども本部長に補助執行させる。
- (1) 青少年教育施設に係る教育委員会規則の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 青少年教育施設に係る設置及び廃止並びに位置及び名称の変更に関すること。
 - (3) 青少年教育施設に係る教育財産の用途又は目的の変更若しくは廃止に関すること。
 - (4) 青少年教育施設に係る告示及び公告に関すること。
 - (5) 青少年教育施設に係る指定管理者に関すること。
 - (6) 青少年教育施設に係る附属機関に関すること。

(3) 区役所機能強化、各種会議の設置、区予算に関するもの

2015(平成 27)年度 施政方針(抜粋)

平成 27 年2月

- 1 平成 27 年度市政執行の基本的な考え方
- 2 平成 27 年度予算の編成
- 3 分野別の重点施策
- 4 計画行政の推進に向けて
- 5 おわりに

3 分野別の重点施策

基本戦略5 「誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり」

地域の多様な人材や資源を活かし、市民参加のしくみを充実するとともに、区への分権など、市民目線の市役所改革を進め、自治基本条例に基づく、市民自治のまちづくりを進めてまいります。

市民の主体的な活動の促進に向けて、町内会・自治会の会館整備に対する補助の拡充や、市民自治活動の拠点である「総合自治会館」の移転整備を進めるとともに、「町内会・自治会の活動の活性化に関する条例」の基本理念を尊重し、引き続き、町内会・自治会をはじめとした市民活動団体等への支援に取り組んでまいります。

多様な主体との連携として、地域における担い手や手法の多様化を踏まえ、市の協働・連携に関する基本的な姿勢を示す基本方針を策定するとともに、協働・連携のしくみづくりを進めてまいります。

また、これらの取組を通じて、地域の多様な人材を活かすため、シニア世代をはじめとした市民の豊かな経験を活用する有償ボランティアのあり方の構築に向けて、取組を進めてまいります。

なお、平成26年末には、新たなエネルギー施策、災害対策の相互連携などについて、多摩川でつながる世田谷区との包括協定を締結したところでございます。これからは、それぞれの自治体の特色を活かしながら、お互いの行政効果を高めていく自治体間連携が非常に重要になると考えておりますので、こうした連携をさらに推進し、さまざまな行政課題の解決に取り組んでまいります。

市民目線の市役所改革として、市民生活に密着した区役所が、身近な課題にスピーディーに対応するとともに、区の特性を活かし、地域と一体となったまちづくりを効果的に推進できるよう、区役所のあり方について検討してまいります。

また、平成27年5月に幸区役所新庁舎の供用を開始するとともに、老朽化が進んでいる区役所庁舎等の長寿化工事を、計画的かつ効率的に実施するなど、安全で快適な区役所環境を整備してまいります。

社会保障・税番号制度に関する取組につきましては、平成27年10月に個人番号が通知され、平成28年1月には個人番号カードの交付が開始されますので、円滑な導入に向けたシステム改修等

を着実に進めるとともに、個人番号カードを活用した証明書のコンビニ交付に向けて、取組を進めてまいります。

「区民車座集会」につきましては、市民の皆様の声がしっかり伝わる身近な市政の実現のため、市長就任以来、各区で実施してまいりましたが、今後も開催手法などを工夫しながら、継続して開催してまいります。

人権を尊重し、共に生きる社会を築く取組として、平成26年度中に策定する人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」等に基づき、平等と多様性を尊重しながら、人権施策を総合的に推進してまいります。

また、本市には、拉致被害者家族の横田さん御夫妻がお住まいになっており、被害者の方々が一日も早く御家族のもとに戻れるよう、市民の皆様とともに、取組を進めてまいります。

川崎市自治基本条例

平成16年12月22日条例第60号(平成17年4月1日施行)

私たちのまち川崎市は、多摩川や多摩丘陵の自然に恵まれ、我が国産業を支える拠点を擁した多様な顔を持つ都市として、公害や急速な都市化の進行への対応など、高度成長期の大都市が抱えた課題の克服に、全市民の英知を結集しながらその歩みを進めてきました。

今、成長と拡大を基調としてきた社会の仕組みや制度の再構築が求められ、少子高齢社会への対応や地球環境への配慮が求められる中で、改めて暮らしやすい地域社会とは何か、自治とは何か、市民と自治体の関係や自治体と国の関係はどうあるべきかが問われています。

私たち市民は、私たち自身が、このような地域社会の抱える課題を解決する主体であることを改めて確認するとともに、信託した市政が、私たちの意思を反映して行われるよう、その運営に主体的に参加し、また、国や神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に立って、自律的運営を図り、自治体としての自立を確保する必要があります。

こうした市民自治の基本理念を確認し、情報共有、参加及び協働を自治運営の基本原則として、行政運営、区の在り方、自治に関する制度等の基本を定め、市民自治を確立するため、ここに川崎市自治基本条例を制定します。

そして、私たち市民は、人類共通の願いである恒久平和と持続可能な社会が広く世界に築かれることを希求し、川崎市民としての誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重される「活力とうるおいのある市民都市・川崎」の創造を目指します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における自治の基本理念と自治運営の基本原則を確認し、自治運営を担う主体である市民、議会及び市長その他の執行機関（以下「市長等」といいます。）の役割、責務等を明らかにするとともに、行政運営、区の在り方、自治運営の基本原則に

基づく制度等本市の自治の基本を定めることにより、市民自治を確立することを目的とします。

(位置付け等)

第2条 この条例は、本市の自治の基本を定める最高規範であり、市は、自治運営に関する他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ります。

2 市民及び議員、市長その他の市の公務員は、この条例に定められたそれぞれの役割、責務等に従い、本市の自治運営を担っていきます。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) 市民 本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。

(2) 参加 市民が、暮らしやすい地域社会をつくるために、市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。

(3) 協働 市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。

(基本理念)

第4条 市民及び市は、次に掲げることを基本理念として市民自治の確立を目指します。

(1) 市民は、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本として、その総意によって市を設立し、地域社会における自治の一部を信託していること。

(2) 市民は、その信託に基づく市政に自ら主体的にかかわることにより、個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指すこと。

(3) 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。

(自治運営の基本原則)

第5条 市民及び市は、次に掲げる原則に基づき、自治運営を行います。

(1) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。

(2) 参加の原則 市民の参加の下で市政が行われること。

(3) 協働の原則 暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行うこと。

2 市は、参加又は協働による自治運営に当たっては、参加又は協働をしないことによって、市民が特別の不利益を受けることのないようにします。

第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等

第1節 市民

(市民の権利)

第6条 市民は、すべて人として尊重され、平和で良好な環境の下で、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利が保障され、自己実現を図ることができるほか、自治運営のために、次に掲げることができます。

- (1) 市政に関する情報を知ること。
- (2) 政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること。
- (3) 市政に対する意見を表明し、提案をすること。
- (4) 行政サービスを受けること。

(市民の責務)

第7条 市民は、自治運営において、次に掲げることを行うものとします。

- (1) 互いの自由と人格を尊重し合うこと。
- (2) 参加及び協働に当たり、自らの発言と行動に責任を持つこと。
- (3) 次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めること。
- (4) 市政の運営に伴う負担を分担すること。

(事業者の社会的責任)

第8条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。

(コミュニティの尊重等)

第9条 市民は、暮らしやすい地域社会を築くために、コミュニティ（居住地、関心又は目的を共にすることで形成されるつながり、組織等をいいます。以下同じ。）をそれぞれの自由意思に基づいて形成することができます。

- 2 市民及び市は、暮らしやすい地域社会の担い手であるコミュニティの役割を尊重するものとします。
- 3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、コミュニティにかかわる施策を推進します。

第2節 議会

(議会の設置)

第10条 市に、議事機関として、選挙によって選ばれた議員で構成される議会を設置します。

(議会の権限及び責務)

第11条 議会は、市の重要な意思決定、市の事務に関する監視、政策の立案等を行います。

- 2 議会は、前項の権限を行使するに当たり、市民の意思が適切に反映されるよう必要かつ十分な会議を行うとともに、議会活動について市民との情報の共有化を図り、開かれた議会運営に努めます。

(議員の責務)

第12条 議員は、地域の課題や市民の意見を把握するとともに、市政全体の観点からの確な判断を行うことにより議会在前条第1項の権限を適切に行使できるよう努めます。

- 2 議員は、市民に開かれた議会運営の実現に寄与するための活動を行うよう努めます。

第3節 市長等

第1款 市長等

(市長の設置)

第13条 市に、選挙によって選ばれた市の代表である市長を設置します。

(市長等の権限、責務等)

第14条 市長は、この条例に基づいて自治を運営するとともに、市民の福祉の増進を図るため、市政全体の総合的な調整その他の権限を行使します。

2 市長等は、自らの判断と責任においてその所掌する事務を誠実に執行するとともに、相互の連絡を図り、一体として、行政機能を発揮します。

3 職員は、市民と共に自治を運営する者としての認識に立ち、職務を誠実かつ公正に執行します。

第2款 行政運営等

(行政運営の基本等)

第15条 市は、その将来像を示す総合的な計画を策定し、部門別の基本計画等と調整を図りながら、計画的な行政運営を行います。

2 行政運営は、次に掲げることを基本として行います。

(1) 市政に関する情報は、市民の財産であり、その適切な発信及び管理を市民からゆだねられていることを踏まえて、情報の共有を推進すること。

(2) 市民の意思を市政に適切に反映するため、市民の参加を推進すること。

(3) 市民からの提案等に的確に応答すること。

(4) 市民の自主的な活動を尊重するとともに、市民との協働による施策、事業等の推進を図ること。

(5) 施策、事業等の実施に当たっては、公正性及び公平性を確保するとともに、効率的、効果的かつ総合的に行うこと。

(6) 法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的として行うこと。

3 市の組織は、簡素で、効率的かつ機能的なものとなるよう社会環境の変化等に的確に対応して整備します。

4 市長は、市の出資法人がその目的や趣旨に沿って運営されているか等について、当該出資法人（市長が所管するものに限り、）又は当該出資法人（市長が所管するものを除きます。）を所管する執行機関若しくは公営企業管理者に対して適切な指導及び調整を行います。

(財政運営等)

第16条 市長は、中長期的な展望に立って、計画的な財政運営を図るとともに、評価等に基づいた効率的かつ効果的な行政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めます。

2 市長は、財政状況に係る情報並びに予算の編成及び執行に係る情報を分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めます。

3 市長、教育委員会及び公営企業管理者は、その所管する財産の適正な管理及び効率的な運用を行い、市長は、その状況について、分かりやすく公表するよう努めます。

(評価)

第17条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を行い、第15条第1項の総合的な計画の着実な実行と進行管理を行うとともに、施策、事業等の成果を市民に明らかにするため、評

価を実施します。

- 2 評価の指標等は市民の視点に立脚したものとし、評価の結果は市民にとって分かりやすいものとし、
- 3 市長等は、前項の評価の結果を公表するとともに、施策、事業等に適切に反映させます。
(苦情、不服等に対する措置)

第18条 市に、市民の市政に関する苦情、不服等について、簡易迅速にその処理、救済等を図る機関を置きます。

- 2 前項に定めるもののほか、市は、市民の権利利益の保護に必要な措置を講じます。

第3款 区

(区及び区役所の設置)

第19条 市に、本市の区域を適正な規模の区域に分けて、身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供し、参加及び協働による暮らしやすい地域社会を築くため、それぞれの区域を単位として区を設け、区役所を置きます。

(区長の設置及び役割)

第20条 それぞれの区役所にその長として区長を置き、区長は、区役所における事務を処理します。

- 2 区長は、前条に定める区及び区役所の設置目的を達成するため、次に掲げる役割を担います。
 - (1) 区における課題を的確に把握し、参加及び協働により、その迅速な解決に努めること。
 - (2) 区における便利で快適な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供するように努めること。
 - (3) 区における市民活動を尊重した上で、その活動に対する支援に努めること。

(必要な組織の整備等)

第21条 市長は、区長が前条第2項の役割を的確に果たすことができるよう必要な組織、機能等の整備及び予算の確保に努めます。

(区民会議)

第22条 それぞれの区に、区民(その区の区域内に住所を有する人、その区の区域内で働き、若しくは学ぶ人又はその区の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。)によって構成される会議(以下「区民会議」といいます。)を設け、参加及び協働による区における課題の解決を目的として調査審議します。

- 2 区長及び市長等は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、その内容を区における暮らしやすい地域社会の形成及び市政に反映するよう努めます。

第3章 自治運営の基本原則に基づく制度等

第1節 情報共有による自治運営

(情報提供)

第23条 市は、市民生活に必要な情報について、市民に積極的に提供します。

2 情報の提供は、分かりやすく、かつ、適時に行います。

(情報公開)

第24条 市民は、市政に関する情報について、市にその開示を求めることができます。

2 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。

(個人情報保護)

第25条 市は、その保有する個人情報について、適切な保護を図ります。

2 市民は、自己の個人情報について、市にその開示、訂正及び利用の停止等を求めることができます。

3 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。

(会議公開)

第26条 市長等に置かれる審議会、審査会等（以下「審議会等」といいます。）の会議は、正当な理由がない限り、公開します。

(情報共有の手法等の整備)

第27条 市は、市民との情報の共有化の積極的かつ効果的な推進並びに参加及び協働による自治運営に資するため、第23条から前条までに定めるもののほか、市民との情報の共有に係る手法等の整備を図ります。

第2節 参加及び協働による自治運営

(多様な参加の機会の整備等)

第28条 市は、事案の内容、性質等に応じて次条から第31条までに定めるもののほか、多様な参加の機会を整備し、その体系化を図ります。

(審議会等の市民委員の公募)

第29条 審議会等の委員には、市民のうちから公募により選任された委員が含まれることを原則とします。

(パブリックコメント手続)

第30条 市長等は、市民生活に重要な事案の策定に当たっては、市民から当該事案に係る意見を募る手続（以下「パブリックコメント手続」といいます。）を行います。

2 市長等は、パブリックコメント手続により提出された市民の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめて公表します。

(住民投票制度)

第31条 市は、住民（本市の区域内に住所を有する人（法人を除きます。）をいいます。以下同じ。）、議会又は市長の発議に基づき、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

(協働推進の施策整備等)

第32条 市は、市民との協働による公共的な課題の解決のため、協働を推進する施策を整備し、その体系化を図ります。

第3節 自治運営の制度等の在り方についての調査審議

第33条 市における自治の拡充推進を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、市民及び学識経験を有する者を委員とする審議会等を設けて、自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議します。

第4章 国や他の自治体との関係

第34条 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互に協力し、市政の運営に当たります。

2 市は、他の自治体と共通する課題に対しては、積極的な連携を図り、その解決に努めます。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行します。

川崎市区民会議条例

平成18年3月23日条例第11号(平成18年4月1日施行)

(目的及び設置)

第1条 区民(川崎市自治基本条例(平成16年川崎市条例第60号)第22条第1項に規定する区民をいう。以下同じ。)の参加及び協働による区における地域社会の課題の解決を図るための調査審議を行い、もって暮らしやすい地域社会の形成に資するため、各区に区民により構成される区民会議を設置する。

(名称)

第2条 区民会議の名称は、その置かれた区の名称を冠するものとする。

(所掌事務)

第3条 区民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 区における地域社会の課題を把握し、その解決を図るための方針及び方策について調査審議を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項について調査審議を行うこと。

(組織等)

第4条 区民会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 区の区域内において規則で定める分野における活動を行う団体から推薦された者
- (2) 区民会議の委員に応募した者
- (3) その他区民会議の目的を達成するために区長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 区民会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、区民会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 区民会議は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 区民会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門部会)

第7条 区民会議は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第8条 区民会議は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(区民会議参与)

第9条 川崎市の議会の議員及び神奈川県議会の議員は、その議員の選挙区とされる区の区民会議の会議に出席することができる。

2 前項の規定により会議に出席した議員は、区民会議参与として必要な助言をすることができる。

(区長等の役割)

第10条 区長は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、区民との協働の推進、関係機関との連携その他必要な取組により、区における暮らしやすい地域社会の形成に努めるものとする。

2 市長その他の執行機関は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、前項に規定する区長の役割が的確に果たされるための必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該結果を市政に反映するよう努めるものとする。

(庶務)

第11条 区民会議の庶務は、各区役所において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、区民会議の組織に関し必要な事項は規則で定め、区民会議の運営に関し必要な事項は委員長が区民会議に諮って定める。

川崎市区民会議条例施行規則

平成18年3月31日規則第28号(平成18年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市区民会議条例(平成18年川崎市条例第11号。以下「条例」という。)

第4条第2項第1号及び第12条の規定に基づき、区民会議の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(課題の選定)

第2条 区民会議は、区民会議の委員が自らの活動等を通じて把握した課題及び区役所が業務を通じて把握した課題のうちから調査審議すべき課題を適切に選定するものとする。

(分野)

第3条 条例第4条第2項第1号に規定する規則で定める分野は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 防災又は地域交通環境の向上など安全で快適な暮らしを支える分野
- (2) 福祉の推進、健康の増進など幸せな暮らしを支える分野
- (3) 子育て、教育など人を育て心をはぐくむ分野
- (4) 緑の保全、ごみの抑制など自然環境又は生活環境を向上させる分野
- (5) 産業の振興、都市拠点の形成などまちの活力を高める分野
- (6) 文化又は観光の振興などまちの魅力を発信する分野
- (7) 地域住民組織活動、まちづくり活動など市民自治を推進する分野
- (8) 前各号に定めるもののほか、各区の地域特性に応じた課題に関する分野

(専門部会)

第4条 区民会議は必要に応じ委員で構成される専門部会を設置し、専門部会は専門的事項に関する調査検討を行うものとする。

- 2 専門部会に属すべき委員は、委員長が区民会議に諮って指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選により定める。
- 4 専門部会は、調査検討のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の調査検討の経過及び結果を区民会議に報告するものとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、区民会議の組織に関し必要な事項は、区長が定める。

川崎市区における総合行政の推進に関する規則

平成18年3月31日規則第29号

最近改正 平成24年4月1日規則第16号(平成24年4月1日施行)

(目的)

第1条 この規則は、区の区域内における市の事務事業等に関して区役所の内部組織間並びに区役所及び局等相互の調整を円滑にし、あわせて区役所の企画及び調整の機能を強化することにより、区における総合行政の推進を図り、もって身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供し、参加及び協働による暮らしやすい地域社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「局等」とは、川崎市事務分掌条例(昭和38年川崎市条例第32号)

第1条に掲げる局及び同条例第2条の規定により設置された本部、上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会事務局並びに選挙管理委員会事務局をいう。

2 この規則において「局長等」とは、局等の長をいう。

(区長の役割)

第3条 区長は、区の区域内における市の事務事業等について必要な調整を行い、区における総合行政の推進を図らなければならない。

(局長等の役割)

第4条 局長等は、区長と緊密に連携して、区における総合行政の推進を図らなければならない。

(区総合行政推進会議等の設置)

第5条 第1条の目的を達成するため、本市に区総合行政推進会議及び区課題調整会議を、区に区企画調整会議及び区行政連絡調整会議を置く。

(区総合行政推進会議)

第6条 区総合行政推進会議は、区における総合行政の推進を図るために必要な組織、機能等の整備及び予算の確保に関する基本的な方針及び方策の策定について協議を行う。

2 区総合行政推進会議は、区役所に属する事務を担当する副市長(以下「担任副市長」という。)、区長、総務局長、総合企画局長、財政局長、市民・こども局長、議題に関係する局長等その他担任副市長が必要と認める職員をもって構成する。

3 担任副市長は、会務を総理し、区総合行政推進会議を主宰する。

4 前3項に定めるもののほか、区総合行政推進会議の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。

(区企画調整会議)

第7条 区企画調整会議は、区における総合行政の推進を図るために必要な事項について、企画及び区役所の内部組織間での調整を行う。

2 区企画調整会議は、区長、副区長、区の部長その他区長が必要と認める職員をもって構成する。

3 区長は、会務を総理し、区企画調整会議を主宰する。

4 前3項に定めるもののほか、区企画調整会議の組織及び運営について必要な事項は、区長が定める。

(区行政連絡調整会議)

第8条 区行政連絡調整会議は、区の区域内における市の事務事業等について連絡調整し、及び区における総合行政の推進を図るために必要な事項について協議を行う。

2 区行政連絡調整会議は、区長及び次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 市税事務所長
- (2) 生活環境事業所長
- (3) 上下水道局営業センター所長
- (4) 交通局営業所長
- (5) 消防署長
- (6) その他区長が必要と認める職員

3 区長は、会務を総理し、区行政連絡調整会議を主宰する。

4 前3項に定めるもののほか、区行政連絡調整会議の組織及び運営について必要な事項は、区長が定める。

(局区間の情報の提供等)

第9条 区長及び局長等は、区の区域内における市の事務事業等について、相互に必要な情報の提供及び説明を積極的かつ的確に行うものとする。

(局区間の協議等)

第10条 区長は、次に掲げる事項について、地域の実情及び区民の意見等を踏まえ、関係する局長等と協議するものとする。

(1) 区における課題の解決を目的とした事務事業

(2) 区における便利で快適な行政サービスの効率的、効果的かつ総合的な提供を目的とした事務事業

(3) その他区と密接な関係がある事項

2 局長等は、次に掲げる事項について、区における総合行政の推進に資するように区長と協議するものとする。

(1) 主要な事務事業に係る計画の策定及び実施

(2) 新規の事務事業に係る計画の策定及び実施

(3) 公共施設の設置、変更及び廃止に係る事項

(4) その他区と密接な関係がある事項

3 区長及び局長等は、前2項の規定による協議の結果を尊重するものとする。

(局区間の調整)

第11条 総合企画局長又は市民・こども局長は、必要があると認める場合又は区長若しくは局長等から要請があった場合は、必要な調整を行う。

(区課題調整会議)

第12条 区課題調整会議は、前条の規定により調整が図られている事項のうち総合企画局長が付議したものについて、必要な調整を行う。

2 区課題調整会議は、課題に関係する区長及び局長等、総務局長、総合企画局長、財政局長、市民・こども局長その他総合企画局長が必要と認める職員をもって構成する。

3 総合企画局長は、会務を総理し、区課題調整会議を主宰する。

4 前3項に定めるもののほか、区課題調整会議の組織及び運営について必要な事項は、総合企画局長が定める。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

川崎市区総合行政推進会議要綱

制定 平成18年5月31日

最近改正 平成24年4月1日(平成24年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市区における総合行政の推進に関する規則（平成18年川崎市規則第29号。以下「規則」という。）第6条の規定に基づき、区総合行政推進会議（以下「会議」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、区役所に属する事務を担当する副市長（以下「担任副市長」という。）が必要に応じて招集するものとする。

2 担任副市長に事故があるときは、市民・こども局長が会議の進行を行うことができる。

(検討会議)

第3条 担任副市長は、規則第6条第1項に定める事項を具体的に検討するため、必要に応じて、検討事項に関係する部長級及び課長級職員その他検討及び調整に必要な関係職員をもって構成する検討会議（以下「検討会議」という。）を設置することができる。

2 検討会議は、市民・こども局区政推進部長（以下「区政推進部長」という。）が主宰し、会議から指示があったとき又は区政推進部長が必要と認めるときに開催する。

3 検討会議は、その結果を会議へ報告するものとする。

(会議の庶務)

第4条 会議の庶務は、市民・こども局区政推進部区調整課において処理するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、担任副市長の命を受けて市民・こども局長が定める。

川崎市区課題調整会議要綱

制定 平成18年5月31日

最近改正 平成24年4月1日(平成24年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市区における総合行政の推進に関する規則(平成18年川崎市規則第29号。以下「規則」という。)第12条の規則に基づき、区課題調整会議(以下「会議」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会議は、必要に応じて総合企画局長が召集する。

(付議の手続)

第3条 区長又は局長等(規則第2条第2項に規定する局長等をいう。以下同じ。)は、会議に

付議したい事案があるときは、資料を添えて総合企画局長に提出するものとする。

- 2 総合企画局長は、前項の提出を受けたときは、必要に応じて事前の調整等を行うものとする。

(課長会議)

第4条 総合企画局長は、前条第2項に基づく事前の調整等を図るとともに、広く区における課題に関する情報共有及びその解決に向けた具体的な方策等を検討するため、課長会議を設置する。

- 2 課長会議は、事案に係る区の企画課長及び局等の課長又は担当課長並びに次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 総務局行財政改革室担当課長
- (2) 財政局財政部財政課担当課長
- (3) 市民・こども局区政推進部区調整課長
- (4) 総合企画局都市経営部企画調整課長
- (5) 総合企画局都市経営部企画調整課担当課長
- (6) その他課長会議が必要と認める職員

- 3 課長会議は、会議から指示があったとき又は総合企画局都市経営部企画調整課長(以下「企画調整課長」という。)が必要と認めるときに開催する。

- 4 課長会議は、企画調整課長が主宰する。ただし、企画調整課長に事故あるときは、総合企画局都市経営部企画調整課担当課長が、その代理を務めるものとする。

- 5 課長会議は、その結果を会議へ報告するものとする。

(庶務)

第5条 会議及び課長会議の庶務は、総合企画局都市経営部企画調整課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の組織及び運営について必要な事項は、総合企画局長が定める。

川崎市区長連絡会議設置要綱

制定 平成11年10月1日

最近改正 平成24年4月1日(平成24年4月1日施行)

(設置)

第1条 区役所相互並びに区役所及び局との連絡調整を行うことにより、川崎市区における総合行政の推進に関する規則(平成18年規則第29号、以下「規則」という。)の円滑な運用に資するため、区長連絡会議(以下「会議」という。)を設置する。

(構成)

第2条 会議は、区長、市民・こども局長、市民・こども局区政推進部長及び関係職員をもって構成する。

(会議)

第3条 会議は、市民・こども局長が主宰する。

2 会議は、原則として毎月第1・3火曜日の定例局長会議に引き続き開催する。ただし、特別の事情があるときは、これを変更し、又は臨時に開催することができる。

(協議事項)

第4条 会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 規則第3条に規定する区長の役割を果たすために区役所及び関係局間での連絡調整を必要とする事項
- (2) 規則第4条に規定する局長等の役割を果たすために区役所及び関係局間での連絡調整を必要とする事項
- (3) 規則第5条に規定する会議における協議を円滑に実施するために必要な事項
- (4) その他区における総合行政の推進に関する事項

2 規則第2条第2項に規定する局長等（以下「局長等」という。）および区長は、会議に付議する事案がある場合は、市民・こども局長に通知するものとする。

(関係局長等の出席)

第5条 市民・こども局長は、必要と認めるときは、会議に関係局長その他の職員の出席を求め、意見、資料の提出等を求めることができる。

(会議の記録等)

第6条 市民・こども局長は、会議記録を保存するとともに、必要な事項について関係局長に通知するものとする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は市民・こども局区政推進部区調整課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、区長と市民・こども局長が協議のうえ、市民・こども局長が定める。

川崎市局・区役所間事業提案等の調整に関する要綱

制定 平成11年10月1日

最近改正 平成24年4月1日(平成24年4月1日施行)

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市における総合行政の推進に関する規則(平成18年規則第29号。以下「規則」という。)第11条の規定に基づき、区長又は局長等(規則第2条第2項に規定する局長等をいう。以下同じ。)から要請される事務事業の実施の提案等に係る調整の方法を定めることを目的とする。

(事業提案)

第2条 区長又は局長等は、規則第10条に規定する事項のうち、重要な施策等に係る提案等

について、前条の規定による調整を要請する場合、事前に当該事務事業の概要をまとめた資料を総合企画局長あてに提出しなければならない。

- 2 区長又は局長等は、規則第10条に規定する事項のうち、前項によらない提案等について、前条の規定による調整を要請する場合、事前に当該事務事業の概要をまとめた資料を市民・こども局長あてに提出しなければならない。

(総合企画局長による調整)

第3条 総合企画局長は、前条第1項の提出があった場合、規則第11条に基づく調整を行うものとする。

- 2 総合企画局長は、前項の調整を行う場合、必要に応じて規則第12条に規定する区課題調整会議に付議するものとする。

- 3 区課題調整会議に付議する場合の手続は、「川崎市区課題調整会議要綱」の定めるところによる。

- 4 総合企画局長は、調整の結果を区長及び事業提案局長等に通知するものとする。

(市民・こども局長による調整)

第4条 市民・こども局長は、第2条第2項の提出があった場合、規則第11条に基づく調整を行うものとする。

- 2 市民・こども局長は、前項の調整を行う場合、必要に応じて別に規定する副区長会議に付議するものとする。この場合、事業提案局長等は「区役所への事業提案書」(別紙様式1)を作成し、市民・こども局長に提出するものとする。

- 3 市民・こども局長は、調整の結果を区長及び事業提案局長等に通知するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、総合企画局長と協議の上、市民・こども局長が定める。

様式1

文 書 番 号
平 成 年 月 日

「川崎市局・区役所間事業提案等の調整に関する要綱」に基づく区役所への事業提案書

(あて先)市民・こども局長

川崎市局区役所間事業提案等の調整に関する要綱第4条に基づいて、次により事業提案します。

局長

1 事業名称	
2 所管局部署	部 課 係 担当 TEL
3 対象とする区及び課かい	☐ 全区 ☐ 特定区 (川崎・幸・中原・高津・宮前・多摩・麻生) 《課かい名》 部 課
4 目的及び概要等	《目的》 《概要》
5 分類及び事務の範囲	☐ 新規 ☐ 継続 ☐ 廃止 ☐ 見直し ☐ その他() ☐ 事務の全部 ☐ 事務の一部 ☐ 単年度 ☐ その他 《期間》平成 年 月 日～平成 年 月 日
6 提案内容	《内容》 《事務量》 ☐ 人員 _____人 ☐ 時間 _____時間 ☐ 件数 _____件
7 予算	☐ 総予算額 ☐ 区への令達額 _____円 _____円 《内訳・その他》
8 提案局の体制	
9 関係機関との協議	
10 備考	

川崎市副区長会議要領

制定 平成11年10月1日

最近改正 平成27年4月1日(平成27年4月1日施行)

(目的)

第1条 川崎市局・区役所間事業提案等の調整に関する要綱第5条に基づき、副区長会議（以下「会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 事業の実施のための検討及び協議に関すること。
- (2) 事業の実施に向けた執行体制の調整に関すること。
- (3) その他、事業の実施に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 会議は、副区長、市民・こども局区政推進部長及び市民・こども局区政推進部調整課長で構成する。

(招集)

第4条 会議は、必要に応じて市民・こども局長が招集する。

(関係職員の出席)

第5条 会議は、必要に応じて事業提案局の職員その他関係職員に出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、市民・こども局区政推進部調整課が処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民・こども局長が定める。

川崎市市民サービス部長会議設置要綱

制定 平成17年4月12日

最近改正 平成24年4月1日(平成24年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 区役所における行政サービスを中心的に担う部署の責任者である各区区民サービス部長相互の連絡調整を行うとともに、便利で快適な区役所サービスの効率的・効果的な提供の実現に向けて協議するため、区民サービス部長会議（以下「会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 区役所サービス向上指針に関すること。
- (2) 区役所サービスの改善に関すること。

(3) 区役所サービスに係る制度、システムの調整に関すること。

(4) その他、区役所サービスに係る必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 会議は、市民・こども局区政推進部長（以下「区政推進部長」という。）、各区区民サービス部長及び市民・こども局区政推進部調整課長（以下「区調整課長」という。）をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、区政推進部長が主宰する。ただし、区政推進部長に事故あるときは、区調整課長が会議の進行を行うことができるものとする。

2 会議は、必要に応じて区政推進部長が招集する。

3 区政推進部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見、資料の提出等を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第5条 会議は、必要に応じ関係職員で構成するワーキンググループを設置することができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は市民・こども局区政推進部調整課において行う。

(その他)

第7条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、区政推進部長が定める。

川崎市区役所業務関係局連絡調整会議設置要綱

制定 平成17年8月2日

最近改正 平成24年4月1日（平成24年4月1日施行）

(趣旨)

第1条 区役所における担当部署の業務関係局所管課相互の連絡調整を図り、区役所における行政サービスの向上と区における総合行政の推進に資するため、川崎市区役所業務関係局連絡調整会議（以下「会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 区役所における窓口混雑期対策に関すること。

(2) 区役所、支所、出張所等の機能調整に関すること。

(3) 区役所サービスに係る制度、システムの調整に関すること。

(4) その他、区役所サービスに係る必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 会議は、検討事項に関する区役所業務関係局所管課長をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、市民・こども局区政推進部長（以下「区政推進部長」という。）が主宰する。
ただし、区政推進部長に事故あるときは、市民・こども局区政推進部調整課長が会議の進行を行うことができるものとする。

2 会議は、必要に応じて区政推進部長が招集する。

3 区政推進部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見、資料の提出等を求めることができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は市民・こども局区政推進部調整課において行う。

(その他)

第6条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、区政推進部長が定める。

川崎市地域課題対応事業実施要綱

制定 平成23年4月1日

最近改正 平成27年4月1日(平成27年4月1日施行)

(目的)

第1条 この要綱は、区役所が主体となって、区民の参加と協働により、地域の抱える課題解決や地域の特性を活かした事業を実施し、区における総合行政の推進に資することを目的とする地域課題対応事業に関して、必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施)

第2条 区長は、前条の目的を実現するために、区民意見、事業の必要性、効果及び効率性等を考慮の上事業を実施する。

2 対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 地域の身近な課題の解決のための事業

(2) 地域の特性を活かした区づくり事業

(3) 区役所自らの裁量により総合的・横断的に判断し執行する事業及び緊急対応が必要な事業

(4) 便利で快適な区役所づくりのための事業

(5) その他、前条の目的を達成するために必要とする事業

3 前項の事業について、区役所が自主的に企画立案し、区民の参加と協働により地域の課題を解決する事業及び区役所が主体となり、局と連携して、地域の課題を解決する事業を実施するとともに、年度途中に発生する新たな課題に区長の権限で適切かつ迅速に対応する事業を「区の新たな課題即応事業」として実施することとする。

4 事業実施に当たっては、次のいずれにも留意しなければならない。

(1) 対人給付的な事業など開始段階から全市一律のサービス水準を確保すべき事業でないこと。

(2) 後年度負担の発生を極力、抑えた事業であること。

(3) 予算の硬直化を防ぎ、課題に柔軟に対応するために、事業評価を実施した上で、所期の目的を達成した事業は完了し、新たな展開を図ること。

(実施方法)

第3条 区長は、実施に当たって、関係部局等との調整を十分に行うものとする。

(事業の広報等)

第4条 区長は、事業計画及び事業結果・評価を区民に広報し、区民意見の聴取に努めるものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が定める。

(4) その他の諸規定

川崎市区役所、支所及び出張所会議室等使用要綱

制定 昭和50年12月1日

最近改正 平成24年4月1日(平成24年4月1日施行)

(目的)

第1条 この要綱は、区役所、支所及び出張所の会議室及びその他使用に供することができる施設(以下「会議室等」という。)の使用について必要な事項を定め、行政の円滑かつ適正な執行を助長あるいは確保することを目的とする。

(使用事務所)

第2条 前条に規定する区役所、支所及び出張所とは、次のとおりとする。

- (1) 川崎区役所、大師支所及び田島支所
- (2) 幸区役所及び日吉出張所
- (3) 中原区役所
- (4) 高津区役所及び橘出張所
- (5) 宮前区役所及び向丘出張所
- (6) 多摩区役所及び生田出張所
- (7) 麻生区役所

(使用者の範囲及び使用目的)

第3条 会議室等の使用は、次の各号に掲げるものにより、原則として行政に資することを目的として開催される会議等に限るものとする。ただし、庁舎管理者が適当と認めるときは、この限りでない。

- (1) 区内に在住する者
- (2) 区内事業所に勤務する者

(使用の申請及び許可)

第4条 会議室等を使用しようとする者は、第10条の事項を確認のうえ、会議室等使用許可(承認)申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に必要事項を記入し、庁舎管理者に提出し、その許可(第2号様式)を受けなければならない。

2 前項の申請書は、使用日の2週間前から3日前までの間に提出しなければならない。ただし、庁舎管理者が必要と認めるときは、この限りでない。なお、電話等による申込みは受けないものとする。

3 申請書の受付時間及び受付場所は次のとおりとする。

- (1) 受付時間

平日 午前8時30分から午後5時まで

- (2) 受付場所

区役所 総務課 支所 区民センター 出張所 地域振興担当

(使用許可の制限)

第5条 庁舎管理者は、次の各号の一に該当する場合は、会議室等の使用を許可しない。

- (1) 公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

(3) 販売、営業、宣伝等の営利行為、宗教的又は政治的行為を目的として使用するとき。

(4) その他庁舎管理者が不適当と認めたとき。

(使用料)

第6条 会議室等の使用料は、無料とする。

(使用日数の制限)

第7条 会議室等の使用は、使用の公平を期するため、同一使用者について、1回につき休庁日を除いた引き続き3日を限度とし、月通算5日をこえることはできないものとする。ただし、庁舎管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

(使用時間)

第8条 会議室等の使用時間は、次のとおりとする。ただし、庁舎管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

平日 午前9時から午後4時30分まで

(変更及び取り消し届)

第9条 使用者は、使用目的、日時、責任者等に変更が生じたとき、又は使用を取り消すときは、庁舎管理者に会議室等使用許可（承認）書をそえて速やかに届け出なければならない。

(使用者の義務)

第10条 使用者は、会議室等の使用にあたっては、次の事項を遵守しなければならない。また、特段の使用を予定するときは、予め庁舎管理者に申し出て、その指示に従わなければならない。

(1) 騒音若しくは大声を発したり、又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(2) 許可なく壁、柱等にはり紙し、又は釘などを打つ行為をしないこと。

(3) 許可を受けた会議室等以外のものを使用したり、会議室等内の器具等の持ち出しをしないこと。

(4) 机、いす等の配列を変更した場合は、使用后必ず元の位置にもどすこと。

(5) 会議室等使用中に破損した備品、什器等があるときは、速やかに庁舎管理者に届け出ること。

(6) 持込品の搬入及び搬出は、使用時間中に行うこと。

(7) 危険物を持ち込まないこと。

(8) 喫煙及び飲食をしないこと。

(9) その他庁舎管理者が指示すること。

(損害賠償)

第11条 使用者は、その責に帰すべき事由により、使用財産の全部又は一部を滅失し若しくはき損したときは、損害を賠償しなければならない。

(許可の取消し等)

第12条 庁舎管理者は、次の各号の一に該当する者又はそのおそれのある者に対し、会議室等への入場を拒否し、許可を取り消し、又は行為の禁止若しくは退去を命じ、又は物件の撤去を命じ、任意に撤去しないときは、自らこれを撤去することができる。

- (1) 第5条の規定に違反する者
- (2) 第10条の規定に違反する者
- (3) その他この要綱の規定に違反する者

2 庁舎管理者は、庁舎管理上、その必要が生じたときは使用者に対し、許可の取り消しをすることができる。また、変更を必要とするときは庁舎管理者は、その旨を使用者へ連絡するものとする。

(使用権の譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、使用の権利を転貸し、若しくは譲渡し、又は使用目的を変更してはならない。

(使用後の報告)

第14条 使用者は、会議室等の使用を終了したときは、速やかに庁舎管理者に報告し、確認を受けなければならない。

(利用状況の報告)

第15条 庁舎管理者は、当該年度の会議室等利用状況を、区役所、支所及び出張所会議室等利用件数表（第3号様式）により翌年度4月15日までに市民・こども局長あて報告しなければならない。

川崎市各区シンボルマーク使用承認要領

制定 平成17年4月1日

改正 平成24年4月1日(平成24年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市民及び川崎市内に所在する法人その他の団体が川崎市各区シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）を使用する場合における必要事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領においてシンボルマークとは、平成4年度各区区政推進事業により制定されたものをいう。

(使用手続き)

第3条 シンボルマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、川崎市各区シンボルマーク使用承認申請書（第1号様式）を各区長に提出しなければならない。

2 各区長は、シンボルマークの使用を承認し、又は不承認とするときは、川崎市各区シンボルマーク使用承認・不承認通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。この場合において、各区長は、使用の承認にあたっては、必要な条件を付すことができる。

(遵守事項)

第4条 シンボルマークを使用する場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) シンボルマークを変形し、または、他の図形や文字と重ねて使用しない。
- (2) シンボルマークの色は、原則として指定された色を使用する。

(使用承認しない場合)

第5条 各区長は、次の各号の一に該当するときはシンボルマークの使用を承認しないものとする。

- (1) 特定の個人または団体の売名に利用しようとする場合
- (2) 特定の政治活動、宗教活動及び営利活動に利用しようとする場合
- (3) 区の品位を傷つけ、またはシンボルマーク制定の趣旨の妨げとなるおそれのある場合
- (4) 区が行う事業または、区が支援等を行う事業を推進する上で支障が生ずるおそれがある場合
- (5) 定められた使用方法によって使用しないと認められる場合
- (6) その他各区長が適当でないと認める場合

(所管)

第6条 この要領の所管は市民・こども局区政推進部区調整課とする。

(その他)

第7条 この要領実施のためその他必要な事項は各区長が定める。

7 主要機関の所管区域一覧

(1) 市の主要機関の所管区域一覧

行政区 機関		川 崎 区			幸 区	
		大師支所	田島支所			日吉出張所
区役所 保健福祉センター	保健 所機能	川崎区役所保健福祉センター（川崎保健所）			幸区役所保健福祉センター （幸保健所）	
		大師地区 健康福祉 ステーション	田島地区 健康福祉 ステーション		日吉健康 ステーション	
	福祉 事務 所機能	(大師福祉事務所)	(田島福祉事務所)	(川崎福祉事務所)	(幸福祉事務所)	
区役所 道路公園センター		川崎区役所 道路公園センター			幸区役所 道路公園センター	
上下水道局 営業センター		南部営業センター				
下水道事務所		南部下水道事務所				
市税事務所		かわさき市税事務所				
生活環境事業所		南部生活環境事業所 (大師支所・田島支所全域＋注1)			注1	川崎生活環境 事業所 (幸区役所全域＋注2)
					注2	
消 防 署		臨港消防署 (大師支所全域 ＋注3)		注3	川崎消防署 (川崎区役所全域 ＋注4)	幸消防署
				注4		

注1）大島1～5丁目、大島上町、小田1丁目、京町3丁目、中島1～3丁目、
渡田1～4丁目、渡田山王町、渡田新町1～3丁目、渡田東町、渡田向町

注2）旭町1～2丁目、池田1～2丁目、砂子1～2丁目、駅前本町、榎町、小川町、
貝塚1～2丁目、京町1～2丁目、境町、下並木、新川通、鈴木町、堤根、日進町、東田町、
富士見1～2丁目、堀之内町、本町1～2丁目、港町、南町、宮前町、宮本町、元木1～2丁目

注3）浅野町、池上町、大川町、扇島、扇町、鋼管通2～5丁目、桜本1～2丁目、白石町、
田辺新田、浜町1～4丁目、南渡田町

中 原 区	高 津 区	宮 前 区	多 摩 区	麻 生 区
	橘出張所	向丘出張所	生田出張所	
中原区役所 保健福祉センター (中原保健所)	高津区役所 保健福祉センター (高津保健所)	宮前区役所 保健福祉センター (宮前保健所)	多摩区役所 保健福祉センター (多摩保健所)	麻生区役所 保健福祉センター (麻生保健所)
(中原福祉事務所)	(高津福祉事務所)	(宮前福祉事務所)	(多摩福祉事務所)	(麻生福祉事務所)
中原区役所 道路公園センター	高津区役所 道路公園センター	宮前区役所 道路公園センター	多摩区役所 道路公園センター	麻生区役所 道路公園センター
	北部営業センター			
中部下水道事務所		西部下水道管理事務所	北部下水道管理事務所	
みぞのくち市税事務所			しんゆり市税事務所	
こすぎ市税分室				
中原生活環境事業所	宮前生活環境事業所		多摩生活環境事業所	
中原消防署	高津消防署	宮前消防署	多摩消防署	麻生消防署

注4) 浅田1～4丁目、追分町、小田2～7丁目、小田栄1～2丁目、鋼管通1丁目、田島町

注5) 大師支所・田島支所の所管区域については、P 6 参照

(2) 国・県の主要機関の所管区域一覧

行政区 機関	川 崎 区				幸 区
税務署	川崎南税務署				
県税事務所	川崎県税事務所				
年金事務所	川崎年金事務所				
労働センター	かながわ労働センター川崎支所				
公共職業安定所	川崎公共職業安定所				
法務局	横浜地方法務局（本局）（商業・法人登記）				
	横浜地方法務局川崎支局（不動産登記及び各種証明書交付事務）				
労働基準監督署	川崎南労働基準監督署				
警察署	川崎警察署	川崎区役所所管区域	大師支所 伊勢町、川中島1～2丁目、大師公園、大師町、大師本町、大師駅前1～2丁目、中瀬1～3丁目、東門前1～3丁目、藤崎1～4丁目	田島支所 浅田1～4丁目、追分町、小田2～6丁目、小田栄1丁目、鋼管通1丁目（1、2番のみ）	幸警察署
			上記以外の大師支所所管区域 注 1	上記以外の大師支所所管区域 注 1	

注 1）大師支所・田島支所の所管区域については、P 6 参照

中 原 区	高 津 区	宮 前 区	多 摩 区	麻 生 区
川崎北税務署			川崎西税務署	
高津県税事務所				
高津年金事務所				
かながわ労働センター川崎支所				
川崎北公共職業安定所				
横浜地方法務局（本局）（商業・法人登記）				
	横浜地方法務局麻生出張所（不動産登記及び各種証明書交付事務）			
川崎北労働基準監督署				
中原警察署	高津警察署	宮前警察署	多摩警察署	麻生警察署

8 政令指定都市関係資料

(1) 政令指定都市 市・区役所一覧

指定都市名	市・区役所名	区設置年月日	所在地	〒	電話番号
札幌市 (10区)	札幌市役所	-	中央区北1条西2丁目1番地	060-8611	011-211-2111
	中央区役所	昭和47年4月1日	中央区南3条西11丁目330番地2	060-8612	231-2400
	北	昭和47年4月1日	北区北24条西6丁目1番1号	001-8612	757-2400
	東	昭和47年4月1日	東区北11条東7丁目1番1号	065-8612	741-2400
	白石	昭和47年4月1日	白石区本郷通3丁目北1番1号	003-8612	861-2400
	厚別	平成元年11月6日	厚別区厚別中央1条5丁目3番2号	004-8612	895-2400
	豊平	昭和47年4月1日	豊平区平岸6条10丁目1番1号	062-8612	822-2400
	清田	平成9年11月4日	清田区平岡1条1丁目2番1号	004-8613	889-2400
	南	昭和47年4月1日	南区真駒内幸町2丁目2番1号	005-8612	582-2400
	西	昭和47年4月1日	西区琴似2条7丁目1番1号	063-8612	641-2400
	手稲	平成元年11月6日	手稲区前田1条11丁目1番10号	006-8612	681-2400
仙台市 (5区)	仙台市役所	-	青葉区国分町3丁目7番1号	980-8671	022-261-1111
	青葉区役所	平成元年4月1日	青葉区上杉1丁目5番1号	980-8701	225-7211
	宮城野	平成元年4月1日	宮城野区五輪2丁目12番35号	983-8601	291-2111
	若林	平成元年4月1日	若林区保春院前丁3番地の1	984-8601	282-1111
	太白	平成元年4月1日	太白区長町南3丁目1番15号	982-8601	247-1111
	泉	平成元年4月1日	泉区泉中央2丁目1番地の1	981-3189	372-3111
さいたま市 (10区)	さいたま市役所	-	浦和区常盤6丁目4番4号	330-9588	048-829-1111
	西 区役所	平成15年4月1日	西区大字指扇3743番地	331-8587	622-1111
	北	平成15年4月1日	北区宮原町1丁目852番地1	331-8586	653-1111
	大宮	平成15年4月1日	大宮区大門町3丁目1番地	330-8501	657-0111
	見沼	平成15年4月1日	見沼区堀崎町12番地36	337-8586	687-1111
	中央	平成15年4月1日	中央区下落合5丁目7番10号	338-8686	856-1111
	桜	平成15年4月1日	桜区道場4丁目3番1号	338-8586	858-1111
	浦和	平成15年4月1日	浦和区常盤6丁目4番4号	330-9586	825-1111
	南	平成15年4月1日	南区別所7丁目20番1号	336-8586	838-1111
	緑	平成15年4月1日	緑区大字中尾975番地1	336-8587	874-1111
	岩槻	平成17年4月1日	岩槻区本町3丁目2番5号	339-8585	790-0111
千葉市 (6区)	千葉市役所	-	中央区千葉港1番1号	260-8722	043-245-5111
	中央区役所	平成4年4月1日	中央区中央3丁目10番8号	260-8733	221-2111
	花見川	平成4年4月1日	花見川区瑞穂1丁目1番地	262-8733	275-6111
	稲毛	平成4年4月1日	稲毛区穴川4丁目12番1号	263-8733	284-6111
	若葉	平成4年4月1日	若葉区桜木北2丁目1番1号	264-8733	233-8111
	緑	平成4年4月1日	緑区おゆみ野3丁目15番地3	266-8733	292-8111
	美浜	平成4年4月1日	美浜区真砂5丁目15番1号	261-8733	270-3111
横浜市 (18区)	横浜市役所	-	中区港町1丁目1番地	231-0017	045-671-2121
	鶴見区役所	昭和2年10月1日	鶴見区鶴見中央三丁目20番1号	230-0051	510-1818※
	神奈川	昭和2年10月1日	神奈川区広台太田町3番地8	221-0824	411-7171※
	西	昭和19年4月1日	西区中央一丁目5番10号	220-0051	320-8484※
	中	昭和2年10月1日	中区日本大通35番地	231-0021	224-8181※
	南	昭和18年12月1日	南区花之木町3丁目48番地1	232-0018	743-8282※
	港南	昭和44年10月1日	港南区港南中央通10番1号	233-0004	847-8484※
	保土ヶ谷	昭和2年10月1日	保土ヶ谷区川辺町2番地9	240-0001	334-6262※
	旭	昭和44年10月1日	旭区鶴ヶ峰一丁目4番地12	241-0022	954-6161※
	磯子	昭和2年10月1日	磯子区磯子三丁目5番1号	235-0016	750-2323※
	金沢	昭和23年5月15日	金沢区泥亀二丁目9番1号	236-0021	788-7878※
	港北	昭和14年4月1日	港北区大豆戸町26番地1	222-0032	540-2323※
	緑	昭和44年10月1日	緑区寺山町118番地	226-0013	930-2323※

指定都市名	市・区役所名	区設置年月日	所在地	〒	電話番号
横浜市 (18区)	青葉 〃	平成6年11月6日	青葉区市ケ尾町31番地4	225-0024	978-2323※
	都筑 〃	平成6年11月6日	都筑区茅ヶ崎中央32番1号	224-0032	948-2323※
	戸塚 〃	昭和14年4月1日	戸塚区戸塚町16番地17	244-0003	866-8484※
	栄 〃	昭和61年11月3日	栄区桂町303番地19	247-0005	894-8181※
	泉 〃	昭和61年11月3日	泉区和泉町4636番地2	245-0016	800-2323※
	瀬谷 〃	昭和44年10月1日	瀬谷区二ツ橋町190番地	246-0021	367-5656※
相模原市 (3区)	相模原市役所	-	中央区中央2丁目11番15号	252-5277	042-754-1111
	緑 区役所	平成22年4月1日	緑区西橋本5丁目3番21号	252-5177	775-8802
	中央 〃	平成22年4月1日	中央区中央2丁目11番15号	252-5277	754-1111
	南 〃	平成22年4月1日	南区相模大野5丁目31番1号	252-0377	749-2134
新潟市 (8区)	新潟市役所	-	中央区学校町通1番町602番地1	951-8550	025-228-1000
	北 区役所	平成19年4月1日	北区葛塚3197番地	950-3393	387-1000
	東 〃	平成19年4月1日	東区下木戸1丁目4番1号	950-8709	272-1000
	中央 〃	平成19年4月1日	中央区学校町通1番町602番地1	951-8550	223-1000
	江南 〃	平成19年4月1日	江南区泉町3丁目4番5号	950-0195	383-1000
	秋葉 〃	平成19年4月1日	秋葉区程島2009番地	956-8601	0250-23-1000
	南 〃	平成19年4月1日	南区白根1235番地	950-1292	025-373-1000
	西 〃	平成19年4月1日	西区寺尾東3丁目14番41号	950-2097	268-1000
	西蒲 〃	平成19年4月1日	西蒲区巻甲2690番地1	953-8666	0256-73-1000
静岡市 (3区)	静岡市役所	-	葵区追手町5番1号	420-8602	054-254-2111※
	葵 区役所	平成17年4月1日	葵区追手町5番1号	420-8602	254-2115※
	駿河 〃	平成17年4月1日	駿河区南八幡町10番40号	422-8550	202-5811※
	清水 〃	平成17年4月1日	清水区旭町6番8号	424-8701	354-2111※
浜松市 (7区)	浜松市役所	-	中区元城町103番地の2	430-8652	053-457-2111
	中 区役所	平成19年4月1日	中区元城町103番地の2	430-8652	457-2111
	東 〃	平成19年4月1日	東区流通元町20番3号	435-8686	424-0111
	西 〃	平成19年4月1日	西区雄踏一丁目31番1号	431-0193	597-1111
	南 〃	平成19年4月1日	南区江之島町600番地の1	430-0898	425-1111
	北 〃	平成19年4月1日	北区細江町気賀305番地	431-1395	523-1111
	浜北 〃	平成19年4月1日	浜北区西美薊6番地	434-8550	587-3111
	天竜 〃	平成19年4月1日	天竜区二俣町二俣481番地	431-3392	926-1111
名古屋市 (16区)	名古屋市役所	-	中区三の丸三丁目1番1号	460-8508	052-961-1111
	千種区役所	昭和12年10月1日	千種区覚王山通8丁目37番地	464-8644	762-3111
	東 〃	明治41年4月1日	東区筒井一丁目7番74号	461-8640	935-2271
	北 〃	昭和19年2月11日	北区清水四丁目17番1号	462-8511	911-3131
	西 〃	明治41年4月1日	西区花の木二丁目18番1号	451-8508	521-5311
	中村 〃	昭和12年10月1日	中村区竹橋町36番31号	453-8501	451-1241
	中 〃	明治41年4月1日	中区栄四丁目1番8号	460-8447	241-3601
	昭和 〃	昭和12年10月1日	昭和区阿由知通3丁目19番地	466-8585	731-1511
	瑞穂 〃	昭和19年2月11日	瑞穂区瑞穂通3丁目32番地	467-8531	841-1521
	熱田 〃	昭和12年10月1日	熱田区神宮三丁目1番15号	456-8501	681-1431
	中川 〃	昭和12年10月1日	中川区高畑一丁目223番地	454-8501	362-1111
	港 〃	昭和12年10月1日	港区港明一丁目12番20号	455-8520	651-3251
	南 〃	明治41年4月1日	南区前浜通3丁目10番地	457-8508	811-5161
	守山 〃	昭和38年2月15日	守山区小幡一丁目3番1号	463-8510	793-3434
	緑 〃	昭和38年4月1日	緑区青山二丁目15番地	458-8585	621-2111
	名東 〃	昭和50年2月1日	名東区上社二丁目50番地	465-8508	773-1111
	天白 〃	昭和50年2月1日	天白区島田二丁目201番地	468-8510	803-1111

※総合番号案内

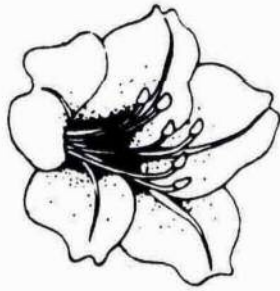
指定都市名	市・区役所名	区設置年月日	所在地	〒	電話番号
京都市 (11区)	京都市役所	－	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	604-8571	075-222-3111
	北 区役所	昭和30年9月1日	北区紫野東御所田町33番地の1	603-8511	432-1181
	上京 〃	明治12年4月10日	上京区上立売通大宮東入幸在町689番地	602-8511	441-0111
	左京 〃	昭和4年4月1日	左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2	606-8511	702-1000
	中京 〃	昭和4年4月1日	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地	604-8588	812-0061
	東山 〃	昭和4年4月1日	東山区清水5丁目130番地の6	605-8511	561-1191
	山科 〃	昭和51年10月1日	山科区栂辻池尻町14番地の2	607-8511	592-3050
	下京 〃	明治12年4月10日	下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608番地の8	600-8588	371-7101
	南 〃	昭和30年9月1日	南区西九条南田町1番地の3	601-8511	681-3111
	右京 〃	昭和6年4月1日	右京区太秦下刑部町12番地	616-8511	861-1101
	西京 〃	昭和51年10月1日	西京区上桂森下町25番地の1	615-8522	381-7121
	伏見 〃	昭和6年4月1日	伏見区鷹匠町39番地の2	612-8511	611-1101
大阪市 (24区)	大阪市役所	－	北区中之島1丁目3番20号	530-8201	06-6208-8181
	北 区役所	平成元年2月13日	北区扇町2丁目1番27号	530-8401	6313-9625
	都島 〃	昭和18年4月1日	都島区中野町2丁目16番20号	534-8501	6882-9625
	福島 〃	昭和18年4月1日	福島区大開1丁目8番1号	553-8501	6464-9625
	此花 〃	大正14年4月1日	此花区春日出北1丁目8番4号	554-8501	6466-9625
	中央 〃	平成元年2月13日	中央区久太郎町1丁目2番27号	541-8518	6267-9625
	西 〃	明治22年4月1日	西区新町4丁目5番14号	550-8501	6532-9625
	港 〃	大正14年4月1日	港区市岡1丁目15番25号	552-8510	6576-9625
	大正 〃	昭和7年10月1日	大正区千島2丁目7番95号	551-8501	4394-9625
	天王寺 〃	大正14年4月1日	天王寺区真法院町20番33号	543-8501	6774-9625
	浪速 〃	大正14年4月1日	浪速区敷津東1丁目4番20号	556-8501	6647-9625
	西淀川 〃	大正14年4月1日	西淀川区御幣島1丁目2番10号	555-8501	6478-9625
	淀川 〃	昭和49年7月22日	淀川区十三東2丁目3番3号	532-8501	6308-9625
	東淀川 〃	大正14年4月1日	東淀川区豊新2丁目1番4号	533-8501	4809-9625
	東成 〃	大正14年4月1日	東成区大今里西2丁目8番4号	537-8501	6977-9625
	生野 〃	昭和18年4月1日	生野区勝山南3丁目1番19号	544-8501	6715-9625
	旭 〃	昭和7年10月1日	旭区大宮1丁目1番17号	535-8501	6957-9625
	城東 〃	昭和18年4月1日	城東区中央3丁目4番29号	536-8510	6930-9625
	鶴見 〃	昭和49年7月22日	鶴見区横堤5丁目4番19号	538-8510	6915-9625
	阿倍野 〃	昭和18年4月1日	阿倍野区文の里1丁目1番40号	545-8501	6622-9625
	住之江 〃	昭和49年7月22日	住之江区御崎3丁目1番17号	559-8601	6682-9625
	住吉 〃	大正14年4月1日	住吉区南住吉3丁目15番55号	558-8501	6694-9625
	東住吉 〃	昭和18年4月1日	東住吉区東田辺1丁目13番4号	546-8501	4399-9625
	平野 〃	昭和49年7月22日	平野区背戸口3丁目8番19号	547-8580	4302-9625
	西成 〃	大正14年4月1日	西成区岸里1丁目5番20号	557-8501	6659-9625
堺市 (7区)	堺市役所	－	堺区南瓦町3番1号	590-0078	072-233-1101
	堺 区役所	平成18年4月1日	堺区南瓦町3番1号	590-0078	228-7403
	中 〃	平成18年4月1日	中区深井沢町2470番地7	599-8236	270-8181
	東 〃	平成18年4月1日	東区日置荘原寺町195番地1	599-8112	287-8100
	西 〃	平成18年4月1日	西区鳳東町6丁600番地	593-8324	275-1901
	南 〃	平成18年4月1日	南区桃山台1丁目1番1号	590-0141	290-1800
	北 〃	平成18年4月1日	北区新金岡町5丁目1番4号	591-8021	258-6706
	美原 〃	平成18年4月1日	美原区黒山167番地1	587-8585	363-9311
神戸市 (9区)	神戸市役所	－	中央区加納町6丁目5番1号	650-8570	078-331-8181
	東灘区役所	昭和25年 4月 1日	東灘区住吉東町5丁目2番1号	658-8570	841-4131
	灘 〃	昭和 6年 9月 1日	灘区桜口町4丁目2番1号	657-8570	843-7001
	中央 〃	昭和55年12月 1日	中央区雲井通5丁目1番1号	651-8570	232-4411
	兵庫 〃	昭和 6年 9月 1日	兵庫区荒田町1丁目21番1号	652-8570	511-2111
	北 〃	昭和48年 8月 1日	北区鈴蘭台西町1丁目25番1号	651-1195	593-1111

指定都市名	市・区役所名	区設置年月日	所在地	〒	電話番号
神戸市 (9区)	長田 〃	昭和20年 5月 1日	長田区北町3丁目4番地の3	653-8570	579-2311
	須磨 〃	昭和 6年 9月 1日	須磨区大黒町4丁目1番1号	654-8570	731-4341
	垂水 〃	昭和21年11月 1日	垂水区日向1丁目5番1号	655-8570	708-5151
	西 〃	昭和57年 8月 1日	西区玉津町小山字川端180番地の3	651-2195	929-0001
岡山市 (4区)	岡山市役所	-	北区大供一丁目1番1号	700-8544	086-803-1000
	北 区役所	平成21年4月1日	北区大供一丁目1番1号	700-8544	
	中 〃	平成21年4月1日	中区浜三丁目7番15号	703-8544	
	東 〃	平成21年4月1日	東区西大寺上二丁目7番31号	704-8555	
	南 〃	平成21年4月1日	南区浦安南町495番地5	702-8544	
広島市 (8区)	広島市役所	-	中区国泰寺町一丁目6番34号	730-8586	082-245-2111
	中 区役所	昭和55年4月1日	中区国泰寺町一丁目4番21号	730-8587	
	東 〃	昭和55年4月1日	東区東蟹屋町9番38号	732-8510	
	南 〃	昭和55年4月1日	南区皆実町一丁目5番44号	734-8522	
	西 〃	昭和55年4月1日	西区福島町二丁目2番1号	733-8530	
	安佐南 〃	昭和55年4月1日	安佐南区古市一丁目33番14号	731-0193	
	安佐北 〃	昭和55年4月1日	安佐北区可部四丁目13番13号	731-0292	
	安芸 〃	昭和55年4月1日	安芸区船越南三丁目4番36号	736-8501	
	佐伯 〃	昭和60年3月20日	佐伯区海老園二丁目5番28号	731-5195	
北九州市 (7区)	北九州市役所	-	小倉北区城内1番1号	803-8501	093-582-2525
	門司区役所	昭和38年4月1日	門司区清滝1丁目1番1号	801-8510	331-1881
	小倉北 〃	昭和49年4月1日	小倉北区大手町1番1号	803-8510	582-3311
	小倉南 〃	昭和49年4月1日	小倉南区若園5丁目1番2号	802-8510	951-4111
	若松 〃	昭和38年4月1日	若松区浜町1丁目1番1号	808-8510	761-5321
	八幡東 〃	昭和49年4月1日	八幡東区中央1丁目1番1号	805-8510	671-0801
	八幡西 〃	昭和49年4月1日	八幡西区黒崎三丁目15番3号	806-8510	642-1441
	戸畑 〃	昭和38年4月1日	戸畑区千防1丁目1番1号	804-8510	871-1501
福岡市 (7区)	福岡市役所	-	中央区天神1丁目8番1号	810-8620	092-711-4111(代)
	東 区役所	昭和47年4月1日	東区箱崎2丁目54番1号	812-8653	631-2131※
	博多 〃	昭和47年4月1日	博多区博多駅前2丁目9番3号	812-8512	441-2131※
	中央 〃	昭和47年4月1日	中央区大名2丁目5番31号	810-8622	714-2131※
	南 〃	昭和47年4月1日	南区塩原3丁目25番1号	815-8501	561-2131※
	城南 〃	昭和57年5月10日	城南区鳥飼6丁目1番1号	814-0192	822-2131※
	早良 〃	昭和57年5月10日	早良区百道2丁目1番1号	814-8501	841-2131※
	西 〃	昭和57年5月10日	西区内浜1丁目4番1号	819-8501	881-2131※
熊本市 (5区)	熊本市役所	-	中央区手取本町1番1号	860-8601	096-328-2111
	中央区役所	平成24年4月1日	中央区手取本町1番1号	860-8618	328-2555
	東 〃	平成24年4月1日	東区東本町16番30号	862-8555	367-9111
	西 〃	平成24年4月1日	西区小島2丁目7番1号	861-5292	329-1111
	南 〃	平成24年4月1日	南区富合町清藤405番地3	861-4189	357-4111
	北 〃	平成24年4月1日	北区植木町岩野238番地1	861-0195	272-1111
川崎市 (7区)	川崎市役所	-	川崎区宮本町1番地	210-8577	044-200-2111(代)
	川崎区役所	昭和47年4月1日	川崎区東田町8番地	210-8570	201-3113※
	幸 〃	昭和47年4月1日	幸区戸手本町1丁目11番地1	212-8570	556-6666※
	中原 〃	昭和47年4月1日	中原区小杉町3丁目245番地	211-8570	744-3113※
	高津 〃	昭和47年4月1日	高津区下作延2丁目8番1号	213-8570	861-3113※
	宮前 〃	昭和57年7月1日	宮前区宮前平2丁目20番地5	216-8570	856-3113※
	多摩 〃	昭和47年4月1日	多摩区登戸1, 775番地1	214-8570	935-3113※
	麻生 〃	昭和57年7月1日	麻生区万福寺1丁目5番1号	215-8570	965-5100※

※総合番号案内

(2) 政令指定都市区政担当課一覧

市名	政令市 移行年月日	担当課名 メールアドレス	所在地	電話番号 FAX番号
札幌市	昭和47年4月1日	市民まちづくり局 地域振興部 区政課 kusei@city.sapporo.jp	〒060-8611 中央区北1条西2丁目1番地	011-211-2252 011-218-5156
仙台市	平成元年4月1日	市民局 地域政策部 区政課 sim004010@city.sendai.jp	〒980-0802 青葉区二日町1番23号7-ハネット勾当台ビル9階	022-214-6125 022-211-1916
さいたま市	平成15年4月1日	市民・スポーツ文化局 区政推進室 kusei-suishin@city.saitama.lg.jp	〒330-9588 浦和区常盤6丁目4番4号	048-829-1833 048-829-1992
千葉市	平成4年4月1日	市民局 市民自治推進部 市民サービス課 service.CIC@city.chiba.lg.jp	〒260-8722 中央区千葉港1番1号	043-245-5133 043-245-5550
横浜市	昭和31年9月1日	市民局 区政支援部 区連絡調整課 sh-kuren@city.yokohama.jp	〒231-0017 中区港町1丁目1番地	045-671-2728 045-664-5295
相模原市	平成22年4月1日	市民局 区政支援課 kuseishien@city.sagamihara.kanagawa.jp	〒252-5277 中央区中央2丁目11番15号	042-769-9814 042-753-9413
新潟市	平成19年4月1日	市民生活部 市民協働課 shiminkyodo@city.niigata.lg.jp	〒951-8550 中央区学校町通1番町602番地1	025-226-1105 025-228-2219
静岡市	平成17年4月1日	生活文化局 市民生活部 区政課 kusei@city.shizuoka.lg.jp	〒420-8602 葵区追手町5番1号	054-221-1052 054-221-1538
浜松市	平成19年4月1日	市民部 市民協働・地域政策課 shiminkyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp	〒430-8652 中区元城町103番地の2	053-457-2094 053-457-2750
名古屋市	昭和31年9月1日	市民経済局 地域振興部 区政課 a3112@shiminkeizai.city.nagoya.lg.jp	〒460-8508 中区三の丸三丁目1番1号	052-972-3112 052-972-4458
京都市	昭和31年9月1日	文化市民局 地域自治推進室 kusei@city.kyoto.jp	〒604-8571 中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	075-222-3048 075-222-3042
大阪市	昭和31年9月1日	市民局 市民部 区政課 ca0003@city.osaka.lg.jp	〒530-8201 北区中之島一丁目3番20号	06-6208-7321・7324 06-6202-7073
堺市	平成18年4月1日	市民人権局 市民生活部 市民人権総務課 shijinso@city.sakai.lg.jp	〒590-0078 堺区南瓦町3番1号	072-228-7579 072-228-0371
神戸市	昭和31年9月1日	市民参画推進局 参画推進部 区政振興課 kusei@office.city.kobe.lg.jp	〒650-8570 中央区加納町6丁目5番1号	078-322-5071・5072 078-322-6012
岡山市	平成21年4月1日	市民局 区政推進課 kuseisuishin@city.okayama.jp	〒700-8544 北区大供一丁目1番1号	086-803-1033 086-803-1875
広島市	昭和55年4月1日	企画総務局 総務課 soumu-kusei@city.hiroshima.jp	〒730-8586 中区国泰寺町一丁目6番34号	082-504-2112 082-504-2069
北九州市	昭和38年4月1日	市民文化スポーツ局 市民部 区政課 shi-kusei@city.kitakyushu.lg.jp	〒803-8501 小倉北区城内1番1号	093-582-2107 093-562-1307
福岡市	昭和47年4月1日	市民局 総務部 区政課 kusei.CAB@city.fukuoka.lg.jp	〒810-8620 中央区天神1丁目8番1号	092-711-4074 092-733-5595
熊本市	平成24年4月1日	企画振興局 区政推進課 kuseisuishin@city.kumamoto.lg.jp	〒860-8601 中央区手取本町1番1号	096-328-2031 096-324-1713
川崎市	昭和47年4月1日	市民・子ども局 区政推進部 区調整課 25kusei@city.kawasaki.jp	〒210-8577 川崎区宮本町1番地	044-200-2357・2358 044-200-3912



市民の花 つつじ

多摩丘陵など山地に多く自生し、また鑑賞用としても栽培されている。春から夏にかけて5つに割れた合弁の花を開く。赤や白をはじめ、色の種類は多い。



市民の木 つばき

病害虫に強く、手入れも簡単な常緑樹で、初春に美しい赤や白の花を咲かせる。種からは油がとれ、木材はそろばんの玉など工芸用に使われる。

(市制50周年を記念して、昭和49年に定められた。)

区 政 概 要 (平成27年度版)

2015 (平成27) 年 7 月 印刷

2015 (平成27) 年 7 月 発行

発行者 川崎市市民・こども局

区政推進部区調整課

TEL 044-200-2111 (代)

044-200-2357 (直)

FAX 044-200-3912 (直)

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地



KAWASAKI CITY

川崎市